

間違のない話夫れから又家に居るにも商賣をしない人でも法律を知らなければならぬと云ふのは嘗に男子が法律を知らなければならぬのみならず婦人も知らなければならぬ家を持て一家の主人となつた日には女でも法律の思想と云ふものがなければならぬ是れは明々白々争ふべからざることだ

ソコで私が青年諸氏の爲に計るに此若い人達が仕事が無い卒業しても仕事が無くつてどうしたら宜いか分らぬと心配する人もあらう財産の豊かな人は宜しいがヤツトコセイ修業をして卒業をしたと云ふやうな人は翌日からどうしても錢を取らなければならぬと云ふやうなことが起つて來やう仕事を求めると云ふのも苦勞の一つだ總て軍事の流行る時には武人になるが宜い歌が流行る時には三十一文字を研究するが宜い劍術の流行る時は劍術を學ぶが一番賣れ口が早い若い時は賣れ口の早い方に取つて掛るが宜いではないかと私は思ふソコで今日法律を學ばなければ共に語るに足らないと云ふ程になつて居る世の中之を學ばなければ家に安んじて居ることも出來ぬと云ふ位の今日此世の中に立つにはドウしても辯護士でなくても裁判官でなくても法律を知らなければ世の中に立つことは出來ない無言で居れば宜からうと思ふが無言で居てもいけないイツか知らぬ間におかみさんを取られて仕舞ふ親も子も取られて仕舞ふと云ふやうな世の中になつて來てどうしても法律を知らなければならぬと云ふ世の中であるのに世間の人が法律の思想が無いこそ面白いじやないかソコで法律を知つて居るから其人の代人をして相談相手になつてやらうと云ふのが辯護士之を裁斷てやらうと云ふのが裁判官ソコで私が今世間で法律のことを考へず其思想が無くして漠然として居ると云ふ證據を言へば民法の發布以來マダ二三ヶ月にもならないが此間アノ民法の家族編其中に離婚の訴を起し得る箇條が二十ヶ條ばかりあるが訴へた者は殆ど無い阿波の徳島に一人東京に一人前後でタツタ二人亭主が亂暴して仕方がないから

離縁をしゃうと言ふ一方ではイヤだと言ふ然らば則ちと云つて法廷に訴へたのが今日まで二人しかない日本全國の廣き亭主が飲んだくれて暴れて嘔アが困りぬいて居るのが二ツや二十ではありますまい二千も二萬も必ずあるに違ひないが是等はマダ法律のあるを知らないのだ是れが法律思想の無いと云ふ證據此法律が出て居るのに日本全國大層の夫婦が居ながら亭主に毎日下ヤされて居る所の嘔アが二人とはどうだ誠に漠然としたことで煩つても藥を飲むことを知らぬのである世間には醫者があると云ふことを知らぬのだ其醫者は誰だと云へば法律家法律を知つて居る者が法廷に出て往く之を世間に擴め世間の人をして法律の思想を起さしめるのも矢張り先にやる奴が家を成すと云ふことの緒になるのである是れは極り切つたことであるがソレを何故やらぬか譯のないことで二三年も勉強すれば雜作もない裁判官も宜しいし辯護士も宜しい大層な病人もあることで法律に訴へる病人は恰も流行病と同じく幾らあるか分らない程であるから若い者の身を立て家を立てる爲に學ぶには法律が一番必要であらうと思ふ能く考へて御覽なさい假令そう云ふ詳しいことを知らないでも極く柔順しくして居れば宜いやうに思ふがそうすると田地が何時の間にか無くなつたアノ財産が無くなつた金を貸してあるに違ひないが法律の上に於てどうもコチラで思ふやうにはいかぬ『お前さんの約束のしやうが悪るかつたのだから諦めなさい』と云ふことになる昔は君主一人の手心で仕方がない『諦めなさい』と云ふことであつたが今日では『お前さんが間拔であつたから法律を知らなかつたから諦めなさい』と云ふことにならぬお父ツさんも女房もなくなつた『これもお前が手抜きであつたから諦めなさい』と云ふことにならぬ故に今後法律を知らない位馬鹿な目に逢ふものはないと思ふ皆さんもどうか法律を十分に御學びになるやうにしたい辯護士裁判官になる爲ばかりでない一般の人が法律を知らなければならぬと云ふソレだけの御話であります(拍手喝采) (明治三十

雜 纂 其 二

榎本武揚老母の歎願書案文

乍恐奉歎願候口上の覺

私次男釜次郎事昨年

御一新の節

天朝の御趣意をわきまへ不申箱館へ脱走仕候處直に御召捕相成此節當御糺問所え罷在候趣誠に以奉恐入候御事全く幼年のときより私共兩親の教訓不行届ゆへ右よふの次第にも成行き天朝へ御苦勞を奉掛候は申に不及諸人の難澁を引おこし候段何共以て申譯無御座私をも死罪に相成候ても更に申分無御座次第に御座候然處釜次郎事此節病氣のよし世間の噂承候罪人とは存候得共大病と承り候ては親子の情合何分にも忘れがたく日夜食事をも不仕心痛いたし居候つらつら過ぎ去り候事を相考候得ば私事は當年六十九歳に相成釜次郎は三十四歳私の口より申上候は奉恐入候御事に御座候得共同人事は幼年の時より心ばへやさしく手習學問出精仕追々成長に及び處々遊學等いたし若年の友達も多く附合廣くいたし候事に御座候得共かりそめにも家の事を忘れ不申かりそめにも兩親の心にそむき不申十ヶ年前夫圓兵衛病死の節も數十日の間晝夜おこたらずかかん病仕乍憚兩便の始末までも釜次郎并に兄勇次郎兩人にて引受實に若年の者に

榎本武揚老母の歎願書案文

出来がたき介抱いたし候事も御座候間兵衛死去の後はおらんだえ傳習罷越し歸國後の舊幕府にて身にあまり候立身仕家來共も不自由なきよふ召使居候得共毎日登城より歸り候得ば何事もさし置先づ私をなぐさめともくゝに食事いたし私事は老年の義に付よひも早くやすみ候得ば眠り候まではかたこしをさすりくれ如何なる暑中寒夜たりとも一夜もおこたり候事無御座實に私の口より申上候は恐入候得共釜次郎事は孝行者に相違無御座御疑も御座候はゞ私共の舊宅は下谷山下に御座候間近處御せんさく被下候とも又は釜次郎へ附合いたし候者へ御糺し被下候とも相分り候義釜次郎は孝行者に相違無御座候かゝる孝行者にてかゝる不忠の大罪をおかし候御事如何なる天魔のしわざに可有之御座哉最早かく相成候上は

天朝の御さいばんをあおぎ

天朝の御慈悲を奉願候のみより外いたし方は無御座候得共近日の病氣如何哉とそれのみ心痛仕候たとへ御慈悲も不相叶御仕置被仰付候とも一旦は病氣全快仕候よふいたし遣し度老婆の心願これ斗りに御座候就ては病氣にてもさだめし天朝より御藥も被下置候御事にて心残りは無御座筈に候得共御慈悲の上には又御慈悲を願ひかぎりなき私の欲心に御座候得共此度の病氣全快まで病院へ御下げ被下養生御さし許相成候よふ仕度左様相成候得ば同人事は外國えも参り兼て蘭醫信仰の事に御座候間病院にて外國人の療治を受候はゞたとへ養生不相叶死去仕候とも生涯の心残り無御座私におゐても難有仕合御慈悲の段わすれ不申候固より大罪人の事に御座候得ば嚴重の御法被爲在候義はふかく相心得候得共釜次郎養生中は此老婆を身代りとして御糺問所へ御召捕置被下病氣全快の上は如何よふにも被仰付候よふ仕度私事は平生釜次郎の孝心に報ると相心得候得ばいかなる窮命を蒙りたとへ一命を失ひ候とも更に心残り無御座釜次郎の命を

すくひ候得ば冥土にて夫間兵衛へ申譯も相立候義平生の教訓不行届とは申ながら七十歳の老婆にて兩人の子供を失ひ生てたよる方も無御座私の命はちりあくたよりかろきものに御座候何卒々々海山の御慈悲を以て此歎願御聞届相成候よふ深奉願候私事は兼て文字認候事も不調法の上殊に此節氣分も狂亂いたし書面の意味も御分り難相成可有御座候得共宜敷よふ御すいさつ奉願上候以上

九月廿三日

榎本釜次郎實母

こ と

返すくゝも此度私身代の義釜次郎の耳に入り候ては同人平生の氣質にて又々心配仕不慮の心得違にて身をあやまり候事も可有御座やと思廻し心痛仕候間當人えは御しらせ不被下候様奉願候

明治二年榎本武揚が函館に於て官軍に降参し、東京に護送せられて、兵部省軍務局の糺問所に檻禁中、靜岡に居た同人の老母が上京して来て、是非一度榎本に面會したいといふ切なる望に、先生は一工風を案じて、老母から哀願書を差出させることにし自から執筆して其の願書を代作し、これを榎本の姉なるおらくといふ婦人に淨書させ、老母がこれを持参して兵部省に出頭して差出したところ、當局者も痛く感動し願意を許可したので、老母は糺問所に到り獄窓を隔て、母子の面會を遂げることを得た。

(編者)

小野友五郎松本壽太夫兩人の申立に對する辨明書

註 慶應三年先生が幕府から米國行を命ぜられ、使命を果して歸朝したとき、一行の上役たる右兩人より、先生は渡米中不行届の廉ありと申立て、一時謹慎を申付られた。本文はこれに對して先生が外國奉行へ差出された辨明書である。(編者)

小野友五郎松本壽太夫兩人の申立に對する辨明書

先般より小野友五郎松本壽太夫兩人にて私義に付或は建白或は進達杯頻に奔走いたし亞行御用中私不行届の段申立居加之歸府後既に二ヶ月相成候得共私の荷物差押今日まで一言の挨拶も不致路傍の説を内々承込候處其辭柄の大趣意二ヶ條有之其一は彼地にて召抱候小使持逃げの一條と其二は書籍御買上の一條と申事に御座候右二ヶ條に付ては私おゐて自から其説有之候

當正月出帆前横濱おゐて爲替金并に船賃拂方の義一切私え相託し候に付通詞尺振八吟味方下役神野信之丞申談じ各兩様の手續いたし候得共出帆間合も無之被是混雜いたし漸く出帆の前日相濟無滞乗船仕候然處友五郎壽太夫義は旅宿にて晝夜酒のみ相用ひ既に乗船の節友五郎義は沈酔殆ど人事不省と申程の始末にて右爲替金の手續等反覆丁寧に申聞候得共中々了解不致則其儘にて爲替手形三枚の内壹枚は亞國ミニストルえ預置外貳枚を兩人にて壹枚づゝ所持いたしニユーヨルクえ著仕候處彼地にて御使の爲め周旋いたし吳候者壹人も無之就ては爲替金引替の義も如何可致哉と心配仕候得共友五郎壽太夫義は例の通りにて其邊少しも頓首不致且其節迄は兩人の間柄不和にて何事も相談不致就ては引替等の義も互に談じ合不致様子にて唯々私え可然様取計可申との義に付則一面識の者には候得共旅宿の番頭相頼或る兩替屋に參候處手形三枚不揃候ては金子難相渡尤横濱表爲替間屋よりの添書有之候得ば差支無之旨申聞候得共添書等所持不致無據旅宿え立戻主人へ申談じ請人に相頼又候兩替屋え罷越候處夫にて何分不都合に付テレグラフを以てロンドンの本店え掛合および其返詞次第にて金子相渡可申左候得ば凡十四五日も手間取り可申段申聞候に付はたと當惑仕彼是の引合にて既に二日を費し候處友五郎義はワシントン府へ外國事務執政不在の義を承知いたし居候得共表向を取繕ひ一日も早く同處に罷越候段申張り加之召抱候小使え金子も不相渡色々の小買物申付且右の者えは飛脚船より

荷揚の義申付候に付運賃拂方等も爲引受其外一同より小買物も申付旁五百ドル計相成候得共差遣候正金は無之不體裁を極め就ては爲替金引替の義色々勘辨仕候て舊と横濱在留亞國コンシユル相勤居候フヒツセンと申者え相頼同人兼て得意の兩替屋ドンケルシャーマンコンペニと申家にて金子引替申候處其節はワシントンえ出立の期限明朝と相迫り荷物等も其日中に不引取候ては出立の間に逢不申其外小買物の拂方も不致候ては不相叶義事實切迫致候義に付兩替屋にて金子請取候内五百ドル直に右小使え相渡候處同日出奔いたし候義に御座候然るに此般歸府の上右五百ドルを辭柄に設け色々事に構成いたし候由尤政府の御法におゐて私にも罪狀可有之兎に角私の手より金子相渡して金子紛失いたし候義に付其段は甘じて御咎を蒙り冤罪と不存候得共其事實を以て論じ候得ば畢竟友五郎義事情に暗く爲替金の手續等更に不相心得頑論申張候てワシントンの出立を差急候より生じ候事に御座候其外同人義外國人之接對振不都合の義も有之且書翰往復の取扱等絶て不相心得様子にて彼地御用済に至るまで私壹人え相託し諸事取纏候義に有之候處御用向多端の折は種々の言を卑し禮を厚し私共より却て氣の毒と存候程の次第に有之候處御用済に至り候ては更に一言の挨拶も不致自得の様子に御座候固より私おゐても友五郎より慰勞の言葉受け喜悅いたし候義も無之候得共彼の心事を察候に下輩の者を欺き使役するの法術を用ひ候義失禮の舉動と存じ満足不仕候

第二條書籍御買上げの義に付私より議論申述候義は彼國にてブラインより取戻候金子五十萬ドル餘の内三拾萬ドルは御買上船の代料内拂にいたし其外右御船乗廻しの入用并小銃の代金等相拂ひ殘高有之候處友五郎義私え申聞候に付御勘定所にて御益筋取計候は自分の全權に有之義就ては此度の殘金を以て書籍相調へ歸府の上御拂にいたし候はゞ隨分御益可相成候に付右買入方取計可申旨談じ候て丁度其席えは壽太夫も居合せ同人も同意にて書籍御買上相

成候は、貳三萬兩の高は開成所にて引受可申左候節は賣捌の上貳割の利は御勘定所へ相納其外の割合は開成所掛の者の雜費に供し可申杯全く町人同様の談話に有之私義も殆ど驚愕いたし且其以前海軍方小笠原賢藏岩田平作より海軍所必用の書籍器械等相調度旨精々申立候處友五郎おゐて中々承知不致尙又兩人の者より出帆前藤澤志摩守殿え右品御買上の義相伺志摩守殿承知の趣下札相成候書面を持出し強く談判および候處漸く五百ドルラル丈け海軍所附御書籍其外御買上の義相濟候義も有之旁以て友五郎壽太夫兩人の存意相察し候に全く上の御用金を町人同様の賣買に用ひ其賣買の口錢を以て上の御益にいたし候心得に可有之加之御勘定所へ幾割開成所にて幾割杯申候得ば諸御役所の間にも互に商賣の法を立候義左候得ば最前海軍方の者より申立候節書籍其外御買上げ相拒み僅五百ドルラル相渡候義も御勘定所にて品物御買上げたし相應の割合を引き候上にて海軍方えも賣渡候義に可有之哉と推察被致同一の政府中に有間敷事と存候に付則友五郎え私より相答へ御談の趣承知いたし候得共政府にて町人同様の商賣は御不都合に可有之且御使の御身分も有之亞國政府え被對假令ひ事實は不相分候とも御不本意の義と存候間此度書籍御買上げの義を御用向として私え御談じ有之候とも私は御請いたし兼候將又政府の御趣意も不願御使の名義をも頓著不致候て唯利の在る所なれば如何様の事をも御施行可被成との思召に候得ば政府は官にあらず亦公にあらず一個の商家なり商人の思召にて私事御頼に候はゞ私義も上の御家來と申す名目を姑く捨私用の御世話可致左候節は通法も可有之賣買の割合も取り可申旨申立候義に御座候

本文政府にて商賣不致御使の名義に對し云々との義は私義御國の御法は深相心得不申候得共歐羅巴諸政府おゐて貢として品物等收納いたし候得ば入札にて賣拂候のみにて彼の品を買て此に賣り其間の利を取ると申事は絶て

無之との義承知仕候義御座候一體政府たるもの、趣意は國內の商賣工業并に外國の交易を保護し法を犯す者を罰し曲を蒙る者を救ひ人々生を安じ業を営み候様其取締を爲すこと即ち政府の職掌にて其職掌を達し候には是非武力を用候義に付諸税を取立海陸軍を設候義に有之由尤御國におゐては東西風俗も異なり候義御國內にて御用達し町人杯商賣いたし候義は格別の事にて可有之候得共政府御使の身分にて商賣品を取扱候義は外國交際上におゐて決して難出來義其一證を擧候得ば當節合衆國にては諸税格別嚴重にて港を出入する荷物一品たりとも品物相改候義に有之候處御使の名目有之候得ば無其義如何程の荷物有之候共出入勝手次第即ち商賣品を不取扱印に御座候右に付此度にては書籍御買上相成開成所御備并に海陸軍の御用に御備被成候事に候得ば何程の品御買上相成候とも議論可有之筋に無御座公然たる御處置に候得共本文の通り彼地にて友五郎壽太夫申談候處にては諸御役所にて割合を引き互に賣買いたし候杯の義全く政府の御趣意にも有之間敷哉と存候且兩人の存意は其口上にて申述候斗に無之最前海軍方の者申立候義を差拒候證據明白に付私義も右様商賣の仲間に加はり政府え不相當の名を附候ても不本意に存候間御使の談しには候得共斷および候義に御座候尤御使兩人町人の積にて物を買ひ候はゞ私義もこれを私事と心得候て割合を取るべし杯贅言を附候得共事實私おゐて利を貪る心得に候得ば其邊の義は業にも發言不致管御座候

明治政府へ舊幕府海軍士官推薦に關する書類

岩 田 平 作

右は舊幕府軍艦役相勤四五年の間船將いたし去る卯年アメリカえ罷越ストーンウール（甲鐵船）買入右船へ乗込歸朝いたし候者にて實地の試験にも富候人物に御座候此者義は一昨年來脱走の列に不加當時浦賀住居なり若し御用筋も御座候はゞ可相勤心願有之人物の正否には御心配無御座私にて御請合申上候
實はアメリカ行の節小生も同伴いたし親しく附合候義有之候

福澤諭吉

英國軍律（クウキース・レギュレーション）

一切英の軍律を記し詳かならざるはなし此書翻譯成功に及候はゞ八百葉にも可相成存候

藝藩に預け

古川節藏

當時は藩邸に在り

小笠原賢藏

右云々

山内六三郎

箱館に在るとのよし

脱走中第一流の洋學者但し文學通辨のみ武人にあらず

小林保三郎

秋田に在るとの噂、未詳

右同斷

小野友五郎

測量

測量

伴 鐵太郎
濱口與右衛門

長沼事件に關する願書案文

註 長沼事件とは下總國長沼村（現在千葉縣印旛郡長沼村）の係争事件にして、先生は村民の一人から其事の次第を聞かれて深くこれに同情し、多年間に互りて間接直接に其解決に力を添へ、遂に村民をして永久の安堵を得せしめられたのである。其事の顛末は「福澤諭吉傳」の第二卷第二十四編に詳しく記してある。茲に収録する願書の案文は、先生が其間村民のために代書せられたものである。又次記の春日井事件の始末も傳記の長沼事件に附記しある。（編者）

（其一） 明治七年

沼地納税の義に付奉願上候

第十大區六小區下總國埴生郡長沼村用掛小川武平外二人奉申上候私共村方沼地稅上納の義に付昨年九月願書差上候處當一月中地理御用掛様より村役人御呼出之上沼地稅積書可差出御申渡に付同月二十二日右積書并願書相添差上候處追て御指令可有之旨御口達に付其儘歸村仕り去月二十八日右御指令相願ひ候處當月二日地理御掛様より地稅にては都合に付雜稅掛へ可願出様舊立會人へ御申渡有之旨歸村披露に及候處一統當惑心痛仕候元來惡水路御開に付右沼地高井貢米運上來共御免除に相成候得共右惡水路普請出來の上は舊稅に復し候義と村中一統心得居たるに今更雜稅に相成候ては從來仕來の姿を失ひ候事に付其の邊より竟には他村入會地等の有様に立至り候やも難計とて小前の者共只管

長沼事件に關する願書案文

心配仕候尤も御請書被仰付候節に長沼村の長沼なれば高貢米免除に相成候共長沼村の公有地即ち長沼村民の私有地に他村入會地等には無之旨御説諭も有之義に付右免除請書仕候ても地所の義は決して官有地或ひは入會地等には立至り中間敷と存請書仕候義に御座候

右の次第に付向後も心厚き思召を以て村中の難澁に相成候様の御處置は萬々無之義と一應は安心仕候得共小前共の心にては未來の未來を掛念仕候得ば何分とも安心仕兼候場合有之重立者より説諭にも當惑仕候則ち其掛念と申は左の貳箇條に御座候

第一正稅地と雜稅地と其實は村方の爲め利害に差響き無之候得共元來此名目の改有候其原因を推察致し候得ば元一昨申年中惡水路普請の義莫大の費用にて其上沼地にて左右三十間外へ土取捨候手段も無之御斷申上次で上鄉村々へ被仰付其節より正稅地の名目も御廢止相成候義に付向後雜稅地と相成候はゞ沼地所有の名義は全く失ひ盡して他村に奪はれ候義と一筋に掛念仕候此一條は名目に付ての疑念に御座候

第二上鄉村々より惡水路普請仕候に付ては水路浚等のため時々沼地へ入込み折節は本村の漁獵藻草刈等の妨げに相成候義もなきに非ず固より瑣末の事柄に大方の御眼にて御覽被成候得ば論ずるにも足ざる事に候得共小前共の小心にて既に隔意を生じ居り候事なれば魚一尾藻草片荷の得失にも何か騒々敷申立候意味も有之何分其の説諭にも當惑仕候此の一條は事實形跡に顯れ候事柄に付ての不和に御座候

右二ヶ條の不都合を程能く取纏め永く隣村の附合を保ち公事出入の源を塞ぎ候には第一は從前の通沼地を正稅地に被成下度第二は向後惡水路の普請を當村に御任せに相成他村の者は一切其沼地に入込ざる様御處置奉願候

斯く申上候へば如何にも自儘の様に御聞取も可有之其子細は先度惡水路浚方の時は御請不由上今日に相成向後は引請申度との一事なり併し此義に付ては乍恐少しく辨解申上度何卒寛大の思召を以て御聞届奉願候一昨年水路浚方の節の仕様にては人足一萬四百餘人其外の費用も之に相應致し且沼地にて左右三十間外へ土取捨候手段も無之萬々不本意ながら御斷申上候義に御座候得共其後右普請出來の上にて實地の模様を一見仕候得ば以前仕様の積とは莫大の相違この通りの事なれば其節必ず御請も出來候事と一統私に申居候義に御座候

或は右普請の義只今有形の通りなれば御請出來候筈と申せば最前上鄉村々より普請中にも其旨可申上次第に有之今日に至り申立候は不都合と御咎も可有之候得共内々情に於て何分左様參り兼候場合有之其次第は官の御威光を以て御指令相成候普請を既に隔意ある上鄉村々にて引受候義當村の有様は誠に苦々敷容の體裁にて迎も其普請の成行を推察致す事は出來不申唯々不本意ながら傍觀致し出來の上始て此普請は意外に手輕き成功なりとて驚き候次第に御座候右申上候次第何卒御熟考被成下度實は當村九十軒の小民は過半沼地に依頼して渡世仕候義沼の功德は父母の如く沼を失ふは父母に別るゝが如く先般より願意の達すると達せざるとに小民は實に寢食を忘れ心配仕居候次第其邊の情實御推察被成下正稅地の名目を復して小民の痴心を安堵せしめ向後の普請を當村に任して一切他村の入込を止め永く隣村の交を保ち候様幾重にも御處分奉願候也

明治七年十二月

右村用掛 小川 武平
同 大木 茂平次
小前惣代 大木 利平次

千葉縣令 柴原 和殿

(其 二) 明治七八年頃?

申上候長沼惡水路之義に付本月三日御呼出しにて不用の水路取除きの義は追て御處分可相成候得共右水路へ入會の義は兼て上郷村々より歎願の次第も有之就ては水路丈は上郷の意に任せて入會と定め長沼村の漁獵藻草刈等の妨不相成様固く御規定も相立可申に付今一應勘辨可仕旨御懇の御説諭難有仕合奉存候此一條に付ては最早全三ヶ年の久しきに及び縣廳を奉煩候義は何共恐縮の至に不堪斯くまで御懇切の御沙汰を蒙りながら押返し申上候は飽まで頑愚の様可被思召實以て恥入候次第に御座候得共昨年十二月中差上候歎願書にも申上候通り此一條に付て小前の者共は兼て疑念を抱き上郷村々へ對して隔意なきを得ず既に疑を抱き隔意を生ずれば或は事實の得失に拘はらず紛紜に陥る可きも難計譬へば水路の浚方を見て藻草の刈取と認め一犬虚に吠へて萬犬これに應ずるが如く遂には双方亂暴の所業に可立至の恐なきに非ず事實に於てはあるまじき事に候得共教育もなき愚民の常態誠に如何ともす可らざるの勢、加之上郷村々の者とても同様百に九十九は無學の愚民なれば何程慥に定たる規則あるも眼前の利を見て自から欲を制する程の正氣は有之間敷或は一尾の小魚を漁するが爲めに意外の混雜を醸す可きことなしと云ふ可らず其節に至ては双方の老人長者にても取扱の道に困却し遂に縣廳の御約介可相成は必然の義其邊の義を今より推量仕候得ば何分にも入會の義は御用捨被成下舊年の仕來り通りに仕度私共は愚昧ながら村中にて老人の地位に居り候者にて固より上郷に對し毫も隔意のある可きに非ず唯今後の成行を推し双方永久の安全無事を祈るより外に餘念無之候間重々恐入候次第に御座候得共上郷村々へ御懇諭被成下候様奉歎願候也

(其 三) 明治七八年頃?

以書付申上候

一 殖生郡長沼村惣代の者申上候長沼の義に付度々歎願御配慮を煩はしたる末此度官員様方御出張實地御見分相成第十大區六小區戸長藤江隆多郎より示談の趣には沼地の内え上郷惡水路御開きの場所は沼高の内を引き其他は長沼村の進退と定め惡水路普請浚方等の節は上郷村々と一和同心永く隣村の交を保ち候様にとの説諭有之同人義は兼て徳望ある者にて當村小前末々に至る迄も多年來公私の事に付歸服依頼致し居候人物なれば枉ても其説諭に承服可仕筈に候得共此度の一事に限り何分にも不能其義左に其次第申上候

一元來此事件の始末は此迄度々差出候願書中にも記し候通り惡水路の用は唯惡水の流通を妨げざるに在るのみ此水路の普請は長沼村の一手にて引受け毫も差支無之様可仕或は差支も候はゞ何等の譴責を蒙るも敢て辭する所に非ず候

一 明治五年八月浚方仕様帳御下げの節御斷り申上候は其普請の仕組の洪大にして假令ひ助合の御沙汰あるも事實小村の力に堪へざるに付御斷り申上たる事なり

一 其後上郷村々より惡水路を開き今の姿に相成候得共今の姿なれば當村にて容易に引受可申候

一 長沼村の義は寛文年間戸數僅に三十四軒なりしもの當今は九十三軒に至り凡そ二倍を増加したるも全く沼地の徳澤を蒙り候義に有之今に至て沼地の一部を失へば村民は一部の衣食を失ふの理は判然たる事に候

一 此惡水路の爲めに長沼村の害を蒙ると申す證據は上郷村々にて頻りに水路を開かんとするを見て知る可し若し惡水の滞留のみを思ふることならば長沼の手にて浚るも上郷の手にて浚るも異別ある可らず然るに強ひて上郷より手を

長沼事件に關する願書案文

出さんとするは悪水の外に目的なきを得ず若し其目的なしとせば他村の沼地を浚るに人力を費し迷惑にこそ可相成
筈なるに之を迷惑とせざるは其迷惑に代るに必ず利する所あればなり即ち其利する所の目的とは藻草なり漁獵なり
彼に利する所あれば此に損する所なる可らず其損亡を蒙る者は他に非ず長沼村小前の者共に御座候

一前條の利害は今日現に其事跡を見る可し明治五年の仕様に開きたる悪水路一筋の外に當今は多方に枝路を附け凡
そ六七ヶ所も有之水路を以て次第に沼地を蠶食するの勢に相成候

一右條々の次第に付兼て奉願候通り御聞届相成候様仕度今般實地御見分の際に當り此段奉願候也

(其 四) 明治八年頃?

申上候長沼の義に付明治八年六月十六日差出候願書の下札に申上候通り悪水路浚并流し等自今當村一手に御委
任相成候上は村方一同従前の通りに營生仕難有仕合に御座候併し水路と沼地と境界相立候得ば沼は税地水路は無税地
に可相成哉若し左様相成唯今の如く多分に水路を開き候ては徒に無税地の面を増し候姿にて損徳を申せば村方の便利
に候得共水路を名として税を免かるゝの譯にて安心不仕場合も有之候間此度實地御見分にも相成候義に付無用の水路
は御取除き相成候様仕度奉願候當村の本願は毎度申上候通り水路沼地の區別なく一切他村と入會不相成様仕度迄之義
にて其確證相立候得ば他に片言の苦情も無御座悪水の流通は決して上郷村々へ心配不相掛様急度請合候義に御座候得
共此成行にて有税無税の地を分け候得ば如何にも村方の便利のみ相成却て恐入候次第此段一同の誠心を以て奉願候也

(其 五) 明治九年

沼地拜借願

一下總國殖生郡長沼村長沼

此反別沼地一圓合して貳百四十六町六反八畝六步

拜借料壹ヶ年金……圓

右長沼の義は往古より長沼村の所有にて舊領主へ税を納め寶永五年高入相成候後は改めて定りの年貢を拂ひ御一
新後も同様貢米上納仕候義に御座候然る處明治六年悪水路浚方の義に付紛紜を生じ同年四月中貢米免除の命あり元來
この貢米を免除せられたる由縁を尋れば其節悪水路浚方に付舊縣廳御掛の官員より非常の大土工を起す可しとて其仕
様帳を下附せられたれども逆も一小村の力に堪へ難き旨を歎願致し候處俄に貢米免除の御沙汰を蒙りたることにて村
方一同驚駭恐入り一時に物論沸騰致し候ことに御座候其後度々願書差出し悪水路の浚方前の仕様帳に従はずして上郷
村々にて施行したる現今實地の模様なれば決して上郷を煩はずに及ばず當一村にて慥に引請可申間舊の税地に恢復仕
度旨奉歎願候得共一旦土地の姿に相成る上は明治八年第九十五號御布告の趣も有之願意御聞届難相成段御内諭を蒙
り此亦御法に於て確定したることなれば強ひて歎願の路も無之去迎當村の義は永年沼地に依頼して生計を營み來りし
習慣、今日沼に離れば明日より活路を失ふ者村中十に八九立處に一村の零落を致すは固より明白、誠に以て難澁當惑
の次第に御座候就ては右の手續と事情とを御洞察被成下此度出格の御詮義を以て沼地一圓悪水路共合して當村民一同
へ永く拜借被仰付度左様相成候得ば従前の通り捕魚採藻又は草茅等の利を以て稼方出來小民一般安堵可仕奉存候尤も
明治六年より今日に至るまで毎々御廳を煩はし奉り歎願仕候其眼目は沼地の所有、古來の體裁を失ふて他村と入會に
も可相成哉の義を飽くまで掛念恐怖仕候義に付此度拜借の願御聞届相成候上は勿論其邊の心配は萬々無之義と存候得

長沼事件に關する願書案文

共尙念の爲め沼地は悪水路共一圓當村民へ拜借被仰付他村の者は何等の事故あるも往古よりの仕來りに従ひ捕魚採藻草茅等の事に手を出すことなく又其利を共にすることある可らずとの御趣意を以て小民共の痴心に貫徹仕候様仕度此迄も再三再四御懇篤の御取扱を蒙り私共は勿論村方一同無限感佩仕居候義何卒此度歎願の義は特別の御詮議を以て御聞届奉願候也

明治九年三月二十五日

(其 六) 明治十四年?

申上候當村長沼之義は去る明治九年七月より向五ヶ年拜借被仰付一村限捕魚採藻營業仕拜借料は毎年六月十二月兩度に上納仕居候然る處右沼地御拂下の事は度々歎願仕尙今回も御願書奉差上候處其御筋へ御伺の上何分の御沙汰可相成旨被仰渡難有仕合奉存候何れ不日御聞届にも可相成哉と村民一同屈指企望罷在候儀に御座候得共拜借の期限明治九年七月より月割を以てすれば本年六月までにて五ヶ年相成年を以て算すれば九年より十三年までにて五ヶ年の期を終り候儀に付御拂下願中とは申ながら拜借料上納不仕候ては不相濟義村民一同安心不仕候就ては此度の御願に付何分の御沙汰御座候までは例の如く六月十二月兩度に拜借料上納仕度奉存候最早來月は上納の期月にも切迫仕候儀に付此段奉願候也

(其 七) 明治十四年?

沼地繼年季貸下願

下總國下埴生郡

長 沼 村

第三百九拾八番の内壹番

字長沼

一沼 貳百四拾六町六反八畝六歩但悪水路共

此拜借料壹ヶ年金百廿三圓六拾錢八厘

但壹反に付何程

右村惣代奉申上候書本長沼之義即今御拂下歎願中に御座候處該地之義は明治九年七月より向五ヶ年拜借致居既に季限に至り候得共右御拂下願の御指令無之然るに暫時たりとも返地等仕置候様にては村民難澁不勘義に付右御拂下の義何分の御指令有之候迄御貸下の義去る六月中願上候處詮議可及條五ヶ年以内相當の年季を附し更に可申出旨御指令有之依ては御拂下願御指令之義は不日にして御下附可相成とは存候得共先以本年七月より 年十二月まで向ヶ年繼年季御貸下被下成度此段奉願上候以上

(其 八) 明治十五年

沼地繼年季貸下願

下總國下埴生郡

長 沼 村

第三百九拾八番の内壹番

長沼事件に關する願書案文

字長沼

一沼地貳百四拾六町六反八畝六步

但惡水路共

此拜借料壹ケ年金百貳拾三圓六拾錢八厘

但壹反歩に付金五錢壹毛

右村惣代人奉申上候書面長沼之儀は古來長沼村の民有地に候處明治六年中惡水路浚方の紛紜に由り一度び上地相成候得共當村に限り從來の緣故あるの御趣意を以て明治九年より向五ケ年季を以て御貸渡被仰付捕魚採藻等渡世仕居候中次で沼地一圓御拂下之義奉歎願未だ可否の御指令を得ざる中に前拜借之期限も切れ可申場合に付明治十三年七月より同十五年十二月まで二ケ年繼年季御貸下願之通御許可相成即ち本年十二月にて滿期相成候に付ては尙明治十六年一月より同二十年十二月迄向五ケ年從前の御趣意に基き拜借被仰付被下置候様仕度此段奉願候也

願書面は先づ右之通にて可然存候得共尙高力君へ差圖を乞ひ如何様取計可申

(其 九) 明治十五年

沼地拜借年限増加願

下總國下埴生郡

長 沼 村

第三百九拾八番ノ内壹番

字長沼

一沼貳百四拾六町六反八畝六步

但惡水路共

此拜借料壹ケ年

金百貳拾參圓六拾錢八厘

但壹反歩に付

金五錢壹毛

右村惣代人奉申上候書面長沼之義本年三月十八日を以て御拂下再願の書面差出候處願の趣御聞届難相成旨十月一日御指令相成奉拜承候是れまで再三の願書中にも奉申上候通沼地は實に村民の生命を託する所にして他に依頼す可き田畑山林等も乏しく何卒永年この沼地に依て百戸村民生活の命脈を絶たざる様仕度志願を以て官威をも憚らず毎度愁訴仕候處右御指令の趣にては致方も無御座唯恐縮憂苦仕候のみに御座候然るに御指令中水産繁殖の方法施設の爲拜借年限増加を可要義に候はゞ何分の詮議可及條相當の年限引續拜借の義更に可申出との御趣意は誠に以て難有仕合村民の命脈尙未だ斷絶するに至らずして前途の望少なからず憂苦中の一喜この事にて誠に以て難有仕合奉存候就ては最前の願書中にも申上候通り沼に鱒魚を放て生育を謀る古來の慣行も近年沼地の紛紜に付自から怠漫致し候處今回は改て舊に復するのみならず尙識者に諮詢して養魚の新法を施し又沼の周圍には淺處野地も少なからざる義に付其淺處には蒲蘆蓮等を培養し野地には火藥用の河柳を植付け又は茅田と爲す等滿地遺利なき様勉強仕度然るに是れまでの拜借五ケ

長沼事件に關する願書案文

年の期限にては假令ひ拜借の引續は相叶ふものと信ずるも又一方には様々の疑念を抱き一信一疑の間に彷徨して何分にも永久の實益を謀るの場合に至らず殊に茅田の如きは著手の後五ヶ年位にては迎も利益を見る可らざるものなれば遂に今日に至るまで村民中に發起する者も無御座野地は依然たる野地に放却するのみ其他の事業も大抵皆この邊の事情にて之を私にしては小民の不利これを公にしては御國益の御不爲誠に以て恐入候次第斯る情實なるに付何卒此度は御指令至仁の御趣意に基き明治十六年一月より向三十ヶ年間拜借被仰付候様仕度左様相成候上は村民協力一層の勇氣を生じて各其所を安んじ數年ならずして一面目を改め可申誠に難有仕合奉存候

今一條奉願度義は右拜借期限中にも政府直接の御用又は鐵道運河等其他都て全國一般に關する公事の爲に返地は勿論の義に御座候得共一個人或は一村數村の人民私用の拜借なれば他に之を許さず唯長沼村に限りて數百年來これを私有したる特別の由緒を以て必ず當村特典の拜借として其拜借滿期の後も尙引續き拜借相叶ふ可しとの旨も被仰渡度奉願候

此義誠に自儘至極の申分にて官廳思召の程如何にも奉恐入候得共何卒無智の村民等をして安んじて業に就かしむるの御趣意を以て寛大非常の御詮議相成候様仕度實は私共惣代人に於ても小民共の説諭方に當惑仕候義幾重にも御愛憐の程奉願候也

(其 十) 明治二十一年?

右村惣代人奉申上候字長沼之儀は從來の緣故を以て明治九年より向五ヶ年間御貸渡被仰付捕魚採藻等渡世仕居候處滿期に至候に付同十五年十二月迄繼年期奉願御許可相成候然るに明治十四年三月中右沼地御拂下再願仕候書面え同年

十月書面の趣難聞届尤水産繁殖の方法施設の爲拜借年限増加を可要儀に候はゞ何分の詮議に可及條相當の年限引繼拜借の儀更に可申出旨御指令相成候處同十五年十二月は滿期に付先づ以明治十六年一月より同廿年十二月まで向五ヶ年間繼年期奉願御許可相成候處水産繁殖の方法は不容易儀にて未だ取調中に付尙明治廿一年一月より同廿五年十二月迄向五ヶ年間引繼拜借被仰下度尤右取調濟の上は更に年限増加を可奉願候に付從來の緣故を以て従前の通り前願御許可被成下度此段奉願候也

春日井事件に關する願書案文

謹而申上候春日井郡地租改正の義に付ては是迄毎々出願仕御本局に於ても不容易御取扱被成下難有仕合奉存候然るに昨今の成行にては迎も村民鎮撫の程見込無御座就ては此上の御處置如何可相成哉既に御巡幸の節も村内長老の者は現に身命を擲ち萬危を一安に救ひ候義は乍恐御上にも御推察被成下候御事に可有御座唯今に相成候ては實に虎に騎するの勢何とか御高案は有之間敷哉或は改正の御請は仕候て他に特別の譯を以て拜借金被仰付候敷又は何時迄も出願中假に舊租額を納置くと敷何れに敷少々の御勘考奉願度長老の者におゐても決して官に迫り候譯に無御座官にも千種萬狀の御都合被爲在候御義其邊は飽迄も了解仕唯私共目下の心配は鎮撫一方の事に御座候其邊の意味御斟酌被成下若し一應御逢も被下候得者無此上難有仕合奉存候尤御逢被仰付候とも私は決して村民惣代に無御座必竟内々の御逢奉願候義に御座候此段私用上度如此御座候頓首再拜

林 金太郎

春日井事件に關する願書案文

前 嶋 様

御 執 次 中 様

東京府會副議長辭任願

先般府會議員選舉當芝區にて私事當撰の一名と爲り其節身の進退に付熟慮候處家事多端交際は廣く接客は忙はしく加ふるに私塾には常に三百餘の學生ありて其事務も亦容易ならず迎も撰舉に應ずるは難きこと、存じ辭退可致哉に存候得共又一方に考れば此度府會の設は政府の美事人民の幸福假令一時に完全の功を奏せざるも十數年の後には必ず其成跡の美を見る可き疑を容れざる所なれば事の始より故障申立るも甚だ不本意殊に府下の人氣にて或は當撰を避る者も不少哉に承候に付尙以て嫌疑も有之旁以て法の如く其撰には應じ候得共事實の處差支多き身分に付開議の上實際には往々闕席も可有之其邊は豫め御含置被下度旨特に私書を認め去る十二月二十日を以て閣下に呈し置候處本月十六日始て議事堂へ出席議長副議長の撰舉に際して圖らずも副議長の撰に當り此一段に至て礪と當惑の次第は尋常の議員なれば特別の任もなくして聊か心易く候得共既に副議長の名あれば又隨て其責もあるは無論然るに一身の有様は前申述候通難澁不過之候

右の如く交際接客と云ひ私塾の事務と云ふも畢竟私の事なれども亦所謂無據次第なるものなり又此上に頃日文部省の起立東京學士會院の設ありて私も其員に列し既に第一會は本月十五日にして同二十八日は臨時會の約あり此會も創立の際多少の事務なきを得ず旁以て今般副議長の職は迎も之に任じ難く候に付再撰候様議員一同へ御論達被成下度此

一事閣下に願ふ由縁は府縣會規則第十一條議長副議長は議員中より公撰して府知事之を認可す云々の明文に基き候儀に御座候右の次第御開届相成候上は尋常議員の分を以て勉強可致は無論身力に叶ひ事情の許す丈けは闕席も不致眞實に奉職候様心掛け可申此段奉願候也

明治十二年一月

東京府會副議長

福 澤 諭 吉 印

東京府知事 楠本正隆殿

履 歷 書

東京府平民

福 澤 諭 吉

天保五年十二月生

- 一 舊中津藩士ニシテ五年ノ時ヨリ藩地ニテ漢書ヲ學ブ
- 一 安政元年春長崎へ遊學同處和蘭通詞ナドニ蘭書ノ讀法ヲ學ビ翌年大阪緒方洪菴ノ門ニ入り蘭學ニ従事ス
- 一 安政五年冬江戸ニ來テ學塾ヲ開キ又自ラ英書ヲ讀ムコトヲ始ム今ノ慶應義塾ノ基也
- 一 安政六年米國ニ航シ文久元年歐洲諸國ニ行キ慶應三年復タ米國ニ航ス生來舊藩ニテ吏事ニ關シタルコトナク又舊幕府ニ雇ハレテ横文翻譯ヲ司リタルコトアレ共府ノ政務ヲ知ラズ今日迄五十年ノ事業ハ讀書教育翻譯著述ノミ師

東京府會副議長辭任願 履歷書

トシテ事ヘタルモノ漢書ハ舊中津白石常人先生蘭書ハ大阪ノ緒方洪菴先生ニシテ英書ハ則チ獨學師ナキモノナリ
註 此履歷書は明治十六年の頃、先生の自書せられたものである。(編者)

福澤大四郎養育に關する取極書

記

- 一、小兒追々成長して固形の食物を用るに至るとき動もすれば大人齒を以てかみくだき與るの慣行あり甚だ健康に害あり何様の事情あるも之を禁ず
- 一、洗湯は小兒の時より成長の後に至るまで其冷熱を大人より加減すべからず子供の隨意は即ち天然の指示する所に於て丁度宣布温度なり故に町の湯は無用なり
- 一、乳母えは十分の食物を與へ運動を適宜にして常に健康ならしむる事
- 一、小兒は如何なる場合にも叱るを要せずまして肉體の苦痛を覺えしむるが如き全く無用の事なり
- 一、小兒も成長すれば一男子たるべし男子の志は親たりとも傍より之を左右すべきにあらず故に此子を養育するも成長の後自から方向を定めて獨立を謀る等の事あるときは其志を成さしむべし何れとも小兒成長の後本人の意に任すべき事なれば此度横濱の福澤にて養育するに就ても其勞力と深切丈けは養育家の夫婦に仰ぎ其費用は一切東京の福澤にて支辨すべし
- 一、小兒成長の後教育の費も固より東京福澤にて引受け永年の謀を云へば三八と同伴或は外國行も爲致度積なり

凡右の處にて取極候事

十六年八月卅一日

註 本書は四男大四郎が生れたとき、在横濱の福澤英之助夫妻がこれを養育したいといふ切なる望により、一時英之助の家に遣られたときの取極書である。此文中に三八と同伴云々とある其三八とは先生の三男である。(編者)

福澤先生演劇を観る

先生はもと舊中津藩の士族なりしが古來その藩の法に於て士族に限り芝居など見物するを禁じたる其上に福澤の家風最も嚴にして堅く藩法を守り子弟の慰みに音曲を聞き歌舞戲を観る等古風に所謂柔弱俚俗なる事は一切これを許さず先生の年二十ばかりにして長崎に遊學又大阪に修業中も學餘の遊戯行樂は最も快活にして他の學生に異ならず時としては粗暴の舉動さへありしほどなれども少小の習慣恰も性を成して花柳に戯れ又は劇場を窺ふが如きは慎んで自ら禁ずるに非ずして自然に思附かざるものゝ如し爾後江戸に來りて今日に至るまで三十年演劇の事を忌むに非ず時としては悦んで其談を聞き又語ることもあれども自から見物を思立つは兎角に乙甲なる様子にて左れば今日と云ふ日もなく遂に獨醒翁の姿になりしが昨年來芝居改良の説もありて此世の中に一度も芝居を見たることなしと云ふも餘り異なるものなり時もあらばと云ひながら又數ヶ月を過ぎ漸くにして本月二十一日家人に伴ひ新富座の見物に出掛けたり實に此日こそ先生が日本の芝居に關して生來の第一日なり見物の間に一首を賦して家人に示したる其詩に

誰道名優技絶倫 先生遊戯事尤新 春風五十獨醒客 却作梨園一醉人

福澤大四郎養育に關する取極書 福澤先生演劇を観る

(明治二十年三月二十八日時事新報)

家族の遠足

福澤諭吉氏は一昨二十九日日曜の休暇に乘じ愛嬢三名を伴ひ午前十時頃より三田の邸を出で徒歩にて東海道に向ひ三女子の足の力のあらん限り歩行して力盡たる處にて大森なり川崎なり又鶴見なり何れの停車場にても汽車に乗りて歸らんとの趣向にて先づ蒲田の梅林にて中食それより歩を進めて川崎に至り鶴見近くなりし頃は餘ほど疲れたる様に左ればこゝにて汽車に乘らんかと發言せらるれば又我慢を起し最早神奈川まで一里餘り無理にもたどりつかんとて女子の勇を鼓して自から進み、とふと神奈川の停車場に著したるは午後五時半の頃にして暫く茶屋に休息し六時三十分發の車にて歸宅したり此日他に同伴もなく親子四名に一人の家僕を召連れ途中蒲田村に兼て召使ひし下婢むめなる者の家ありて福澤家の令嬢が梅林に來れりと聞き訪問かよひ來りければ是れは面白し、むめも共に東京に來れとて蒲田より思掛けなき一人の同行を増したるも亦一興にして東海道中且談じ且笑ひ葦簣張の茶屋に腰打掛けて澁茶を喫し焼芋を食ふなど令嬢三名は生來始めての舉動にて少しく驚く中にも其樂みは限なし次ぎの日曜にも又何れへか遠足せんとて家君を促して止まずとぞ是等こそ實に家族團樂の一快樂事なる可し(明治二十一年一月三十一日時事新報)

乳母の心得の事

子供とて丁寧にとりあつかひかりそめにもかけひなたの舉動ある可からず

子供のからだをきれいにいたすは勿論乳母のからだもきれいにして衣服の品柄は何にても不苦垢附かざる様可致事
乳母の口に物をかんで子供にたべさせる事無用

屋敷の門外に出る事無用

屋敷の門外すべて他人の家に入込む事不相成他家に行き不時に子供に物をたべさせること堅く禁制なり乳汁を授るにはなるだけ時を限るべし子供が泣けばとてむやみにのませる事不相成泣く時はなるだけあひしらひ機嫌を取て授乳の時をのばすべし

子供はなるだけ優しくして機嫌を傷はぬやう可致人の見ぬところにも決して叱ること不相成

乳母に自分の用あらば子供は屹度他人の人に頼置き用を辨すべし假令へおとなしくともひとり捨置くこと無用なり

人々の生れつきにも由ることなれども乳母たるものはなるだけ輕輕にして顔色を優しくし子供に心配の様子を見せぬやう心掛け可申事 以上

明治二十二年八月

註 これは先生の三女俊(清岡邦之助夫人)が初産のとき認めて贈られたものである。(編者)

工學會と福澤先生

世間流行の集會盛宴又何々式等に付き福澤先生方へ案内するもの少なからざれども先生平生の懇親なき限りは一切其招きに應じたることなし縁故薄き向きより招待の手紙到來して其紙端に回答を求むとありても之に取合はず手紙

家族の遠足 乳母の心得の事 工學會と福澤先生

を請取りて返詞せざるは禮に非ずと云へば無縁の人に突然手紙を贈るも亦禮に非ず非禮は御互ひなりとて諾否の返詞さへせざること多し過日工學會の臨時大會に付ても同會より案内狀到來したれども例の如く打捨置きしに開會の四五日前に會長山尾子が先生の私宅を訪ふて今度臨時會の由來事情を語り其發會式には先生も來會ありたしとの旨を述べしに先生は少壯の時より最も物理學（フキジカル、サイエンス）を重んじて畢生の心事須臾も眞理原則の外に曖昧たるを得ず社會萬年の想像を盡くときは人間萬事を擧げて有形の學理中に網羅し盡さんとまでの本心なれば今度の臨時大會は固より大賛成何卒簡様なる事の機に乗じて物理學に重きを増し我文明の基礎を堅固にし人心の浮薄を壓し無形の空論を避けて有形の實益を興すの道を開きたし就ては其發會式に御案内を蒙ること幸なれ出席の出來る都合ならば出席致す可しとて別を告げ夫れより中間に周旋する人ありて先生の云ふやう當日式場に出席は何れの邊の人なるやと尋るに皇族大臣を始め勅奏任の官吏在野の紳士なりと答ふ然らば其席順あるやなきやと問へば固より私會なれば公けの席順とはなけれども皇族大臣は自から特別として上座に就き其他は混合席なりと云ふ是に於て先生は釋然たるを得ず皇族は固より別の御事にして論ず可き限りに非されども純然たる學問上の私會なれば大臣も平民も區別はある可らず學識の深淺厚薄に由て席を定めんとするも無形の事にして標準とするに足らず止むことなくば年齢の長少に従ふか然らざれば一切席順を云はずして官民長少次第不同なれば尙ほ可なり然るに今大臣を上席にするとあれば其趣は自ら朝廷の風あるが如し官吏社會の人は常に之に慣れて學者智識と稱する人物にても既に役人となれば大臣を最上に仰ぎ一二三四位と順々に之に尾して整然たるか然らざるも自然に其意味を含んで座定まることならん官途に衣食する者が大臣の下に立つは餘儀なきこととするも自分（福澤）の如きは如何す可きや無位無官の平民朝廷の席順を以てす

れば等外吏の又その下ならん官海の慣行怪むに足らずと雖も朝廷を離れたる日本國の社會即ち今度の工學大會の如き場所に於ては大臣等の末流に居るを好まず今の大臣中には餘り親友も少なければ假りに森有禮氏を存命ならしめて文部大臣の地位に在るとせんに同氏は久しく自分の知る所にして年齢も若く又文筆に於ても自分は氏に教へられたる事とはなく却て氏の質問を受けたるは其生前毎度の事にして云はゞ一個の後進生なり然るに氏が大臣とあれば老大方なる自分の身を以て私會席上尙ほ氏の末流に就かざるを得ずと云ふか自分の本心に於て之を許さざるのみか外見の體裁も可笑しからん或は斯る窮窟論を言はずして度量を廣くし大臣など、席を争はずして人の言ふがまゝに従ひ其内實浮世を馬鹿にして通ほること通人なれなど云ふ者もあらんなれども斯くては自分の心に愧るのみならず日本の學者社會全體の面目に關することなればいよく自分が出席とあれば大臣等の下流に就くことは出來ざるゆゑ正しく之に相當する一席を特別に設けたしと夫れ是れ押問答の末最早其日に迫り用意も急に成り難しとの挨拶に先生は少しも意に介せず今日の風潮左もある可し至極尤なることなり先づ此度は之を一笑に附し去る可しとて出席は見合せたれども工學論に至れば先生の持論變ず可らず自から物理の最良友と稱して常に少年子弟を斯道に誘導し人間の行路一毫の微も眞理原則に離る可らずとて熱心説て止まずと云ふ（明治二十三年五月六日時事新報）

朝鮮人へ貸金の記憶書

前年朝鮮の學生何十名が慶應義塾に入學中一切の事皆金玉均氏の知る所にして其學資の如き時としては拂ひ時として延滞し明治十七年の初に至りて計算すれば延滞の數七千六百四十七圓六十錢と爲りたり金氏の去りて一寸本國へ歸

ると云ふとき其證として飯田三治へ渡したるもの第一號の如し但し飯田三治は其頃朝鮮人に關する事に付都て擔當したる者にて福澤の代人なり又慶應義塾出版社と云ふも福澤の代人なり又慶應義塾出版社と云ふも福澤の出版事務を取扱ふ一局にして金錢の出納は此局よりしたるが故に福澤と云はずして出版局の名義を用ひたることなり

右の如く金氏が證書を認めたれども尙ほ念の爲めにとて公式様のものを作りて之を確めたるは第二號なり

然るに金氏が歸國して同年(十七年)の冬に至り彼の變亂と爲り金氏も朴氏も日本に來りて今は國賊の身の上、是等の人に何を語り何を促すも其效ある可らず依て當時義塾に居残りたる學生等へ從來の行掛りを申聞かして此方にて證書案を作り之を朝鮮文に譯して調印せしめたるもの第三號なり故に此第三號證書は明治十八年即ち變亂後に出來たるものと知る可し

第四號八千圓の證書に開拓諸費とあれども其實は金氏が開拓の爲めにしたるに非ず當時金氏は本國の改進を思ふと同時に國王并に王妃の歡心を得んとするに怠らず即ち其事跡に現はれたるものは朝鮮文字の活字を注文して自國に著書新聞等の業を起さんとて其活字何十萬の數は築地の平野工場にて出來し又日本農工の道具類は一切洩らさず大工左官鍛冶等の道具は勿論土方のモッコウ天秤棒までも注文し舶來品にはブランケットランプ角時計等悉く買立て、其堆きこと山の如し又一方には國王王妃その他の向々へ進物ならんか横濱の外國時計屋に注文して驚く可き金の時計にダイヤモンドなど飾りたるものを三つも四つも買入れ桐生足利へ注文して大中の軍内を態と織立させなどしたる其費は蓋し萬圓以上なる可し其時に當り金氏は朝夕福澤に出入して所有金圓又は金塊馬蹄銀等大切な品の置處おきどころに困るとて預けたることもあり或は一吋支拂に差支るゆゑ金を借して呉れよとて貸したることもある其間に知らず識らず此方よ

り貸越したるもの凡八千圓と爲りたるを金氏が歸國のときに返済に困り證書に認めて飯田三治に渡したるもの即ち此第四號なり思ふに金玉均氏も諸買物の代價取替金など云ふは不體裁なるゆゑに開拓費なる名を利用して證書面に記したることならんのみ

右の如く福澤より金玉均へ貸しと爲りたる金高は學生の爲めにしたるものと一時の取替に貸越となりたるものと合して一萬五千何百圓にして商賣などに縁なき學者社會には實に容易ならざる大金なり何故に斯る大金を一個の朝鮮人に對して手放したるや金氏は本國政府を代表すと云ふも之を信すること厚きに過ぎたるが如くなれども當時の事情に於て自から之を信するの理由なきに非ず金朴等は朝鮮政府の名義を以て横濱正金銀行より金拾七萬圓を借用し其中より日本政府へ償金を拂ひ又同行の尹雄烈は武器を買ふなど様々消費したる様子なれども殘金尙ほ五萬圓ばかりは正金銀行に預けて朴泳孝歸國後は此金權を金玉均一人の手に握りて一時金持の姿なり故に前記の如く福澤に金の取替を依頼するも實に一時の事にして窮餘に借用を頼入るものとは大に趣を異にせり金玉均には右五萬圓の金あるのみならず本國より來るか何れよりするか時としては文鎮の如き黄金の棒を五本も十本も携來りて福澤に保護を頼みたることさへある次第にて三五千圓の金を渡して貸越になるも憂るに足らずとは當時福澤の方寸中に信するのみならず事實金玉均に於て福澤に對して不義理を働くの意なきは明々白々にして云はば君子の交際中いつの間にか貸借の關係を生じたることなり然るに此借金を返済せんとするに當り金氏の困却したるは同氏が何等の爲めにや長崎の何某と申す者へ金を預けたるか貸したるか何かの間違にて空しく二三萬圓を失ふたことあり五萬圓の身代に二三萬圓を失ふは大災難なり(長崎人の爲め損をしたる事情は十八年金氏が日本に逃れ來りしとき始めて聞たれども福澤の氣に留めざれば精

密なる金高も其人の姓名も忘れたり。是に於てか金玉均の胸算は大に齟齬して其歸國後直に福澤へ返す可きものを其まゝにして辨すること能はざりし由縁なる可し

以上は證書を披見して老生の記憶に存する丈けを記したるものなり十餘年の間全く忘却したるも同様人に語りたることもなく人に問はれたることもなく頓と度外に置きたることなれば記事中或は間違もあらん固より之を法律に訴へて返金を促すなどは思寄らざる所にして還らぬ金なれば夫れにても宜し亦是れ人間世界の常なれども今や故金氏は無罪の人にして其人の生前朝鮮政府を代表して行ふたることなれば假りに當時金氏が同政府の名を以て人に金を貸し又は預けたることありとせば今日その人は法律上にも徳義上にも其金を朝鮮政府へ返済することならん果して然りとすれば事の反對なる福澤と金玉均との關係も朝鮮政府の義務に屬するものゝ如く同政府は此一萬五千何百圓の元金に約束の如く十餘年間の利子を計算して返済するの實意あるやなきや

論 吉記

二十八年四月十二日

註 此記憶書は金玉均が明治十六七年の交日本に滞在中、先生が同人に立替へられた貸金に關する始末である。同二十七八年日清戦争の結果、朝鮮の形勢一變後、同政府より先生の貸金を返済しようとの申出があつたとき、先生が其交渉の事に當つたものゝ参考のために當年の始末を記されたものである。(編者)

勳章などは御免

頃日或人が暑中見舞として福澤先生を訪問し四方八方話しの序に云うやう先生が日清戦争のとき一萬圓を獻金せら

れたる褒賞として近々政府より立派な勳章か何か賜はるとの風聞あり御承知なるやと語りしに先生曰く老生は今日まで何もそんなことを聞かず唯今御話しを承はれば或は今の浮世にありさうな事とは思へども假令ひあればとて先づ以て御免を被る積りなり元來國の大事に當りて國民が力を盡すは當然のこと左まで褒るにも及ばず若し又國の爲めになりたる事は何でも褒める筈だと云へば老生の身に於て別に大に褒て貰ひたい事は數々あります王政維新の前後に日本國中の人が専ら老生の著譯書ばかり読んで文明の新知識を得たるは紛れもなき事實にして或は維新政府の新施設も拙著の書を根據にして發表したるもの多く暗に政府のお師匠様たりしことは故老の今に忘れざる所なり是等は姑く拙著に慶應義塾の事でも一寸褒める位の價はある可し義塾の創立は現政府の創立よりも古きこと十年今日に至る迄前年後凡そ四十年の間會て一日も洋學の教育を休みたることなくして生徒を養ひし其數既に一萬以上に達し隨分國の爲めに役に立つものも出来たり假りに之を金の數にして示さんに今の官立大學校は扱置き其中學校師範學校等にも毎校一年の費用は平均二萬五千圓に下らざる可し故に慶應義塾の維持費も假りに毎年二萬五千圓として創立以來四十年間の總計は正に百萬圓なり之に利子を加算すれば少なくも二百萬圓の數は慥なる可し然るに義塾は政府の筋より一錢の補助を得たることなく僅に塾友有志者の寄附金などにて貧乏ながらも今日に至るまで持続したり(前年宮内省より金一千圓を賜はりたることあり)慶應義塾果して國家の文明を益したることありとすれば其價は金ばかりに積りても二百萬圓を下らず二百萬圓の金なくして二百萬圓の事を實行したる其辛苦は推察に難からざる可し塾員中の長者は教授を引受けて大に勞し何かの必要に私金を投じて急を辨する等凡そ四十年の間塾に由て自から利したる者とは一人もなくして却て人の知らぬ所に辛苦したるのみ老生の如きも現に其辛苦を嘗めたる一人にして此大辛苦者が外戦の時

に一萬圓ばかりの小額を獻金したりとて騒々しく褒賞などは却て赤面の次第なり故に國家の爲め奇特だの利益だの六かしきことを云はずして浮世の風は吹流しと定め一切知らぬ顔して捨て置けば此方も其氣にて特に腹も立てず是まで通りに悠々たることなれども苟も此に改めて人を褒めるなど鹿爪らしきことを云へば事には前後輕重の別あり先づ其前にして重きものを褒めて貰ひたし一萬圓の獻金などは如何やうにても苦しからず前の二百萬圓の方に取掛り其御褒美も所謂名譽の虚名は不用として實物の金を計へ二百萬の半金百萬圓ばかりを貰ひ得たらば之を慶應義塾の資本に備へて漸く四十年來の貧乏を免かれ聊か老餘の安心を致す可し勳章などは先づ以て御免を被る云々として雄辯滔々果ては大笑に終りたりとぞ（明治三十年八月二十二日時事新報）

次男捨次郎罹病の際の手控

明治卅一年九月捨次郎赤痢

廿二日 夜中發病下痢

廿三日 浦嶋氏小兒見舞の序に診察腸カタルならんとて服藥

廿四日 午後腹痛を發す北里氏の診察を乞ひ其症赤痢と斷じ依て傳染病研究所へ入院療法は第一カロメル下劑を與へ次で灌腸を行ひ其跡にて硝酸ビスミユットを與ふる趣向なりと午後四時半の頃北里氏來訪して詳に語り尙誰れか相談立會醫に説なきやと云ふに付疑はしき病症にあらず唯治療の實驗に富む人を頼みたし故に立會とあれば松山氏を煩はしたしと申し北里氏も同意にて去る同夜松山氏も來る

廿五日 朝研究所より電話にて昨夜より下痢三回の中二回は下劑の爲め一回は自然便色も稍や良しと來報

晝十二時前又電話にて午後二回血便依て今注射法を行ふと云ふ

夕六時過ぎ今日注射後熱度少しく登りたれども今は七度二分に降り諸症變なしと云ふ

廿六日 朝八時頃北里氏來訪入院後下痢八回一時の熱は降て七度二分と爲り今朝も然り諸症恐る可きものなし今は見舞も苦しからずとのことに付き即時母と妹さとし出張見舞

註 明治三十一年九月二十六日先生は腦溢血の病を發せられた。これより數日前次男捨次郎が赤痢病に罹つたので、先生は大にこれを氣遣はれたところ、經過良好なりと聞て安心せられ、捨次郎の病狀の經過を記して二十六日のところに至りしとき、俄に發病せられたのである。（編者）

詩集

福澤諭吉ハ幼ニシテ父ヲ喪ヒ教育甚ダ不行届幼少ノトキいろはヲ學ビ其他ニ手習シタルコトナシ年十三四歳自カラ起テ漢書ヲ讀ミ酷ダ勉ムサレドモ家貧ニシテ習字等ノ暇モナク性質コレヲ好マズ又少年ノ時代ニ學友ノ氣風モアリテ專ラ經史議論ニ心ヲ用ヒ詩作小品文ノ如キハ竊ニ蔑視シテ學ブ意モナシ唯學塾定式ノ詩會等ニ僅ニ五七ノ字ヲ並ベテ賣ヲ防ギ毫モ其巧拙ヲ争フ意モアラズ之ヲ要スルニ青年學生ノ極テ殺風景ナルモノナリキ經史ノ學ハ初中津藩士服部五郎兵衛先生ニ四書ノ素讀ヲ受ケ（年十四五ノ時ニテ他ニ比スレバ甚ダ後レタリ）中ゴロ野本眞城先生後ニ白石照山先生ニ從學シ前後六七年ニシテ二十歳ノトキ長崎ニ行テ蘭書ヲ讀ミ是ヨリ全ク漢學ヲ廢シテ四十四歳ニ至ルマデ二十年間著作ノ引用等要用ニ非ザレバ漢書ヲ目ニ觸レタルコトモナシ今年夏偶然舊ヲ思出シテ新ニ詩韻含英一部ヲ購ヒ詩作ヲ試ミタルニ韻字平仄等モ未ダ全ク忘却セズ老後ノ樂トテ其得タルモノヲ左ニ記シ置ク明治十一年十月十九日論吉

註 右は先生の手記詩集の前書であるが、それに據ると、先生が詩作を思ひ立たれたのは明治十一年の夏であつて、爾來作られた詩は自から記し置かるゝことになつてゐるが、實際この詩稿に記されてゐるのは僅に一部分に止まり、其他隨時に詠出せられたものは記録に留めず、たゞ其折り／＼人に示し又書して與へられたものが他人の手に存してゐるばかりである。今手記の詩と共にこれ等の詩を集めて、諸體合せて約百餘首を得たから茲に収録することにした。而して干支等によつて、作

られた年時の明なるものは其順序により、不明のものは得るに隨てこれを排列した。其中には或は推敲を経ない未成稿もあらう、或は傳寫の間に於ける誤字等もあらうけれども、都て其儘にして、私意を以てこれを取捨しない。たゞ同一作中の字句に多少の相違あるものが存してゐる場合には、其字句だけを附記することにした。○を附して「一作云々」とあるのが即ちそれである。尙ほ明治十一年以前の作に係る七絶一首があるから後に附記した。（編者）

明治十一年

購ニ古銅佛

休道佛恩能濟人 人間濟佛亦前因 光明赫奕金圓德 購得觀音墮落身

○赫奕一作赫灼
○一作 誰道佛恩能濟人 人間濟佛亦前因 光明遍照金圓德 攝取觀音墮落身

又

世事存錢不在人 榮枯興替本無因 請看佛體浮沈狀 何異官途出處身

讀史

史家心匠不公平 片眼唯看政與兵 兵事政談每喋々 不知衣食賴誰成

詩集

送小泉中上川二氏北行

一非一是誰能知 五十人生須有爲 請看三年不鳴鳥 爾來無聽發聲時

偶成

今吾自笑故吾愚 誰識彫蟲苦辛軀 讀了數千萬文字 纔爲四十四頭夫

又

大勢恰如載世船 心波情海渺無邊 是非論去誰知者 不若西山一醉眠

明治十一年九月十二日值舊曆中秋此夜新晴月色殊佳

落路豈唯人事耳 天際際變有無聞 可憐今夜東京月 萬戶看君不識君

○落路一作失路

○承句一作仲秋時節亦無聞

題畫 品川夜景

品海水清夜四更 孤舟欲睡難成 子規一蹶掠波去 御殿山頭月有聲

同上 布袋

悠然和氣萬年春 天地如嘔我亦嘔 饜腹便々布袋大 布袋容寶腹容人

讀文明史

誰言天道有公平 人事本來由勢成 蠻野々中非必野 文明々裏奈無明

明治十一年十月六日通俗國權論第二編脫稿戲記於卷末

關毫莞爾笑我拙 夫子自醒奈世眠 數百千言國權論 不如硝鐵一聲煙

月夜浮舟

秋夜天如水 秋江水似天 飄々舟一葦 碎月入無邊

學書

五十自囁學字遲 米庵未識矧義之 休言小技得容易 小技漫煩老大知

又

少小初知伊呂波 姓名略記不求他

如今弄筆君休笑

文字風流字外多

○結句一作 却覺天真爛漫多

贈友人

巖牆下可立

巖牆上可奔

世事固無監

人生須有痕

衆鴻徒相從

孤鶴獨高翻

輿論不堪聽

任他喋々喧

題從兄藤本子章遺愛銅雀臺古瓦硯本

年八月子章物故爲其遺物見贈者也

物傳人逝物愈珍

人逝物傳人益新

銅雀樓臺燼餘瓦

又辭古主覓今人

函湖望不二峰

箱根山上忽逢海

不二峰前不見峯

萬頃汪々綠波面

一輪寫出玉芙蓉

奉弔仙千代君

莫由生戰死酬恩

總髻首埋黑屋邨

誰識當年澣袖血

滴餘今尙潤家門

聞本年八月舊同藩高橋岩路氏謁仙千代君墓於三河國遊仙寺諭吉亦慨然記三十八字以呈與平公

蓋君藩祖信昌公之弟天正年間十一歲質於甲斐武田而爲甲人所殺者也當時乳母某隨行奪首級包

斷袖奔歸夏山村黑屋之一族埋諸其地袖帛今納在寺血痕尙可見云

見舊越前公子松平信次郎君懷君之高祖結城少將

阿爺西征休後願

北門鎖鑰有兒身

戰書一封豈空喝

君是非恂景勝人

贈友人

交人如乘馬

御法在吾存

得失常無定

是非那足論

○轉結一作 得失元無定 是非何足論

己卯新年

自出鄉園廿六春

天時人事屈還伸

半生行路消無跡

一片雄心與歲新

○鄉園一作鄉關

又

日章映日吐紅霞

朝麗東京千萬家

春色不須洋上雨

扶桑本是自開花

己卯春日舊社員小集有感

光陰如矢十餘春

誰識當年風雨辛

今夜小堂相會友

彈丸煙裏讀書人

浴

後

鄙事多能年少春

立身自笑却壞身

浴餘閑坐肌全淨

曾是綿糸縫嫁人

論吉少小事母而執家事灌園採薪凡百力役無所不爲冬日或有手足生皸瘃不堪疼痛則綿糸縫裂之創口而灌以熱油創亦輒癒當時身體之屈強可知今則不然頃日浴後偶記感

己卯六月庭樹聞子規

不如歸復不如歸

杜宇聲々日色微

二十餘年關左客

如今與汝尙依々

民情一新稿成

四海昇平歌舞天

先生憂苦有誰憐

三旬餘日幽窓下

僅草民情論一篇

○結句一作 僅記民情論一篇

(以上先生手記詩稿)

代軍人作 明治十一年

楊子江流斷有鞭

依糧於敵不須錢

扶桑回首三千里

日出天連日沒天

題本塾之壁 明治十二年

一小桃源笑語親

花開花落十餘春

洞門深鎖無來往

知否人間不復秦

除

夜 明治十二年

今是昨非嗟已遲

春風秋月等閑移

頭顱四十六齡叟

老却一年無一詩

庚辰元旦 明治十三年

屠蘇傳飲入佳辰

七子團欒伴二親

笑吾廿年如一日

無災無害又逢春

八月十二日韓使入京 明治十三年

異客相逢何足驚 今吾獨怪故吾情 西遊想起廿年夢 帶劍橫行倫動城

○一作 異客相逢君莫驚 今吾自笑故吾情 西遊記得廿年夢 帶劍橫行龍動城

庚辰八月某日塾童有烟火舉一戲記贈 明治十三年

秋月一輪雲外白 春花萬斛半天紅 烟火休笑小兒戲 兒子手中欺化工

時事小言稿成 明治十四年

小恣揮汗稿初成 十萬言中無限情 定論元期園棺後 是非今日任人評

又

一微塵裏幾多群 云是如今朋黨分 豔觸角頭時轉眼 西洋萬里氣氛氲

○承句一作 國論漫言朋黨分

壬午初秋題寫真 明治十五年

白頭自笑苦辛頻 方寸紙中寫得真 五十年齡正虧一 今茲尙未識非人

帝室論稿成 明治十五年

世論憐佗多苦辛 生民誰是不主臣 鮑魚積尾政壇事 吾仰帝家萬歲春

時事新報 明治十五年

朋黨何唯蜀洛倫 甲非乙是漫相論 閩墻兄弟三千萬 幾箇真心禦侮人

癸未元旦 明治十六年

無所思還有所思 半生心事笑吾非 兔鳥五十等閑去 天命如何尙不知

○結句一作 天命愧他尙未知

又

聖世民人何所思 新年嘉例祝無非 瑞雲萬里春如海 帝德於吾恰不知

癸未元旦試筆 明治十六年

十方無碍太平春 負郭寒門亦吉辰 椒酒酌終時試筆 縱橫自在氣如伸

錢二子洋行明治十六年

努力太郎兼次郎雙々伸翼任高翔一言猶是錢行意 自國自身唯莫忘

憶二子航米國在太平洋上明治十六年

月色水聲遙夢邊起看窓外夜凄然 煙波萬里孤舟裡 二子今宵眠不眠

乙酉五月塔澤洛泉中作明治十八年

紅塵纔拂出東京一日旅魂尙未成 半夜山風驚夢去 却疑門外馬車聲

丙戌春地方漫遊明治十九年

遊說王公非吾事只欣隨處故人多 無端却被孟軻笑 傳食四方車上過

明治十九年七月慶應義塾試驗用彌兒先生之文戲譯其文意

地無走獸天飛鳥卒土之濱人又人 多福初知是非福 生兒容易育兒辛

用前韻記反對之論意

思想何深器何小先生知是誠英人 請看美必河畔野 容五洲民無苦辛

丁亥夏塔澤洛泉中草鄉日原二君見來訪喜賦明治二十年

仙境風光無一塵時晨未午貪眠頻 忽聞有友遠方到 卽是今朝上道人

丁亥夏日於塔澤

浴泉萬客漫遊酣誰識先生多苦甘 身在深山幽谷裡 筆書浮世俗塵談

明治二十年初觀演劇

誰道名優伎絕倫先生遊戲事尤新 春風五十獨醒客 却作梨園一醉人

戊子夏日遊于鎌倉明治二十一年

曾是將軍建業城群雄狂夢幾回驚 遊人不問千年跡 只愛水聲山色清

明治二十一年十二月二子歸朝

雛燕歸巢面目真 家山況又少風塵 歡迎共飲皆親舊 和氣滿堂冬似春

一別天涯六閱春 相看恰是夢耶真 九郎不識阿兄面 却問佳賓何處人

註 先生が此詩を書して或友人に贈つた書翰の一節に

九郎と申は第九子大四郎の事にて此子は一と捨と米國へ出發の翌月即ち明治十六年七月に誕生致したる者に御座候御一笑可被下候

己丑九月與家人遊上國臨發會大風雨東海道汽車不通 明治二十二年

聞說山西路不通 行人未發計先窮 雨窓三日閑無事 却笑家居似客山

己丑十一月長女罹急性病 明治二十二年

昨夜爐邊談笑親 病床今日看酸辛 家門多福君休道 吾羨世間無子人

長女病癒喜賦 明治二十二年

醫略旬餘與病爭 攻防謀得告功成 吾家慶事人如問 廿二之兒今日生

庚寅夏作懷劍分與女兒 明治二十三年

懷中九寸五分寶 金玉裝來麗彩霞 恰好佳人品題裡 氣如秋水色如花

辛卯一月罹流行寒冒熱戲賦 明治二十四年

東漸風光日々新 已驚人事又人身 滿城狂熱恰如醉 即是文明開化春

癸巳一月年六十戲賦 明治二十六年

吾是十方世界身 由來到處物相親 人言聞去皆稱善 耳順何期六十春

慶應義塾學生就實業者多 明治二十六年

行路何須避世譁 書生到處計輒佳 紅塵市上營々苦 正是泥中君子花

甲午元旦試毫 明治二十七年

戲來戲去又迎年 萬事不求祝瓦全 子女今朝試毫處 乃翁亦誇墨痕鮮

乙未元旦 明治二十八年

中外風光與歲遷 往時回顧渺無邊 屠蘇先祝乃翁壽 六十二年如萬年

乙未元旦 明治二十八年

世情無歲不呈新 矧又文明德必隣 萬里同風鮮旭日 燕山渤海手中春

一月二日踰箱根山 明治二十八年

亦是書生物外情 屠蘇乘醉出京城 踏來八里函山雪 占得一年行樂清

○占得一作卜得

還曆自嘲 明治二十八年

兒戲々來六十年 一身苦樂附天然 痴心自笑尙難去 枉學攝生祈瓦全

註 先生の還曆は前年であるが、當時日清戰爭中であつたので、此年になつてから賀宴を行ひ、此詩も其時作られたものである。(編者)

丙申元旦 明治二十九年

日出之東日沒西 春風萬里五雲齊 帝京朝賀人已散 臺北臺南鷄未啼

偶成 明治二十九年

適々豈唯風月耳 渺茫塵界亦天真 世情休說不如意 無意人乃如意人

○適々一作適意

丙申十一月一日慶應義塾之舊友會於紅葉館 明治二十九年

日新風景日愈新 正是手栽花發春 培養當年誰最苦 白頭相見座中人

丙申秋三田茶話會 明治二十九年

三田社友溫平生 茶話乘閑來往輕 城市任他塵百丈 一堂談笑與秋清

○起句一作 三田社友樂平生

○轉句一作 遮莫帝京塵百丈

丁酉元旦 明治三十年

成家三十七回春 九子九孫獻壽人 歲酒不妨學杯晚 却誇老健一番新

丁酉春新調「第五米白」 明治三十年

福翁六十今加四 活動尙能手自春 巨臼却嗤似山靜 不堪衰朽五新容

○轉句一作 巨臼笑君似山靜

丁酉春三田茶話會主人記 明治三十年

偶坐花陰茶話頻 樽前又見酒仙嘔 主人非主客非客 自是書生得意春

題福翁百話卷首 明治三十年

一面真相一面空 人間萬事邈無窮 多言話去君休笑 亦是先生百戲中

早起與學生諸氏「散步郊外」 明治三十一年

一點寒鐘聲遠傳 半輪殘月影尙鮮 草鞋竹策拂秋曉 步自三光渡古川

偶 以下年時不明

黑雲吐明月 霖雨報晴天 天變與人事 由來不偶然

○結句一作 由來非偶然

偶 成

所思不可言 所言不可爲 人間安心法 唯在無所思

偶 成

積財如上山 散財如下山 熱界人多少 誰能上下山

偶 成

亡兒齡莫計 上世史休看 昨日如千年 前途多苦難

偶 成

腕力舉千斤 意工拆細分 時揮椽大筆 靜記小心文

觀兒等手製烟花

休道小兒戲 兒戲奪天真 明月夜如晝 紅花秋似春

詩集

中村さんをよつ

休道客來晚 客心君識不 艫頭看富嶽 一夜似千秋

註 中村とは先生の女婿中村貞吉のことで其洋行歸朝の際の作である。(編者)

題僻邑破屋圖

爾來幾歲去帝京 宿昔青雲志未成 一夜秋風吹庭樹 却疑門外車馬聲

謝人之需字

徒激漢流三十春 文園門外苦辛身 莫將蛇蚓煩衰朽 讀字人非書字人

示學童

憐汝折枝爲愛花 後園唯奈棄駝嗟 乃翁自有天真筆 誰捨春華取字華

孰童乘春晴戲折庭園之花枝而無由禁之依廣告曰不折枝者則書字與之

題手用之米臼

父母生吾妻輔吾 滿門子女常相娛 乃翁別有保身法 三十餘年與汝俱

自題寫真像

亦是先生得意中 喫來炒豆罵英雄 自嗤粗卒多如許 遺却床頭一老翁

○一作 正是先生得意中 嚙來炒豆詆英雄 無端自笑品評粗 獨忘壁頭一老翁

揮刀爲體動

腰間秋水一揮揚 自是乃翁養老方 二豎多年侵不得 知他寶劍吐龍光

得村正之刀銘有長曾我部盛親帶之之八字

曾是英雄手裏輕 南洋風雨幾回驚 士魂空寄寶刀去 三尺寒泉今尙清

○幾回驚一作幾多情

題時事新報

四海眞知德有隣 自由所在里乃仁 聞言北米華旗國 夙見西來歸化人

雜居論豈漫求奇 又 唯要交通道得宜 四海弟兄聞語久 果見其實在何時

言是扶桑冠海東 又 國光須與旭光同 他山之石取無盡 莫惜十分攻玉功

奉芳蓮院太夫人 母儀四世國之媛 七十餘年雨露恩 桃李滿門春似海 曾無一個不見孫

奉贈姑山老先生 人生幾許休漫說 二百五十天壽真 清雅八旬纔過去 姥姑山上正催春

西人有言人生二十五歲而成體格二十倍其數者則天壽也

贈醫 無限輸贏天又人 醫師休道自然臣 離婁明視麻姑手 手段達邊唯是真

箱根浴泉中作

煎茶喫去又呼酒 垂釣歸來更上山 笑我安心法偏拙 清閑偷得却無閑

○垂釣一作罷釣

宿塔澤溫泉

家居昨日門如市 山閣今宵一事無 客夢未馴溪水響 却疑車馬轟塵衢

惜花

半生行路苦辛身 幾度迎春還送春 節物忽々留不止 惜花人是戴霜人

暮秋有感

白髮三千丈似霜 風光矧又斷人腸 秋江水落秋山屹 獨倚欄干看夕陽

觀地方小學

小學校門窮鬼群 朝求餘餒夕咬根 教堂別有君恩渥 尙讀周公孔子文

偶成

人力贊他天地化 日新事物出逾奇

吾今却恐舌難及

世步駸々同駟馳

秋日偶成

出處豈唯山與官 市城塵裏一身安
故舊有親稱莫逆 妻兒無恙共團樂

風吹落葉髮漸白 老餘樂事濃談笑

月照清霄心獨丹 沽酒三杯秋不寒

除夜

蠟燭煌々門未關 簿書案頭堆如山
迎新入祝又如故 送舊吾祈去不還

塵事忙中語文事 一年三百六十日

身艱未除憂世艱 斯生未得半日閑

君不見宇宙快樂在不知 人生知字是憂患

【附記】

露都滯留中作 文久二年

起來就食々終眠 飽食安眠過一年

他日若逢相識問

歐天不異故鄉天

○休道人生行路難

白頭今日尙遊文

○任他自由自在世

區々何須白眼看

狂詩

明治十二年

才發々無茶

偏屈々不暢

俗物與先生

兩樣孰本當

觀擊劍戲作

開化先生休吃驚 三田劍術爲養生

社中少年雖豪氣

先以容易不弄兵

題鶴鳴新誌

雁飛飄箆欲舒翼

春到山鶯亦弄聲

天下文明開化曉

三田雛鶴九臯鳴

寄九阜社

鶴鳴新誌活潑哉 一著探得魯廷災 喚聲如雷別配達 三更驚破客眠來

註 幼稚舍兒童等九阜社なるものを設け騰寫版を以て鶴鳴新誌を發行す。(編者)

岩井諦氏ノ机上ニ大河内桐野二氏雙寫ノ寫真一片アリ

其箱ニ二哲御眞影ト記シアリ依テ 明治十二年

慶應義塾幾千哲 二哲定知哲中哲 他日東西分手時 大聲轟耳是那哲

明治十二年禁官吏演說

利口休誇我舌存 多言不若總無言 請看聖旨丁寧處 一切官途塞禍門

新聞紙條例發布

加茂之流不如意 當年天子信堪哀 如今唯一片條例 壓取心波情海來

時事新報發行停止

新聞條例莫丸吞 停止亦是一時煩 弘法筆誤猿落樹 記者赤面赤似猿

試業紛議之後與學生

一尺遠慮一尺負 一寸進取一寸勝 歎願議論須無避 議論沸騰級亦騰

又

四月試業大悶著 新法唯々又謬々 再吟味罷皆登級 先以千秋萬歲樂

偶成

春宵一刻寶千金 浮世三分五厘塵 爲塵爲寶亦何論 漫然三十一谷人

戊子除夜 明治二十一年

孫子團欒膝下親 笑談聲裡歲將新 休呼家僕鬼兮外 畢竟我盧無癘神

己丑一月初夢 明治二十二年

富士徹邊泛寶船 玉茄卵化產鷹鷄 歲端初夢先如此 卜得本年亦奇年

己丑九月與家人遊上國將發會大風雨東海道汽車不通 明治二十二年(前記同題參照)

江戶美人心匠清 輕裝探勝洛陽城 却逢東海龍王怒 妬雨嫉風妨此行

明治廿二年六月辭市參事會員當選

向暑之砌市會開 政熱自連時候催 昨夜老翁脫布子 今朝亦剝公權來

註 時に市會にては其辭職の理由を不當として市民の公權を剝奪すべしとの議があつた。(編者)

揮毫戲作

揮毫約束催促忙 主人善忘客不忘 今宵澁々執禿筆 向紙無奈尙面堂

田舎議員

負龍軒主人題

道樂發端稱有志 阿房頂上爲議員 賣飛果代田畑去 貰得一年八百圓

國會解散 明治二十四年十二月二十六日即事

解散果來風聞通 百日說法一發空 唯恐囊中既冷却 再撰魂丹中不中

讀黃海々戰新聞記事

李鴻章

黃袍雀帽剝奪頻 向塞之砌御察申 重々業晒君諦給 不幸長命亦因緣

丁汝昌

假令往生無所尤 自業自得自然酬 回首十年以前事 長崎亂暴覺居不

ヘンネツケン

變挺來是變熱拳 無敢最後海洋邊 古筒賣込腹膨處 百日說法一發煙

註 明治二十七年黃海々戰のとき、上海の新聞紙に、北洋水師提督丁汝昌及び同副提督ドイツ人ヘンネツケンが戰死したとの報道を掲載したと傳へられたときの作で、兩人の戰死は後に誤報と判明した。

(編者)

昨今即事(明治廿九年九月松方内閣將に成らんとして)

容易に成らず政界の魂丹混雜のとき)

欲生不生持餘時 昨今汐先次第宜 假令難産非逆産 既是頭出跡可知

聞說難産兒病身 亦是情實有前因 大兮短兮思切遣 病兒短命世不珍

女郎眞與玉子角 政界浮氣又何尤 黑幕約束設堅固 口之約束役立不

去者何獨氣之毒 二一天作胸算新 今日斷然呈辭表 此次運動廣肩身

海千年兮川千年 今日何事乞人憐 任他得意獨天狗 我與政黨示腕前

贈松山太夫

是迄稽古幾苦辛 殿々不孤必有隣 語者聞者孰野暮 無藝之癖勿評人

註 松山棟庵好んで義太夫を語る。殿々はデン／＼と訓む。(編者)

丙申秋遊于善光寺

知他本願有前因 法界如今事日新 勸進何須被牛引 汽車行急往來頻

丁酉元旦

禍を申年過ぎて福を酉の一聲春は來にけり

語

(以下の語は額面その他に書かれたものである)

○自由在不自由中

○無我他彼此

○大幸似無幸

○公平論出不平人

○愈究而愈遠

○束縛化翁是開明

○與化翁爭境 (化翁一作造化)

○公德由私德生

○至死勿老

○伯夷其心而柳下惠其行

○戲去戲來自有真

○人事無邊

○一縷千丈是國脈

○立身之道在私而不曲

○空樽能鳴

○油斷大敵彼我忙々

○物外有物無心即無物

○馬鹿不平多

○獨立自尊

○獨立自尊是修身

○巧言令色亦是禮 溫良恭儉奈人侮

○疑はざれば求めず求めざれば得ず

○本來無一物とは云ひながら無物の邊には自から勢力の大なるを見るべし

○今日子供たる身の獨立自尊法は唯父母の教訓に従て進退す可きのみ

明治三十三年七月十三日幼稚舎生に示す

○思想の深遠なるは哲學者の如く心術の高尙正直なるは元祿武士の如くにして之に加ふるに小俗吏の才能を以てし之に加ふるに士百姓の身體を以てして始めて實業社會の大人たる可し

右は曾て人に語りしまゝを記したるものなり

書翰集補遺

左に掲ぐる書翰數通は、前卷「書翰集」刊行の後に於て採集せるものであつて、茲に其補遺として採録する次第である。(編者)

早矢仕有的宛

明治十二年頃?十一月十七日付

益御清寧奉拜候陳ば此人は高橋達と申し故井上良一の親友同人病中變事の其時に至るまでも終始壹人にて引受世話致し良一の爲には實に無二の友なり井上死後は黒田の若殿を世話致居候處此節其職を止め何か世の中の事に就度との志願其人物は随分コンモンセンスある者にて商賣にも適し可申例へば此度西脇氏の思立グラジールストック行杯にも數月來の實業に従事致し居らば必ず適當する事ならんと思ふ程なり何は扱置兎に角に一度御逢被下度若しさし向所用無御座候はゞ夫迄の事なれ共或は後日の見込ある人歟とも被思候に付試にさし上候

一此人は國に老母妹と弟ありて公債證書に依て生活せり

一本人商賣の實驗は無之候得共元筑前の小身者筆算は出來候

一本人は正金銀行の安立何四郎の朋友なりさし向の處は何四郎程の給金を望むにあらざれ共人品の格式は安立杯には劣らぬ積なり

其外は御逢の上御話奉願候頓首

十一月十七日

福澤諭吉

早矢仕有的様

堀田瑞松宛

明治十八九年頃？二月十九日付

過日は拜趨久々にて寛話を得加るに種々御馳走戴き難有奉存候扱爰に一事相願度義は時事新報社は日本橋通三丁目十一番の内に在りて新聞發兌を業と致居候處何分手狹にて困却然るに隣家は保坂清右衛門とてうるしやなり此うるしやの家を新報社へ圍込むときは甚都合宜敷と存じ無遠慮ながらも家屋讓渡の相談は出来間敷哉と人を以て申入候事も有之候得共中々以て容易に承諾の模様も無之此方も亦他人の家を所望杯申は甚失敬の譯けゆゑ強て談じも不致今日まで相成居候得共實は目下所望に不堪既にうるしやを一軒置て先き隣の家は去冬買取り唯今の處にてうるしやは時事新報所有の家屋二軒の間に挟まり居る譯なり就ては試に相願候は右保坂なる者は貴社御手筋の者杯には有之間敷哉若しも左様なる事にて朝夕御出入も致居候者ならば御一聲を煩はし何とか相談致し度實は新報社は通り三丁目の表通りに一家屋を所有致し居候義に付之を其まゝうるしやへ渡し度左候得ば場所柄は今のうるしやの家に比して表通りの方向程か上等に可有之新聞社は店商賣にあらざれば地を擇ぶに不及唯家續きを利するのみうるしやの家屋其まゝ新聞社の用には適し不申候得共何分にも此方は居ながら家を廣くせんとするの所望ゆゑ表と横丁と交易致し度と申次第なり固より左様相成候節は双方の家の價格を調べ其價に従ひ金を足すか又は足さざるか是は其筋に巧者なるもの、鑑定に任

せ可申又此方は所望人の事なれば幾分かの弱みある事論を俟たず引越の入用等は平穩の沙汰にて差出し度何も人情に成る事なれば一段の御盡力被成下候義は相叶間敷哉い才は此書狀持參の者より御話可仕何卒一通り御聞取奉願候誠に些細の事を以て清襟を煩はし候義甚恐縮に不堪候得共外に案じ付き無之唐突ながら此段試に開陳仕候早々頓首

二月十九日

論吉

堀田様 几下

註 堀田瑞松は船底用塗料を業としてゐたので、うるしやへの斡旋を依頼せられたのであらう。(編者)

東條利八宛

年未詳十二月十三日付

小田部他吉著本月四日の尊翰謹で拜誦仕候時下寒氣相増候處益御清穆被遊御座奉拜賀隨て私義無異消光仕候條乍憚御放念可被成下候群平御著後御替も無之私方へ御同居唯今中津へ御歸相成候とも爲差好手段も有之間敷哉當地なれば随分目的のなきにあらず夫是の考にて先づ今日まで猶豫いたし候義此方の事は必ず御案じ被成間敷知己朋友も澤山如何様とか處置可仕奉存候此義に付ては嘗て山口君より御文通も有之中津の方は山口様にて夫々御世話も可有御座兎に角に今暫このまゝの方可然哉に愚考仕候此段御返詞申上度早々如此御座候頓首

十二月十三日

論吉

東條利八様 梧右

尙以追々寒氣に赴き御障も不被爲在候哉折角御自重專一の御義に奉存候い上

小田部 武宛

明治二十三年一月十九日付

新年目出度奉存候皆々様御揃益御清安被成御超歳奉恭賀隨て弊家一同無事加年仕候條乍憚御放念可被下候私は不相替多事にて御年始も延引相成候次第あしからず御海容奉願候東京は相替義無之人口日々増加商賣も繁昌の様子當年は國會開設博覽會等にて別して賑ひ候義に可有之私も次第に年をとり可相成は世事に關係せずして引込の思案を運らし居候事に候右年頭の御祝儀延引ながら匆々如此御座候頓首

一月十九日

論

吉

小田部 武様 梧下

尙以家内より御祝儀宜敷申上候様申聞候い上

鹿島 秀麿宛

明治十三年十二月二十四日付

其後は打絶御無音罷在候益御清寧奉賀候隨て老生依舊頑健乍憚御放念可被下候此度三好義直歸省其御地上陸の節必ず御尋問申候事に可有之當地の近況詳に御承知可被下候本塾も相替義無之昨今は試業にて既に今日は小生も塾に出席致し居候當地異事なし社中合せ木挽町に食堂を築き落成近在り來一月より所用可相成存候其御地にも社友は甚多し大阪にも同斷時々御出會と存候或は來春にも相成御都合次第にて御出京奉待候右三好氏歸省に付御尋問旁一書を呈し候餘は本人の口頭にて御承知可被下候早々頓首

十二月二十四日

福澤 論 吉

鹿島 秀麿 様 梧右

中村 敬宇宛

明治十二年一月二十七日付

兩三日は別て寒氣甚しく益御清穆被成御座奉賀陳ば先日學士院の義に付縷々被仰下眞實に御同意毫も異存無御座其後加藤氏へ参り段々御話致し候處これも同意即ち彼の手紙をも示し猶亦これを秘す可きにあらす津田西神田の諸氏へも示し可然との事にて尊翰は其儘加藤君へ托し順々に廻す積り尤箕作君えは其寫を殘し別に相廻し申候右様々の奔走に時を費し却て本源なる先生へ御回答申義を怠り恐縮の至に不堪何れ明日修文館にて拜顔萬御説可申上候尙又昨夜或家にて箕作君と相客其節同君の説を承り頗る妙味を覺候次第御同前中老の身を以て先進の老先生輩を此撰擧に洩しては面目の以て世に立つべきなき幾重にも謹慎を加へ度事に御座候右延引ながら拜答申上度早々頓首

十二年一月二十七日

論

吉

中村 先生 侍童

中野 松三郎宛

明治十四五年頃?八月二十九日付

本月十四日の貴翰拜誦時下殘暑尙強益御清安奉賀銀行も百事都合宜敷由欣喜に不堪尙此上御勉強御注意奉祈候當上半期配當爲替を以て御遣し被下第六にて受取候様致候御手数数の段御禮申上候

市校の事も東西の事情行違のよし左様にこそ可有之何卒嶋津君御同道にて早々御出京被下度一日も早く御待申候
右拜答まで申上度早々頓首

八月二十九日

福澤諭吉

中野松三郎様 梧下

半七君病氣のよし誠に驚入候次第其後如何關心此事に御座候御序の節可然御致意奉願候い上

山口 廣江 宛

明治二十三年一月十九日

一月十日の華翰拜讀仕候先以て新年の御慶目出度皆々様御揃御機嫌能成御超歳奉恭賀二に私方にも無事加年致
候條乍憚御放念可被下候平生は誠に無申譯御不沙汰不相濟次第實は毎日くつまらぬ事に忙くて老の至るを知らず馬
鹿毛た事に候

去年九月は家内不殘揃ふて上方廻りを致し十月初旬歸宅すると間もなく長女さと事流行の腸チフスに罹り餘程の大
患にて一時は迎もたすかるべき路なしと覺悟致し居候處幸に萬死中に一生を得て快く相成家内一同唯喜ぶのみに御座
候其節

昨夜爐邊談笑親 病床今日看酸辛

家門多福君休道 吾羨世間無子人

醫略旬餘與病爭 攻防謀得告功成

吾家慶事人如問 廿二之兒今日生

おさとは明治元年の生れにて昨年二十二歳に御座候御一笑可被下候
右御返詞旁年甫の御祝儀申上度勿々如此御座候頓首

二十三年一月十九日

諭吉

山口 廣江 様 几下

尙以皆々様へ宜敷御祝詞奉願候家内よりも呉々御致意申聞候い上

福井 秀吉 宛

明治二十七年十二月五日付

過日御出發の節は態々御尋被下候處行違ひ御目に掛らず殘念此事に奉存候兼て御話も承候通りいよ／＼御出陣と相
成御苦勞千萬の義何卒十分の御働絶倫の御功名奉祈候御出立の節何か御歡びの品にてもと存居候處其機會を得ず別紙
壹封略義ながら御品代りに拜呈いたし度御陣中御慰の一助にも相成候はゞ本懐の至に奉存候右御見舞まで申上度餘は
凱旋の時を期し候勿々頓首

二十七年十二月五日

諭吉

福井 様

尙以時候漸く寒氣を増し折角御自重専一奉存候子供より宜敷申上吳候やう申聞候福井さんの功名手柄と毎日毎

書翰集補遺

日申暮し居候以上

水谷六郎宛

明治二十七年一月二十二日付

昨日の御手紙拜誦時下益御清安奉賀候陳ば吉野學校御解職以來實業云々の義い才拜承仕候唯今大阪の三井銀行の支店長高橋義雄氏は矢張本執出身の者ゆゑ右へ添書認候間試に御出何かの御話被成度さし向是れと申事無之候得共又好機會も可有之存候間兎に角に一度御逢被成度やう奉存候則別紙添書封入拜答まで匆々如此御座候頓首

二十七年一月二十二日

論

吉

水谷様

水谷六郎宛

明治二十七年十二月二十八日付

月迫相成候益御清安奉賀陳ば先日は御手紙を辱し其節は不存寄銀盃并羽織紐品々御取揃御惠投に預り誠に痛入候次第何ゆゑに斯る御厚誼に接するか殆んど解せざる程の次第唯御禮申上候のみに御座候殊に大盃の作は精巧を極め恰も歳首屠蘇の用に供し家内打寄り日出度新年を祝し可申一同歡び居候右不取敢御禮まで申上度餘は附後便候匆々頓首

二十七年十二月二十八日

論

吉

水谷様 梧下

本山彦一宛

明治二十六年頃？十月五日付

秋冷の節益御清安奉賀陳ば此生は水谷六郎と申舊郡山藩士本塾を出で、より目今は大和國吉野の學校事務を司どり今度上京の途次大阪へも立寄候積り其節盟兄に一度御目に掛り度に付ては老生より紹介の爲め一書を呈し吳候様にとの依頼に任せ前段申上候い才の事は本人より可申上御聞取奉願候右要用のみ匆々如此御座候頓首

十月五日

論

吉

本山様 梧下

尙以本水谷と申者は本來寒貧の書生には無之身分相應の覺悟は致し居候様子に御座候此段も内々御含まで申上置候い上

鈴木梅四郎宛

明治二十二年十二月三十一日付

月迫相成候益々御清安奉賀陳ば本年末臨時の配分として老生の手限りにて金七拾圓差上候六月末にも七拾圓御預りの金子有之今度の七十を加へて百四拾圓の御預りに相成候金を其儘袋に入置くも智なし依て之を預け金と致して年利五分位は増殖可致候又或は其御地にて止むを得ざる御入用あらば現金御廻し申候ても宜敷候右要用のみ申上度取込中匆々執筆如此御座候頓首

十二月三十一日

論

吉

書翰集補遺

六四三

小林賢契 梧下

尙以御令閨様へ宜敷御傳聲奉願候老妻より吳々も御傳言申出候い上

註 小林は鈴木梅四郎の舊姓である。(編者)

鈴木梅四郎宛

明治二十三年一月八日付

新年御慶目出度申納候皆々様御揃益御安康被成御超歳奉拜賀二に弊家一同無事迎新乍憚御放念可被下候陳ば被仰越候金子五拾圓其御地出張店へ爲替會計局より申上候間御請取可被下候當地相替事も無之社中皆々元氣宜しくいたし居候本山氏も出京未だ面會不致候得共氏の用事片付次第ゆるく談話の積に御座候右用事に兼て新始の御祝儀まで匆々如此御座候頓首

二十三年一月八日

諭 吉

小林様 梧下

尙以乍憚御令閨様へ御祝詞宜敷御致意奉願候拙宅家内一同より萬歳を祝し候い上

鈴木梅四郎宛

明治二十三年二月十四日付

新聞紙面の義に付御意見被仰下直に評議致し居候尤昨日拜見して今日の事なれば未だ何とも難申候得共一見甚だ妙なるが如し何れ不日可申上候

二月十四日

諭 吉

小林様 梧下

杉浦福太郎宛

明治二十七年九月二十五日付

本月廿二日の貴翰致拜見候未だ御目には掛らず候得共多年來拙著の書など御覽被下候よし自からはれ相見ざるの相識書中に付何か御意見も御座候はゞ被仰下候様奉願候將又本年は老生還暦の義御聞傳態々御訪問被下芳情不知所謝御禮申上候右拜答まで申上度匆々如此御座候頓首

二十七年九月二十五日

福澤諭吉

杉浦福太郎様 几下

正續福澤全集

總目次

福澤全集 (大正十五年版)

第一卷

緒言	1	海陸軍	368
華英通語	81	錢貨出納	369
西洋事情 初編		荷蘭國	373
卷之一		史記	373
小引	299	政治	375
備考	303	海陸軍	377
政治	303	錢貨出納	378
收税法	305	卷之三	
國債	309	英國	381
紙幣	311	史記	381
商人會社	312	政治	402
外國交際	314	海陸軍	406
兵制	315	錢貨出納	409
文學技術	318	附錄	414
學校	319	西洋事情 外編	
新聞紙	321	卷之一	
文庫	322	人間	423
病院	323	家族	425
貧院	325	人生の通義及び其職分	426
啞院	327	世の文明開化	432
盲院	327	貴賤貧富の別	432
癲院	328	世人相勵み相競ふ事	435
痴兒院	329	「ワット」の略傳	439
博物館	330	「ステフェンソン」の略傳	442
博覽會	331	人民の各國に分るゝことを論	
蒸氣機關	332	ず	446
蒸氣船	333	各國交際	451
蒸氣車	334	政府の本を論ず	455
傳信機	336	卷之二	
瓦斯燈	338	政府の種類	461
附錄	338	國法及び風俗	467
卷之二		政府の職分	479
合衆國	341	卷之三	
史記	341	人民の教育	501
政治	351	經濟の總論	507
		私有の本を論ず	516
		勤勞に別あり功驗に異同あ	

るを論ず	522
發明の免許	526
藏版の免許	528
私有を保護する事	531
私有の利を保護する事	536

西洋事情 二編

卷之一	
人間の通義	547
收税論	560
一國の公費を給する法を論	
ず	560
收税の主意を論ず	570
一國の財を費す可き公務を	
論ず	573
第一 政府を維持するが	
爲めに財を費す	
事	573
第二 人民を教育するが	
爲めに財を費す	
事	575
第三 宗旨を護持するが	
爲めに財を費す	

事	581
第四 國內の營繕に財を	
費す事	582
第五 貧人救助の爲め財	
を費す事	583
第六 軍國の備に財を費	
す事	584

卷之二	
魯西亞	587
史記	587
政治	605
海陸軍	615
錢貨出納	623
卷之三	
佛蘭西	627
史記	627
卷之四	
佛蘭西	663
史記	663
政治	676
海陸軍	681
錢貨出納	686

第二卷

雷銃操法	
卷之一	
第一編 教師の職掌	1
第二編 教授の順序	4
第三編 下た稽古	7
第一條 手銃の掃除	7
第二條 手銃の論說	19
卷之二	
第四編 下た稽古	43
第三條 狙ひの稽古	43
第四條 身構への稽古	46
第五條 空發	53
第六條 遠近の見計ひ	54
第七條 銃包の製作	59
第五編 試驗	63
第一條 玉打	63
甲 一人立ちの放發	75

乙 連發	76
丙 急發	77
丁 戦列の放發	79
卷之三	
第五編之下	
第二條 遠近見計ひの試驗	95
第六編	
測遠器用法の教	101
第七編	
放發の中りに褒美を與ること	
と	106
第八編	
雷銃の的場を撰び之を鑒定	
する事	115
第九編	
小銃試驗の事	122

西洋旅案内

卷之上

世界の圖
總論 137
船賃拂方の事 141
爲替金の事 142
通用金相場 145
船中の模様 146
經緯度の事 149
世界中時候の事 151
印度海飛脚船の立寄場所 152

卷之下

太平洋海飛脚船の立寄場所 165

附 録

商法 176
コンシユル勤方の事 178
兩替屋の事バンク 179
商賣船雇入の事チャルトルパ
ンチ 182
積荷請取狀の事ビル・オ・フレ
イチング 184
商賣船賃入の事ボットムリロ
ラン 186
荷物送狀の事インウヲイス 187
賣捌勘定書の事エツカヲント・
セイル 188
災難請合の事インシユアラン
ス 193

條約十一國記 195

西洋衣食住 217

訓蒙窮理圖解

卷之一

第一章 温氣の事 263
第二章 空氣の事 272

卷之二

第三章 水の事 281
第四章 風の事 284
第五章 雲雨の事 288
第六章 電雪露霜氷の事 294

卷之三

第七章 引力の事 299
第八章 晝夜の事 304
第九章 四季の事 307

第十章 日蝕月蝕の事 309

洋兵明鑑

卷之一

總論 323
軍謀篇 325
放戰論 331
防戰論 335
軍略篇 341
三兵論 343
歩兵を論ず 343
騎兵を論ず 345
砲兵を論ず 347
三兵制式論 350

卷之二

陣列の基本 357
第一版圖の解 363
第二版圖の解 365
本戰分戰小戰の事 367
防戰 368
防戰を以て敵の來攻を待つ事 369
攻戰 371
兩翼に兵を足したる戰の例 382
中軍及び一翼に兵を足したる
戰の例 390
斜陣を以て戦ひたる例 392
一翼を以て鉤狀の陣を作りた
る戰の例 395
攻て從て防ぎたる戰の例 398
攻て從て防ぎたる戰の例 401

卷之三

三兵活用論 405
分用合用の大旨 405
歩兵 406
騎兵 410
砲兵 413
攻戰防戰に於て三兵各隊の用
法 414
三兵合隊の用法 419
戰例 431

卷之四

雜事篇 447
河越の事 447
河越の景況 456

追擊竝に引揚の事 461
海外征戰竝に侵掠の事 464
用兵篇 469
千八百六年ゼナの近傍にナポ
レオンが進軍運用の事 477
千八百五年ウルムの近傍にて
ナポレオンが進軍運用の事 480

卷之五

進軍論 485
圍城論 493
城守論 501
陣營論 508

掌中萬國一覽

地球五大洲の分別 531
大洋の深淺大山の高低 533
世界中の人口 533
人種の論 534
蠻野文明の別 536
各國の言語 538
歐羅巴三帝十五王 539
歐羅巴五大國竝亞米利加合衆
國 548
西洋各國鐵道の長さ 557
各國に金銀銅鐵を産する多寡 558
世界大都會の經緯度 560

清英交際始末

一、兩國和戰の紀事 575
一、兩國條約書 586

英國議事院談

卷之一

例言
英國議事院の由來 627
上院の事 631
下院の議員たるべき人物の事 635
議員を選擧すべき人物の事 636
選擧の法 640
選擧吟味の事 641
議事院集會の法 644
議事院會議の手續 645
評議の法 647
私法評議の事 650

下院條目の事 651

卷之二

下院評議の圖
上院下院奉職の規則 653
議事院に於て裁判を司る事 656
議事院の特權 657
議事院延期の事 661
議事院休會の事 661
議事院散會の事 662
龍動府議事院の所見 664

世界國盡

一之卷

發端 689
亞細亞洲 690

二之卷

阿非利加洲 703

三之卷

歐羅巴洲 715

四之卷

北亞米利加洲 740

五之卷

南亞米利加洲 759
大洋洲 767

附 録

地理學の總論 775
天文の地學 776
自然の地學 780
人間の地學 786

啓蒙手習之文

平假名いろは 801
片假名イロハ 802
數字 803
十千 803
十二支 803
大日本國盡 804
天地の文 807
地球の文 809
窮理問答の文 811
執行相談の文 820
同返事 821
洋學の科目 825

第三卷

學問のすゝめ

第一編... 1
第二編 端書... 9
第三編 人は同等なること... 10
第四編 國は同等なること... 17
第五編 一身獨立して一國獨立する事... 18
第六編 學者の職分を論ず... 25
第七編 附録... 33
第八編 明治七年一月一日の詞... 36
第九編 國法の貴きを論ず... 43
第十編 國民の職分を論ず... 53
第十一編 我心を以て他人の身を制す可らず... 63
第十二編 學問の旨を二様に記して中津の舊友に贈る文... 73
第十三編 前編の續き... 81
第十四編 名分を以て偽君子を生ずるの論... 87
第十五編 演説の法を勸るの説... 95
第十六編 人の品行は高尚ならざる可らざるの論... 98
第十七編 怨望の人間に害あるを論ず... 103
第十八編 心事の棚卸... 111
第十九編 世話の字の義... 115
第二十編 事物を疑て取捨を斷ずる事... 121
第二十一編 手近く獨立を守る事... 131

心事と働と相當す可きの論... 134

第十七編

人望論... 139

童蒙教草

初編

卷之一

第一章 動物を扱ふ心得の事... 169

(イ)子供と蝦蟇との事 寓言... 170

(ロ)ゼイムスとロベルトの事... 170

(ハ)慈悲なき子供と顯微鏡の事... 172

(ニ)牢内の罪人、鼠と遊ぶ事... 173

第二章 親類に交る心得の事... 176

(イ)鼠その親を負ふ事... 177

(ロ)アナピアスとアムヒノムスの事... 178

(ハ)歴山王母君に事する事... 179

(ニ)フレデリツキ其扈從を憐む事... 180

(ホ)葡萄牙の兄弟死を争ふ事... 181

第三章 貴き人に交り賤き人に交る心得の事... 184

(イ)シ、リー國の君アルホンツの事... 187

(ロ)主人の言葉宜しからずして譏を受けし事... 188

(ハ)召使の女マリの事... 188

(ニ)プランコス及び其家來の事... 189

(ホ)忠臣其身を狼に投る事... 190

第四章 働く事... 191

(イ)百姓其子に遺言の事 寓言... 193

(ロ)ケレシン魔法を使ふ事... 194

(ハ)出精する大工の事... 195

(ニ)ベンジャアミン・フランクリンの事... 196

(ホ)風阿・里茶士が諺の事(フランクリンの文)... 199

(ヘ)閑にして居られぬ事... 202

(ト)將軍スピノラの事... 202

第五章 自から其身を動かし自から其身を頼み一身の獨立を謀る事... 203

(イ)力の神と、御者との事寓言... 204

(ロ)麥畑の雲雀の事寓言... 204

(ハ)貴族ロベルトの事... 205

(ニ)行けと來れとの違ひの事... 207

第六章 狼狽ざる事... 208

(イ)火事の時に二人の婦人心得方の異なる事... 210

(ロ)麥刈る百姓怪我せし事... 211

(ハ)黒き種物の事... 211

卷之二

第七章 物事に心を留め機に臨み變に應ずる事... 215

(イ)ガセンヂ天文を語る事... 216

(ロ)亞米利加の土人肉を盗まるゝ事... 217

(ハ)鼠、玉子を取る事... 218

(ニ)難船したる水夫の事... 219

(ホ)畫工の召使其主人を助る事... 219

(ヘ)十三歳の子供、佛蘭西人を捕ふる事... 220

第八章 謙退する事寓言... 221

(イ)假著したる鳥の事... 222

(ロ)アイザック・ニウトンの事... 223

第九章 禮儀の事... 226

(イ)ペルシャの百姓の事... 227

(ロ)英吉利の人チュリンに行きし事... 228

(ハ)第十四世ロイスの事... 230

第十章 飲食を程能する事... 231

(イ)二疋の蜜蜂の事寓言... 233

(ロ)ロイス・コロナロの事... 234

(ハ)ジャク・シムキンの事... 235

(ニ)美味は粗食に在りと云ふ事... 236

第十一章 養生の事... 237

(イ)濕氣深き住居の事... 240

(ロ)胃の病を療治したる事... 241

(ハ)若き男風を引きし事... 242

第十二章 自から満足する事... 243

(イ)黄金の玉子を生む鷲鳥の事寓言... 245

(ロ)青雲の大人不幸の事... 245

(ハ)御殿の鼠と田舎の鼠の事... 246

(ニ)貧院の婦人満足せる事... 247

(ホ)蝦蟇の仲間に君を立る事寓言... 249

第十三章 儉約の事... 250

(イ)蟻と蝗蟲の事寓言... 251

(ロ)英雄の人、儉約する事... 252

(ハ)質素儉約なる家内の事(ハンエルの文)... 253

(ニ)半兩の價の事... 253

卷之三

第十四章 仁の事... 257

(イ)ジョン・ホワルドの事... 259

(ロ)ヒリツプ・シドニーの事... 263

(ハ)奉行ドロモンドの事... 263

(ニ)コシウスコの事... 265

(ホ)羅馬の帝チトスの事... 266

(ヘ)日々の職分の事... 266

第十五章 怒の心を程なくし
物事に堪忍し人
の罪を免す事…… 267
(イ)ソクラテスの事…… 269
(ロ)氣前よき人の奇談の
事…… 271
(ハ)堪忍を以て集りたる
家族の事…… 271
(ニ)徳を以て怨に報る事…… 272
(ホ)海上の企の事…… 273
(ヘ)ウベルトの事…… 277
(ト)ツビと蠅との事…… 281
第十六章 柔和なる事…… 281
(イ)風と日輪と旅人との
事寓言…… 282
(ロ)ジョウゼフ・ホルト
罪人を取扱ふ事…… 283
(ハ)シハライ國の君アル
ホンソの事…… 284
第十七章 他人の物に就き
誠を盡す事…… 286
(イ)盜賊雀の事…… 287
(ロ)ミランの門番の事…… 288
(ハ)レヲナルドの事…… 289
(ニ)モセス・ロスチャイ
ルドの事…… 291
第十八章 他人の面目に就
き誠を盡す事…… 293
(イ)ソクラテスを害した
る事…… 295
(ロ)ヘレン・プライムの
事…… 297
二編
卷之四
第十九章 他人の天然の通
義に就き誠を
盡す事…… 299
(イ)佛蘭西に於て「ジャ
ケリ」の事…… 299
(ロ)トマス・クラルク
ソンの事…… 302
第二十章 職分に就き誠を
盡す事…… 304
(イ)盲人と犬との事…… 306

(ロ)將軍ワシントンの事…… 307
(ハ)捌きの役人ガスコイ
ンの事…… 308
(ニ)誠ある入札人の事…… 310
第二十一章 借財に就き誠
を盡す事…… 311
(イ)バレイスの君の事…… 312
(ロ)デンナム借財を返す
事…… 313
(ハ)貴族エルレスリの事…… 314
第二十二章 鄙劣なる利益を
得るに當り誠
を盡す事…… 315
第二十三章 物を賣買する
ことに就き
誠を盡す事…… 317
(イ)律義なる丁稚の事…… 318
(ロ)焔硝を蒔く事…… 320
第二十四章 約束を守るに
付き誠を盡
す事…… 323
(イ)ムウル人と西班牙人
の事…… 324
(ロ)佛蘭西王ジョンの事…… 325
第二十五章 無益の悪事を爲
さざるやう誠
を盡す事…… 326
(イ)蜜蜂と黄蜂の事寓言…… 328
(ロ)象と仕立屋の事…… 328
第二十六章 信實を守る事…… 329
(イ)羊飼ふ子供、狼と呼
びし事…… 335
(ロ)ロベルトとフランク
の事…… 335
(ハ)アメリカ・ボルホル
ドの事…… 339
(ニ)ヘレン・ウラクルの
事…… 342
卷之五
第二十七章 大量なる事…… 345
(イ)マセドニヤの君ヒリ
ツプ悪しき評判を
受し事…… 346
(ロ)ウキルレムとゴドル

ヒンの事…… 346
(ハ)マダム・ウキラセル
への事…… 347
(ニ)若き畫工三人の事…… 349
(ホ)獲犬の煩はしき事…… 352
(ヘ)ハワナの奉行の事…… 354
第二十八章 武勇の事…… 356
(イ)グレイス・ダルリン
ダの事…… 356
(ロ)瓦師の子タムの事…… 358
第二十九章 我本國を重ん

ずる事…… 360
(イ)ギリシヤの將軍船を
焼かんとせし事…… 362
(ロ)カレイの義士の事…… 363
寓言かたわ娘…… 367
改曆辨…… 373
帳合之法…… 385
文字之教…… 631
會議辯…… 701

第四卷

文明論之概略

緒言
卷之一
第一章 議論の本位を定る事…… 1
第二章 西洋の文明を目的と
する事…… 10
第三章 文明の本旨を論ず…… 37
卷之二
第四章 一國人民の智徳を論ず…… 55
第五章 前論の續…… 77
卷之三
第六章 智徳の辨…… 95
卷之四
第七章 智徳の行はる可き時
代と場所とを論ず…… 137
第八章 西洋文明の由來…… 160
卷之五
第九章 日本文明の由來…… 175
卷之六
第十章 自國の獨立を論ず…… 225

學者安心論…… 265

分權論…… 289

民間經濟錄

再版序…… 361
序…… 363
第一章 物の價の事…… 367
第二章 賃錢の事…… 368

第三章 儉約の事…… 271
第四章 正直の事…… 375
第五章 勉強の事…… 381
第六章 通用貨幣の事…… 385
第七章 物價高下の事…… 389
第八章 金の利足の事…… 395
第九章 政府の事…… 399
第十章 租税の事…… 403

民間經濟錄二編

序…… 409
第一章 財物集散の事…… 411
第二章 保儉の事…… 422
第三章 銀行の事…… 428
第四章 運輸交通の事…… 434
第五章 公共の事業の事…… 446
第六章 國財の事…… 452

福澤文集

福澤文集披露…… 463
卷之一
世帯の事一…… 467
世帯の事二…… 473
教育の事一…… 478
教育の事二…… 487
教育説三…… 491
賣藥論…… 498
故大槻磐水先生五十回追遠の文 501
ちんわんの説…… 504
姓名の事…… 507

學問を勸む	510
品行の事	511
滔々たる天下横著者の遁辭	515
明治十年一月一日の文	521
富民教育の文	525

卷之二

貧民教育の文	527
釣合の話	529
學者の三世相	530
考を廣くする事	533
死富の論	535
自力社會設立の記	537
天理人道	540

福澤文集二編

福澤文集二編之披露	545
-----------	-----

卷之一

洋狂論	551
婦人肥滿の説	553
小學教育の事一	555
小學教育の事二	558
小學教育の事三	560

小學教育の事四	564
私の利營む可きの説	567
眞宗の僧某に答るの書	570
中央電信局開業式の祝詞	571
空論止む可らず	573
三田演説第百回の記	576
明治十一年一月十七日集會の記	581
三田玉鳳寺開講の文	586
私の利營む可きの一例	588
中村栗園先生の書翰	589
中村栗園先生に答	591
演説の事に付き友人に告る書	598
女子教育の事に付某氏に答	599
肉食妻帯論	602

卷之二

賣藥論	607
薩摩の友人某に與るの書	617
國の裝飾の事	626
日光芝上野の事前論の續	629
報知新聞開業六周年の祝文	633
外人日本の事情に暗きの説	634
慶應義塾新年發會の記	638

第五卷

通貨論	1	帝室論	439
通俗民權論	37	德育如何	483
通俗國權論	75	兵論	501
通俗國權論二編	131	學問之獨立	571
民情一新	165	全國徵兵論	603
時事小言	243	通俗外交論	635
時事大勢論	413		

第六卷

日本婦人論	1	日本男子論	197
日本婦人論後編	39	尊王論	237
品行論	79	國會の前途	271
士人處世論	121	國會難局の由來	319
男女交際論	165	治安小言	351

地租論	371
實業論	409
明治十年丁丑公論	475
瘠我慢の説	505

女大學評論	547
新女大學	607
福澤先生浮世談	643
舊藩情	671

第七卷

福翁百話

(一)宇宙	1
(二)天工	3
(三)天道人に可なり	6
(四)前途の望	12
(五)因果應報	14
(六)謝恩の一念發起す可きや否や	16
(七)人間安心	20
(八)善惡の標準は人の好惡に由 て定まる	22
(九)善は易くして惡は難し	23
(一〇)人間の心は廣大無邊なり	24
(二)善心は美を愛するの情に出づ	26
(三)惠典は人の爲めに非ず	27
(三)事物を軽く視て始めて活潑 なるを得べし	28
(四)至善を想像して之に達せん ことを勉む	30
(五)靈怪必ずしも咎むるに足らず	32
(六)士流學者亦淫惑を免かれず	34
(七)造化と争ふ	36
(八)人間社會自から義務あり	37
(九)一言一行等閑にす可らず	39
(一〇)一夫一婦偕老同穴	41
(三)配偶の選擇	42
(三)家族團樂	44
(三)苦樂の交易	45
(四)夫婦の間敬意なかる可らず	47
(五)國光一點の曇り	49
(六)子に對して多を求むる勿れ	53
(七)子として家産に依頼す可らず	55
(八)衣食足りて尙ほ足らず	56
(九)成年に達すれば獨立す可し	60
(一〇)世話の字の義を誤る勿れ	61
(三)身體の發育こそ大切なれ	63

(三)人事に學問の思想を要す	64
(三)實學の必要	67
(四)半信半疑は不可なり	69
(一)女子教育と女權	72
(二)男尊女卑の弊は専ら外形に 在る者多し	74
(三)止むことなくば他人に託す	76
(四)子弟の教育費に吝なり	78
(五)人生の遺傳を視察す可し	80
(六)子供の品格を高くす可し	82
(七)獨立の法	83
(八)慈善は人の不幸を救ふに在 るのみ	85
(九)慈善に二様の別あり	87
(一〇)婦人の再婚	88
(一)情慾は到底制止す可らず	90
(二)早婚必ずしも害あるに非ず	93
(三)女性の愛情	95
(四)人事に裏面を忘る可らず	101
(五)事業に信用の必要	102
(六)人間の運不運	104
(七)處世の勇氣	106
(八)獨立は吾れに在て存す	108
(九)熱心は深く藏む可し	109
(一〇)嘉言善行の説	112
(一)人を善く視ると惡しく視る と	114
(二)智慧は小出しにす可し	115
(三)細々謹慎す可し	116
(四)交際も亦小出しにす可し	118
(五)察々の明は交際の法にあら ず	119
(六)智愚強弱の異なるは親愛の 本なり	121
(七)不行届も亦愛嬌の一端なり	124
(八)國は唯前進す可きのみ	125

(查)空想は實行の原素なり……………	129
(查)言論尙ほ自由ならざるもの あり……………	131
(查)富豪の經營は自から立國の 必要なり……………	133
(查)富豪の永續……………	135
(查)人間の三種三等……………	137
(查)富者安心の點……………	139
(查)人心轉變の機會……………	142
(查)高尚の理は卑近の所に在り…	144
(查)教育の力は唯人の天賦を發 達せしむるのみ……………	146
(查)教育の功德は子孫に及ぶ可 し……………	148
(查)教育の過度恐るゝに足らず…	149
(查)教育の價必ずしも高からず…	151
(查)富者必ずしも快樂多からず…	153
(查)國民の私産は即ち國財なり…	154
(查)子孫身體の永續を如何せん…	156
(查)生理學の大事……………	158
(查)無學の不幸……………	162
(查)謹んで醫師の命に従ふ可し…	164
(查)空氣は飲食よりも大切なり…	165
(查)形體と精神との關係……………	167
(查)有形界の改進……………	169
(查)改革す可きもの甚だ多し…	171
(查)人種改良……………	174
(查)世は澆季ならず……………	178
(查)正直は田舎漢の特性に非ず…	181
(查)古人必ずしも絶倫ならず…	184
(查)古物の真相……………	187
(查)偏狂の事……………	189
(查)人事難しと覺悟すべし…	192
(查)錢の外に名譽あり……………	194
(查)政府は國民の公心を代表す るものなり……………	197
(查)政論……………	199
(查)自得自省……………	207
(查)史論……………	208
(查)鯨立は藝に非ず……………	211
(查)大人の人見知り……………	214
(查)人生名譽の權利……………	216

(百)人事に絶對の美なし…………… 220

福翁百餘話

(一)人生の獨立……………	235
(二)博識は雅俗共に博識なる可 し……………	236
(三)獨立は獨り財産のみに依る 可らず……………	239
(四)金と自身と孰れか大事……………	241
(五)獨立の根氣……………	243
(六)獨立者の用心……………	246
(七)文明の家庭は親友の集合な り……………	249
(八)智徳の獨立……………	251
(九)獨立の忠……………	254
(一〇)獨立の孝……………	256
(二)立國……………	259
(三)思想の中庸……………	261
(三)人に交るの法易からず……………	265
(四)名譽……………	267
(五)禍福の發動機……………	268
(六)貧書生の苦界……………	272
(七)物理學……………	278
(八)貧富苦樂の巡環……………	286
(九)大節に臨んでは親子夫婦も 會釋に及ばず……………	289

福翁自傳

幼少の時……………	299
長崎遊學……………	317
大阪修業……………	334
緒方の塾風……………	354
大阪を去て江戸に行く……………	388
始めて亞米利加に渡る……………	398
歐羅巴各國に行く……………	417
再度米國行……………	455
王政維新……………	465
暗殺の心配……………	511
雜記……………	522
一身一家經濟の由來……………	542
品行家風……………	573
老餘の半生……………	590

第八卷

時事論集第一卷

政治篇

時事新報發兌之趣旨……………	1
藩閥寡人政府論……………	8
藩閥寡人政府論に就て……………	69
時勢問答……………	73
局外窺見……………	98
文明進退論……………	125
攻防論……………	141
經世に高尚論は無用なり……………	164
政略……………	168
私權論……………	178
施政通言……………	197
日本國會緣起……………	212
國會準備の實手段……………	246
官尊民卑賣言葉に買言葉……………	276
安寧策……………	279
小康策……………	305
一大英斷を要す……………	319
星議員の除名……………	327
維新以來政界の大勢……………	330
國會論……………	374

外交篇

朝鮮の交際を論ず……………	411
壓制も亦愉快なる哉……………	415
東洋の政略果して如何……………	418
牛場君朝鮮に行く……………	439
米國我馬關償金を返す……………	451
開國論……………	455

第九卷

時事論集第二卷

經濟篇

通貨論……………	1
士族の授産は養蠶製絲を第一 とす……………	14
錢の國たる可し……………	29
拜借論……………	40

外交論……………	472
西洋人と日本國……………	487
西洋人と日本國に就て……………	495
内地雜居の喜憂……………	502
開鎖論……………	510
清朝の秦檜胡澹庵……………	528
前途春如海……………	532
國交際の主義は修身論に異な り……………	536
金玉均氏……………	540
小笠原島の金玉均氏……………	544
條約改正始末……………	547
老生得意の奇話……………	567
朝鮮防蔽談判の落著……………	572
日本外交の進歩……………	578
朝鮮問題……………	589
日米の交際……………	596
對外前途の困難……………	603

軍事篇

兵備擴張論の根據……………	613
國役は國民平等に負擔す可し…	620
支那政府の長州征伐……………	632
大に軍費を醸出せん……………	638
軍資の義捐……………	641
日本臣民の覺悟……………	643
外戰始末論……………	650
兇漢小山六之助……………	676
私の小義俠に酔ふて公の大事 を誤る勿れ……………	680
唯堪忍す可し……………	684

外債論……………	47
日本工商の前途如何……………	63
節儉論……………	78
文明を買ふには錢を要す……………	92
節儉と奢侈……………	95
御用商人……………	107
經濟小言……………	110
金利の說……………	125

米商論	134
財政始末	145
尙商立國論	165
資本の用法	183
富豪の要用	192
銀貨下落	203
富豪大家何を苦んで商賣せざる	217
日本銀行論	221
幣制改革	235
官有鐵道論	248
教育篇	
經世の學亦講究す可し	261
急變論	266
德育餘論	273
儒教主義の成跡甚だ恐る可し	280
政事と教育	284
教育の經濟	299
博士會議	312
公共の教育	316
貧富智愚の説	327
華族の教育	333
文明教育論	338
子弟教育費	342
女子教育	345
道德篇	
道德の議論は輕躁に列斷す可らず	349
婦女孝行論	353
婦女孝行餘論	357
儒教主義	361
德教之説	373
通俗道德論	395
讀倫理教科書	420
道德の進歩	424
道德の標準	428
忠義の意味	431
品行篇	
封建の時代に取る可きものあり	435
流言亦以て道德城を堅くするに足る可し	438
德教の本は私徳に在り	442
德教は目より入りて耳より入	

らず	459
一國の徳風は一身より起る	462
市川團十郎	464
宗教篇	
僧侶論	467
宗旨宣布の方便	470
改革と滅亡と擇む所を知れ	478
經世上に宗教の功德を論じて併せて布教法の意見を述ぶ	487
教法の盛衰は世の不景氣に係はる筈なし	494
宗教雜話	502
寺門をして其本色に還らしむ可し	505
徳に在て財に在らず	512
震災善後の法	517
先づ僧心の非を正す可し	520
本願寺の處分	524
血脈と法脈との分離	527
法運萬歳の道なきに非ず	530
教訓篇	
壯年輩の失敗	537
學生處世の方向	542
慶應義塾暑中休業に付き	548
學生諸氏に告ぐ	554
德行論	560
富貴浮雲の如し	563
西洋學と古學流	567
一身の廣告	570
慶應義塾學生に告ぐ	574
學林中の松梅	580
塾政の自治	585
精神の健康	587
學生の心得	590
孝行の易行道	594
老生の故事を學べ	597
獨立の大義	602
獨立自由	605
唯其病是れ憂ふ	609
政論に醉ふ勿れ	612
下女の炊くを見たり	614
縁の下の力持	617
商業俱樂部演説	624
人間萬事小兒の戲	631

體育の目的を忘るゝ勿れ	634
人生樂事	637
士流の本分を忘る可らず	642

學生の歸省を送る	645
學事の改革の趣旨	650

第十卷

時事論集第三卷

學術篇	
物理學の要用	1
遺傳の能力	5
賣藥論	12
通俗賣藥論	20
通俗醫術論	26
血統論	33
コレラの用心	37
醫説	42
文明の偽筆	45
地震は建築法の大試験	47
醫藥分業行はれ難し	50
種痘の發明	57
處世篇	
正直は藝に非ず	61
思想精密、鄙事多能	65
錦衣何ぞ必ずしも故郷に限らん	68
余が洋學に志したる由縁	76
世界は甚だ廣し	80
學者と町人	89
智慧の貸借	100
知識交換	102
漫に大望を抱く勿れ	105
富豪維持の説	109
運の説	125
世務諮詢	128
後進生の心掛	130
文明男子の生計	134
社會の教育	138
先進と後進	141
新舊兩主義	144
知識の膨脹	146
美味は飽き易し	149
間違の進歩	151
社會篇	
社會の秩序は紊亂の中に却て	

燦然たるものを見る可し	159
貧富論	162
老壯論	189
男女交際餘論	196
婚姻早晚論	211
社會の形勢學者の方向	218
交詢社の特色	250
日本人と西洋人と内外表裏の別	255
疑心と惑溺	268
智と情と	272
少壯生の始末を如何せん	276
洋學の先人へ贈位	293
貧富論	296
貴顯紳士の夫人内室	340
借家の説	343
社會の人心は其尙ぶ所に赴く	346
國民の體格、配偶の選擇	349
開國同化は日本の國體に差支なし	353
文明先輩の功勞忘る可らず	359
雜説篇	
故社員の一言今尙ほ精神	365
時事新報の一周年	371
衛生上の注意	371
杉田成卿先生の祭典に付	377
立身論	381
英吉利法律學校開校式	401
芝居論	404
歳末論	408
ドクトル・セメンズを弔す	410
洋學の命脈	415
日本國の功勞	420
市參事會員辭職始末	423
東京三百年祭	430
實業家の學術思想	434
同窓の舊情	437
同情相憐	440

紳士流の漫遊旅行	447
旅館の主人	450
壽命の大小	454
無學の弊恐る可し	457
銅像開被に就て	461
新聞記者に告ぐ	466
私金義捐に就て	469
日本男子の學問	474
還曆壽筵の演説	478
福澤氏古錢配分の記	485
氣品の泉源智徳の模範	489
奉祝長興專齋先生還曆	494
恩賜に就ての所感	498
漫言	
孰れが貴し孰れが賤し	507
同類同居亦難からず	509
白頭朱鬚	511
逆櫓之船	513
不老不死の神丹	515
惑溺は酒色のみに非ず	517
兄弟喧嘩	519
國會の佳境は半開の時に在り	521
空砲論	522
腦病は稀にして胃病は多し	523
馳せ登りたり	525
騎犬の勢	527
新刀流と一刀流	529
孟子の訴狀	530
親を賣るは朋友を賣るに若かず	534
學校停止	535
官の爲めに鳴き私の爲めに鳴く	537
新聞紙の撮食	538
何處迄行てもペイ々々だ	540
焼くか焼かぬか	542
喉笛に喰付け	544
奥様の下紐拜借	545
豚が怖くて行かれませぬ	547
腦弱病	548
敵を見て矢を作ぐ可し	550
文王武王の爭論	552
虱が移る	556
鴉片戒	558

一ト思案す可し	559
妻妾區別の説	560
仁義禮智孝悌忠信	563
胎内の孝行は難し	565
辨才天女の前身	567
醫者の不養生	569
私塾誤り證文之事	570
投機必ずしも空米のみならず	572
養子養子たらず	573
時候の挨拶亦其由縁あり	575
堂に昇て室に入る勿れ	577
三田の女髮結	579
漢學の中日和	580
世話の種類も亦多し	582
年齢の平均は難い哉	583
ワイヨミン砲臺を築く可し	585
チヨン鬻ばかりは	588
古書畫流行	590
誠に面白し	592
年始の御祝儀相變りまして	593
將門様の御立腹	595
氣取らッしやるな	598
偽孝行と偽學問	600
蟲喰節の出殻	602
疫はらひましよ御疫はらひましよ	603
鑄掛屋久平地獄極樂廻り	604
掘る者あれば埋る者あり	612
文覺上人	614
厚勝薄敗の時代	617
坊主の賭は如何	618
禮者へ御馳走	620
當世の金儲け	622
國會解散請願書	625
諸會社救濟策	626
眞赤な火を見て火事を知る	628
主客相對して困談頻りなり	631
神田の八公何の思ふ所ぞ	633
拂下げは何處から下る	636
壽命の長短に従ふ可し	638
國會を中止したらば	640
八卦新聞	642
煉瓦家の建築は安あがりを貴ぶ	643

長助の不平談	644
賄賂法の通則	647
斯民休養	649
禁酒會員と爲ること難し	653
安閑として火災を免るゝの一策	655
教育よりも現金の方難有し	656
京都の一千百年祭	658
宿引落膽する勿れ	659
災難は幸福である	661
メートルの種類甚だ多し	663
早く勝負せよ	665
政論を靜にする妙法	667
人力問答	668
多事萬歳	670
お嬢さんの浮氣に證文を取ら	

れた	672
早いか晚いか	673
關所の番士長日を消す	676
京都の市民は何して居やはる	677
惡縁契り深し	681
新曾我の一幕東西々々	683
白どんの犬と黒どんの犬と	684
支那人の勝利疑なし	685
浮世床の巻舌談	687
支那軍艦捕獲の簡便法	688
明治二十八年の御年玉	690
講和の談判唯一席に成る	692
償金は何十億にても苦しからず	694
奠都の法事	696
福澤先生の文章	698

續福澤全集 (昭和八年版)

第一卷

時事論集

明治十五年篇

概説 1
政治外交
伊藤参議を餞す 2
政府何ぞ奮て大に進まざるや 4
一種變則の譏言 7
條約改正 8
社會の祕密 10
英國女皇の變報 12
立憲帝政黨を論ず 16
朝鮮元山津の變報 18
朝鮮政府へ要求す可し 20
朝鮮の變事 22
朝鮮政略 28
朝鮮事變續報餘論 36
日支韓三國の關係 45
支那國論に質問す 54
朝鮮事件談判の結果 63
朝鮮新約の實行 66
朝鮮の償金五十萬圓 69
極端主義 72
政治の名分 78
守成は創業に異なり 84
天下憂ふ可きもの二あり 89
廢縣論 94
天下自省す可きものあり 102
軍事國防
造船の事業獎勵せざる可らず 117
産業貿易
北海道の遺利惜しむべし 121
運輸交通
鐵道論 124
教育學術
太政官第五十一號布告 130
極端論 133
急變論 136

宗教道德

神官の職務 141
難説
皇居御造營に就き太政官の建
築を望む 144
肉食せざるべからず 146
時事新報の特色 151
漫言
妾の功能 156
一利一害 158
公開の劇場 159
南無妙法蓮陀佛黨 160
日本極る 161
言はう歟言ふまい歟 162
辯士の祕傳 163
扱々大變 164
四問會 166
三伏の日寒中見舞 167
演説遣ひ 168
治安新策 169
何れも困る 170
連類はなきや 171
神下し 173
金の世の中 174
天險論一策以て漫言翁に質す 175
復古の御代 177
讀書のくちなをし 178
握り詰る勿れ 179
交情妨げられて愈密なり 180
裏を搔く 181
鼠に告ぐ 182
力瘤顯下之事 183
今年一年の氣根競らべ 184
神授の妙策 185
泣く子と地頭 186
天機漏らす可らず 187
コレラ祭り 189
縣令に男子なし 190

籠鳥尙羨むに堪えたり 192
太平の民草 193
監視官の食料夜具蒲團 194
さう旨くはだまされぬぞ 195
石地藏 196
異物同稱のコレラ病 197
コレラ除の御祈禱 198
油斷大敵 200
飼犬も亦時としては 201
千松新聞 202
旨い物喰つて油斷をするな 203
蹇に踏まるゝ勿れ 204
芝罘より出たる軍艦はチャー
フーなり 205
ならぬ堪忍 206
聾者疑念深し 207
災難の原因 208
いろは加留多も御存じないか 210
倦まざらしむべし 211
其小なること小指の如し 212
道理で 213
新聞新聞 214
學と不學との分析 216
眞言祕密は以て夫婦喧嘩を和
するに足らず 217
太郎の大酒 219
狡兎死して良狗は何とするや 220
差料の刀を以て自殺する者は
誰ぞ 221
去年の夢舊連官 222
營業毀損 223
若殿様の御相撲 224
主義の食傷 226
大精進は難い哉 227
潔癖の主義達するに難し 228

明治十六年篇

概説 230
政治外交
支那朝鮮の關係 231
朝鮮國を如何にすべきや 240
米國政府下の關價金の元金を
返す 243
支那人の舉動益怪しむ可し 245

朝鮮政略の急は我資金を彼に
移用するに在り 249
日本の資金を朝鮮に移すも危
險あることなし 251
朝鮮國に資本を移用すれば我
を利すること大なり 254
支那人民の前途甚だ多事なり 256
調和の急は正に今日に在り 262
外交の思想養成せざる可らず 265
支那行を獎勵すべし 268
朝野新聞に答ふ 271
世態論時事新報に呈す 274
伊藤参議の歸朝近きに在り 282
高等法院の福島事件公判 285
沖繩想像論 288
米國公使「パークス」氏の答
詞 290
支那との交際に處するの法如
何 294
政治家の祕訣 300
安南朝鮮地を換へば如何なり
し歟 302
日耳曼の東洋政略 305
軍事國防
安南の風雨我日本に影響する
こと如何 311
財政經濟
明治十六年前途之望 314
紙幣引換を急ぐべし 331
外債を起して急に紙幣を兌換
するの可否に付東京日々新
聞の惑を解く 336
國財論 349
國財餘論 369
産業貿易
日本亦富國たるを得べし 374
農業を論ず 380
金満家奮へよや 386
運輸交通
日本には船なかるべからず 390
天下大に急にすべきものあり 392
大に鐵道を布設するの好時節 397
教育學術
時事新報の敗訴天下の爲に賀
す 406

學者の議論…………… 412
 醫師規則の布告を讀む…………… 414
 身體を大切にすべし…………… 423
 我國普通の洋學は英語に歸す可し…………… 426

社會交際
 富豪の進歩を妨る勿れ…………… 435
 人爲の法則は萬古不易たるの約束なし…………… 441
 人間の權力は一二人の專有にあらず…………… 444
 日本人は今の日本に満足せんとするか…………… 447
 人事停滯の毒恐るべし…………… 452
 我文明は退歩するものには非ずや…………… 458
 政談の熱畏るゝに足らず…………… 463
 保守の文字は復古の義に解す可らず…………… 468
 憂世家の手段…………… 471
 文明進歩の速力は思議すべからず…………… 474
 饑饉の用意…………… 477

宗教道德
 道德の議論は輕躁に判斷す可らず…………… 483
 文明の風を導くには取捨する所あるを要す…………… 487

雜 說
 雪之說…………… 489
 時事新報の一周年日…………… 491
 首府改造と皇居御造營と…………… 494
 時事新報解停…………… 500
 學者と政治家との區分…………… 505

漫 言
 空念佛講…………… 509
 牛にひかれて善光寺參り…………… 510
 儒教豈唯道德のみならんや…………… 511
 主義の傳染は病の傳染に異なり…………… 512
 つがもない…………… 513
 新聞記者の敗北…………… 514
 又も喧嘩の買出しに來たり…………… 515
 朝鮮來狀…………… 517

府縣會の小歴史…………… 519
 儒教の主義は私の著書に及ばず…………… 520
 御儀式の生捕…………… 521
 ソリヤ又來たぞ…………… 523
 探訪通信も亦難い哉…………… 524
 パークス公使北京に往かんとす…………… 526
 買物に法あり…………… 527
 變はるに困る…………… 529
 誠に目出度し…………… 530
 敵の勝つべきを待まず…………… 532
 腰の物検査…………… 533
 原被連帶片造の詞訟…………… 535
 百に三升賀す可きや申す可きや…………… 536
 一擧して日本の商權を握るの傳授…………… 537
 國債の抵當乏しからず…………… 538
 大演說…………… 540
 氷の刃を懷にして…………… 541
 武家奉公御構ひ…………… 542
 短氣は損氣なり鐵道は氣長に布設すべし…………… 543
 時運逆行株式取引所の衰盛…………… 545
 大儲け々々々…………… 546
 挽いて轉ぶも彈いて轉ぶ勿れ…………… 548

明治十七年篇
 概 說…………… 550

政治外交
 佛國は支那の恩人なり…………… 551
 日本は支那の爲に蔽はれざるを期すべし…………… 554
 人を容るゝこと甚だ易し…………… 557
 眼を朝鮮に注ぐべし…………… 560
 條約改正論…………… 563
 尙早し既に晚し…………… 584
 法律のみに依頼して外國人を制す可らず…………… 587
 朝鮮に在る日本の利害は決して輕少ならず…………… 590
 佛國戰を臺灣に開く…………… 592
 脈既に上れり…………… 596

條約改正直に兵力に縁なし…………… 599
 外交には自から順序手續あるものなり…………… 602
 輔車唇齒の古諺持むに足らず…………… 605
 支那を滅ぼして歐洲平なり…………… 608
 東洋の波瀾…………… 614
 朝鮮事變…………… 622
 朝鮮國に日本黨なし…………… 625
 我日本國に不敬損害を加へたる者あり…………… 628
 朝鮮事變の處分法…………… 631
 支那兵士の事は遁辭を設るに由なし…………… 635

軍事國防
 米國の前途如何ん…………… 639
 軍費支辨の用意大早計ならず…………… 642
 戰爭となれば必勝の算あり…………… 645
 國民の私に軍費を醜集するの說…………… 649

財政經濟
 紙幣兌換遲疑するに及ばず…………… 656

産業貿易
 國を富強するは貿易を盛大にするに在り…………… 662
 日本の貿易を助け長ずるの工風を爲すべし…………… 664
 大日本帝國内外貿易の中心市場…………… 667
 東京に築港すべし…………… 670
 東京に新港を築くの方法…………… 672
 新港成就して東京内外貿易の中心市場と爲る…………… 675
 日本と米國との貿易の偏重ならざるを望む…………… 677
 商賣を以て我國特有の所長と爲す可し…………… 680
 支那政府の失敗支那人民の幸福…………… 683
 西洋人と支那人と射利の勝敗如何…………… 686
 米の値段…………… 692

運輸交通
 蒸氣機關の事を記して併せて三菱共同運輸兩會社に論及す…………… 695

新發明の未だ起らざるに先ちて舊工夫の恩に浴す可し…………… 717
 三菱郵便汽船香港の航路を止む…………… 721

社會交際
 名を以て實を誤る勿れ…………… 725
 華族の資格如何…………… 730
 華族の資産如何す可きや…………… 733
 支那風攘斥す可し…………… 736
 古記古物保存す可し用ゆ可らず…………… 739

宗教道德
 宗教も亦西洋風に從はざるを得ず…………… 742

修身處世
 米國は志士の棲處なり…………… 749
 男兒志を立てて郷關を出づべし…………… 752
 移住論の辨…………… 755
 富を作るの地を擇む可し…………… 757
 奮て故郷を去れ…………… 760
 後進生に望む…………… 763

雜 說
 海外御巡幸…………… 767
 日本東京萬國大博覽會…………… 779
 乘馬飼養令…………… 785
 墓地及埋葬取締規則…………… 788
 拷問の說…………… 791
 國の名聲に關しては些末の事も捨つべからず…………… 795

漫 言
 又金儲けの新工風…………… 798
 雪中の談話…………… 800
 一と雪三十萬圓…………… 801
 夜鷹相場…………… 802
 新譯白骨の御文章…………… 803
 都會の花…………… 804
 東洋にビスマークなしと云ふこと勿れ…………… 806
 日本人民は馬鹿なり…………… 808
 英米の外道…………… 809
 全國の富を專有すること甚だ易し…………… 810
 日耳曼風萬々歳…………… 811

富貴功名は親譲りの國に限らず…………… 812
 泥の海…………… 814
 不幸長命にして死せず…………… 815
 氏素姓は拙者存ぜず…………… 816
 隣國の戦争…………… 818
 雲上人のお行列…………… 819
 宗教の熱は二百十二度以下に在るべし…………… 820

御近方まで参りたるに付…………… 822
 火事場の錢儲け…………… 823
 田舎の因果…………… 824
 嘉言善行の儀に付時事新報社へ御相談…………… 825
 大祭大風…………… 827
 唐嘉言唐善行…………… 828
 巻煙草は必ずしも乗馬に伴ふを要せず…………… 830

第二卷

時事論集

明治十八年篇

概説…………… 1
政治外交
 敵國外患を知る者は國亡びず…………… 2
 御親征の準備如何…………… 4
 朝鮮丈けは片付きたり…………… 7
 尙未だ萬歳を唱るの日に非ず…………… 9
 遣清特派全權大使…………… 12
 國民の利害一處に歸著す…………… 15
 佛國と同盟の疎密…………… 18
 官報再讀す可し…………… 21
 求むる所は唯國權擴張の一點のみ…………… 25
 我輩の所望空しからざるを如る…………… 28
 朝鮮獨立黨の處刑…………… 30
 曲彼れに在り直我れに在り…………… 35
 人心の集點…………… 38
 脱亞論…………… 40
 朝鮮國の始末も亦心配なる哉…………… 42
 英露の舉動掛念なき能はず…………… 46
 天津の談判落著したり…………… 48
 天津條約…………… 49
 日本兵去て在朝鮮日本人の安危如何…………… 51
 佛清新天津條約…………… 53
 對馬の事を忘る可らず…………… 57
 巨文島に關する朝鮮政府の處置…………… 59
 國民の外交…………… 62
 朝鮮人民のために其國の滅亡を賀す…………… 65

朝鮮の滅亡は其國の大勢に於て免る可らず…………… 68
 支那は果して其大版圖を保つ能はざるか…………… 73
 大院君の歸國…………… 80
 朝鮮の大院君歸國したり…………… 82
 朝鮮の多事…………… 88
 朝鮮の事…………… 90
 内閣の組織…………… 93
 伊藤伯の政府…………… 96
軍事國防
 非軍備擴張論者今如何…………… 99
 日本帝國の海岸防禦法…………… 101
 兵備擴張…………… 122
財政經濟
 投機商たらざるを得ず…………… 125
 小銀貨にて紙幣を交換する事…………… 128
 紙幣交換の爲めには外債も憚るに足らず…………… 131
産業貿易
 支那の貿易望み無きに非ず…………… 142
 日本の水害は果して不治の病なるべきや…………… 148
 内商外商…………… 158
 工商社會に榮譽權力を重んず…………… 170
運輸交通
 富國策…………… 175
 二大會社の競争…………… 178
 日本の海運は如何なる可きや…………… 180
 日本郵船會社の紛紜…………… 182
教育學術
 英語と支那語…………… 187

尾州知多郡の酒造改良…………… 190
 賣藥營業毀損之訴落著…………… 194
社會交際
 秩序紊亂の中に秩序あり…………… 197
 人間交際の禮…………… 200
宗教道德
 教法の盛衰は世の不景氣に係はる筈なし…………… 204
雜説
 尙ほ持むべきものあり…………… 210
 我れを待み又人を待む…………… 213
 政治の思想一方に偏す可らず…………… 216
 天下の人心を政治の一方に奔らしむる者は封建士族の遺風なり…………… 219
 時事新報解停の命を得たり…………… 221
 報酬なければ事舉らず…………… 225
漫言
 お寶々々…………… 228
 禮儀正しく理屈正し…………… 230
 節情會…………… 231
 何故に車夫代は慥に請取申し難きや…………… 232
 明治十九年篇
 概説…………… 235
政治外交
 責任宰相の和解…………… 236
 全國雜居…………… 238
 法必ず信…………… 243
 支那軍艦を如何せん…………… 245
 支那艦をして漫に其處を去らしむ可らず…………… 248
 條約改正の愉快は無代價にて得らる可きものに非ず…………… 250
 條約改正すれば外國交際も亦一面目を改む可し…………… 252
 外交の要は内外兩様の信を重んずるに在り…………… 256
 法律慣行の改革は獨立獨斷を以てす可し…………… 259
 内地雜居の用意…………… 261
軍事國防
 宮古八重山を如何せん…………… 270

財政經濟
 相場所の一新を望む…………… 274
 米價騰貴せざれば國の經濟立ち難し…………… 278
産業貿易
 米麥作を斷念す可し…………… 280
 米の輸出は農家を利して商賣の機を促がすに足る可し…………… 282
 米の輸出は永久の策にあらず…………… 284
運輸交通
 日本郵船會社の事情如何…………… 287
 今の日本の道路は封度制度の遺物なり…………… 294
 太平洋海底電線…………… 297
 九州への往來便利迅速なるを要す…………… 302
 日本郵船會社の始末を如何せん…………… 305
教育學術
 明治十九年七月十日慶應義塾維持社中の集會にて演説…………… 313
社會交際
 華族世襲財産法…………… 316
 舊藩主華族は其舊領地に歸住す可し…………… 318
 舊藩主華族其領地に歸住するの利益…………… 320
 世界甚だ廣し獨立の士人不平を鳴らす勿れ…………… 322
修身處世
 今日は無事にあらずして無人なり…………… 326
 立身の道は近きに在り…………… 328
 文明社會の仕組は一騎打の功名を許さず…………… 331
 英雄功名論…………… 337
 後進の士人は安心の地位を擇ぶ可し…………… 340
 學問の所得を活用するは何れの地位に於てす可きや…………… 343
 今の學者は商賣に適するものなり…………… 346
 素町人の地位取て代はる可し…………… 349
雜説

明治十九年一月一日…………… 352
 歸京後各地の士人に謝す…………… 355
 財産保存増殖の安全法…………… 357
 ノルマントン號沈没事件を如何せん…………… 359
 ノルマントンの不幸に付き耶蘇宣教師の意見を問ふ…………… 362
 日本の官途は榮譽の源にあらず…………… 365
 日本の官途は利益の源にあらず…………… 367
 皇族と人民との關係…………… 371
漫言
 加藤弘之君へ質問…………… 373
明治二十年篇
 概説…………… 375
政治外交
 朝鮮は日本の藩屏なり…………… 376
 長崎事件平穩に落著す…………… 378
 内外の交際揖讓して對等の義を忘る可らず…………… 381
 條約改正は事宜に由り中止するも遺憾なし…………… 384
 内閣員の更迭…………… 386
 府縣治は人民の快樂に干涉す可らず…………… 389
 民間の文明をして却步せしむる勿れ…………… 391
 官民調和論…………… 393
 今後を如何せん…………… 396
軍事國防
 外國との戦争必ずしも危事凶事ならず…………… 398
 海防費の下賜…………… 400
 唯節減あるのみ…………… 403
 獻金者へ位階を授くるの説…………… 406
財政經濟
 財政の回復到底望む可らず…………… 408
産業貿易
 商賣社會の約束は單に法律のみに據る可らず…………… 411
 日本の蠶絲家は支那の競争を忘るべからず…………… 415

運輸交通
 官有鐵道を人民に賣るの説…………… 418
教育學術
 教育の經濟…………… 423
 耶蘇教會女學校の教育法…………… 430
社會交際
 日本の華族…………… 435
雜説
 年初の一言學者士君子に呈す…………… 438
 内地に學校を設立すると外國に移住するを助ると其利不利如何…………… 440
 時是れ黄金…………… 443
 漫に驚駭慌惶する勿れ…………… 446
 相馬家事件に就ての所感…………… 448
 癡狂者取扱の改良…………… 451
 頌徳の祝宴…………… 453
 祭禮の賑ひに商家の氣轉を促す…………… 455
 地方有志者の間に答ふ…………… 458
 新聞屋の懲罰…………… 460
 節儉論…………… 463
 洋字にて日本新聞紙を發行すべし…………… 471
 人民の豪奢は寧ろ之を勸む可し…………… 473
 公共墓地の制を廢して之を寺院に托すべし…………… 475
漫言
 白象人魂を返上す…………… 478
 蝸會社…………… 480
 糞車人力車利害を殊にす…………… 481
 人身の接續法…………… 482
 麥藁が丁度よかんべい…………… 484
 高輪の小便獨佛の境界…………… 485
 シーレン酒の製造…………… 487
 子宮病の聲は止めをしたい…………… 488
 英雄の製造法…………… 490
 演劇改良比翼舞臺の説…………… 491
 經濟の新主義…………… 493
 衛生論…………… 494
 衛生論の秘傳漫言子に告ぐ…………… 497
 日蝕の思付…………… 498
 日蝕に驚り々々…………… 499

蜜蜂心あるに似たり…………… 500
 無暗から無暗…………… 502
 鐵道の運賃我れは人なり…………… 503
 温泉場の經濟…………… 505
 官熱往來…………… 506
 お構ひ下さるな…………… 507
 賣居の廣告…………… 510
 ブランデーと糞臭…………… 511
明治二十一年篇
 概説…………… 514
政治外交
 外務大臣更迭…………… 515
 國會の準備…………… 516
 内閣總理大臣の更迭…………… 521
 内閣と樞密院と…………… 522
 井上伯の入閣…………… 525
 條約改正敢て求めず…………… 527
 内閣責任の有無如何…………… 535
 政府に於て國會の準備は如何…………… 537
 政談…………… 546
 現政府の地位…………… 548
 内閣更迭の先例…………… 550
 立國の脊骨…………… 552
 二様の平安策…………… 555
産業貿易
 日本米國間の航路…………… 560
 日米貿易前途の望み…………… 564
社會交際
 文明の利器に私なきや…………… 567
宗教道德
 美術と宗教…………… 575
修身處世
 後進生に望む…………… 577
雜説
 明治二十一年一月一日の壽…………… 581
 演劇演藝の改良…………… 583
 大工事の起るや時節あり…………… 585
 七月四日…………… 588
 芝居改良の説…………… 591
 官廳下馬下乗の制限…………… 601
明治二十二年篇
 概説…………… 604

政治外交
 内閣更迭の慣例…………… 606
 保安條例の廢止…………… 608
 森文部大臣の死去…………… 610
 伊藤伯の演説…………… 612
 文部大臣の後任…………… 615
 政黨以外の内閣…………… 617
 政治上には唯主義あるのみ…………… 620
 政治の進歩は徐々にす可し急にす可らず…………… 622
 政治社會の門閥は今尙ほ存す…………… 625
 舊藩政と英政と…………… 627
 後藤伯の入閣…………… 630
 保安條例…………… 632
 條約改正、法典編纂…………… 635
 法典編纂の時機…………… 642
 功臣の離合…………… 644
 法律の文字…………… 647
 條約改正の形勢…………… 649
 條約改正の困難…………… 652
 條約改正の困難は公論の裏面に在り…………… 654
 條約改正に對して英國の意向如何…………… 660
 法典發布の利益…………… 664
 北海道開放…………… 669
 實業家の利害は如何…………… 671
 社稷の臣…………… 673
 國家平和の用心怠る可らず…………… 677
 功名手柄を明にす可らず…………… 680
 山縣伯の歸朝…………… 682
 大隈伯の一身…………… 685
 伊藤伯の辭職…………… 687
 政海の事情…………… 689
 新内閣の方向…………… 692
 元勳優遇…………… 694
 天下太平、策なきにあらず…………… 696
 皇族と政治…………… 698
 日本社會尙ほ若し…………… 700
 情實の病根除くべし…………… 702
 官邊の交際法…………… 711
 功臣崇拜…………… 713
財政經濟
 分財の議論今より講ず可し…………… 718

産業貿易	
横濱正金銀行に所望あり	721
日祕鐵山會社	724
教育學術	
二十年來教育の結果如何	727
速成醫の説	732
社會交際	
華族と土族	735
華族に告ぐ	738
私行を責むる如何にして可なり	741
宗教道德	
眞宗の説教	743

讀メール新聞	745
雜説	
明治二十二年一月一日	747
世に無形究理の議論多し	750
家庭の遊戯	753
關口隆吉氏の遺書	755
漫言	
天下何れの處か小錦なからん	758
憲法發布うはさの區々	759
喜多内争談	762
八岐の大蛇	764
田分の字解	764

第三卷

時事論集

明治二十三年篇

概説	1
政治外交	
帝國議會	2
政治社會を如何せん	7
北海道の離宮	12
憲法一週年期	14
多額納税の貴族院議員	17
議員撰擧の結果	18
日本は政治に因りて重きを爲さず	20
條約改正の風聞	23
義聲を天下に振ふ可し	25
民間の政熱退かざるを如何せん	28
在東京英國宣教師の決議	30
[參照] 條約改正に關する英國宣教師の陳情書	32
條約改正の功は多人數に分つ可し	33
條約改正の噂	35
伊藤貴族院議長	38
外を先にす可し	39
人望主義	43
政府委員の一言	45
商法實施の延期	47
商法延期の一事にて可なり	49

財政經濟

相場所の所望	51
金融論	54
地租輕減	60
産業貿易	
漫に米價の下落を祈る勿れ	67
米商論	71
運輸交通	
鐵道財産	79
行軍遲速の研究	87
教育學術	
慶應義塾大學部始業式に於ける演説	90
文部の當局者に望む	93
社會交際	
貧民救助策	95
宗教道德	
法界奇聞	102
神佛を論じて林政に及ぶ	104
雜説	
明治二十三年一月一日	109
横濱慶應義塾同窓會に於ける演説	112
新島襄氏の卒去	114
漫言	
違約の德義	115
讀東京日日新聞	116
米策	118

第一の功名	119
官尊民卑、傍聽牌の色	121
一週間日曜の續きたる節	122
氣球の乘騰條約面を如何せん	123
賄賂も亦要用なる哉	124

明治二十四年篇

概説	126
政治外交	
法典と條約	129
國會と國情	131
政府の友	134
政治家の愛嬌	137
國會開設既に晚し	139
庶人黨	142
封建の殘夢未だ醒めず	145
改むるに憚ること勿れ	147
貴族院に重きを成さしむる勿れ	155
收税法の繁文	157
須らく新主義を唱ふ可し	160
晶屑の説	162
定説の速ならんことを望む	165
其組織の強硬有力ならんことを望む	167
勅命を煩はす勿れ	169
松方内閣	171
松方總理に望む	173
如何にして其情を慰め奉る可きや	175
國家の大事は國家の長老に謀る可し	178
天皇陛下の還御	180
暴行者の處刑	183
政界の若隱居	184
人氣は去り易し	186
請ふ伊藤伯を勞せん	189
黨名一新	191
今日の策果して戰に在るか	193
人心をして戰を思はしむる勿れ	196
松方内閣と伊藤伯	198
敢て當世の老政治家に望む	200
朝鮮の警報を敏捷ならしむ可	

し	203
支那の交渉事件は我國の好機會なり	205
大地震	208
震災の救助法	210
震災の救助は政府の義務にして之を受るは罹災者の權利なり	213
救済の勅令	215
緊急命令及び豫算外支出問題	217
岐阜人民の請願	220
超然主義は政府に利あらず	223
衆議院いよ々々解散せられたり	226
國會解散して政府の方向は如何	227
軍事國防	
射的の術を奨励す可し	231
清國軍艦の來航に就て	233
財政經濟	
日本鐵道會社命約改正の建議	235
地租輕減と繁文省略	239
日本郵船會社命違書更正の建議	242
[參照] 大倉氏賣買の顛末	248
政費節約論の一奇	249
豫算減額の方法	251
銀行會社に關する風説	256
餘剰金の用法	258
消極と積極との撞著	261
運輸交通	
ニカラグワ運河	264
航海業	271
鐵道法案に就て	283
社會交際	
國會議院中尙ほ上下あり	287
士尊商卑	290
富豪の攝生法	297
世間憐む可きものあり	299
三菱社	302
又三菱社	305
同胞の感情を表す可し	308
義捐金及び物品の分配	309
宗教道德	

社開保護と富籤興行	312
震災前後の法	317
修身處世	
後進生の家を成すは正に今日 に在り	320
文明士人と新聞紙	322
雜說	
速に議事堂を建築す可し	325
外人を歓迎す可し	326
近來一種の出版圖書	328
賄賂の沙汰	330
漫言	
新發明貧病治療法	333
賄賂を用る	334
機械の利用、議事の簡法	335
殿様國	337
大儲け々々々	338
國會議院燒失の原因	340
乾くか濡れるか	342
掛直もうるさい直切るもうる さい	343
歳入全廢	345
政黨内閣の準備	347
西郷どんの歸來怖くない	349
大佛の自力自立	350
又錢儲け	351
難産と繁文と	354
明治二十五年篇	
概說	357
政治外交	
震災地の手當は遅々す可らず	360
政府の運動手段	362
政府は決心を發表す可し	364
政府の決心未だ晚からず	366
震災地の工事	369
豫戒令	371
豫戒令に就て	372
豫戒令と北海道	374
自由改進兩政社の首領告發せ らる	377
[参照] 板垣大隈二伯告發せ らる	379
政治に熱して政治を重んずる	

勿れ	380
品川内務大臣の辭職	382
副島内務大臣の就任	384
伊藤樞密院議長	384
[参照] 伊藤伯の参内と勅使	386
文官試験規則	386
農商務大臣の交迭	389
文官試験規則(地方官に就て)	390
速断を祈る	392
日暮れて路遠し	394
新議會提出の議案に就て	396
條約改正	398
條約改正も亦難いかな	400
政海の運動尙ほ足らざるもの あり	402
停會の後を如何せん	405
敢て望む	407
新法典	409
震災費事後承諾	416
議會閉會して政府の動靜は如 何	418
政府の威信	421
内閣の波瀾對議會の政策	423
松方内閣の運命	426
唯決断に在るのみ	428
新内閣の組織に望む所あり	431
新内閣組織成る	433
新内閣の方針如何	435
新内閣の對議會案	437
新内閣の注意を望む	440
内閣組織の圓滿を望む	442
朝鮮政略は他國と共にす可ら ず	444
所屬論は論ぜずして可なり	447
先づ天津條約を廢す可し	449
極端の愛國論者	451
天津條約	453
天津條約廢せざる可らず	457
條約改正	459
條約改正の功名は獨りす可ら ず	461
思ふて茲に到るや到らざるや	463
其非を改むるに吝なる勿れ	465
聯立内閣行ふ可らざる歟	468

地價修正と貴族院	470
形勢一變	472
財政經濟	
銀行	475
鐵道株の未來	477
大藏大臣再任の説に就て	480
新大藏大臣に望む	483
理財法の回復	488
阪谷學士の理財法論を讀む	502
重ねて阪谷學士の寄書に就て	506
理財法の回復餘論	509
東京日日新聞を讀む	519
政府の意見何れに在るや	522
歳入足らざれば如何す可きや	525
工商の實業家は自から謀る所 ある可し	527
産業貿易	
日祕鐵業會社事件	530
生絲商賣	533
生絲商賣の實手段	536
教育學術	
漢醫復活	539
醫術開業試験	542
醫術の新發明	545
女子教育	549
教育の方針變化の結果	551
北里博士の榮譽	553
社會交際	
婦人社會の近狀	556
火事と借家	558
交際の簡易にして頻繁ならん ことを祈る	560
其身構を改む可し	563
宗教道德	
曹洞宗の紛議	565
神社佛閣の維持保存	568
雜說	
病家と醫者	570
醫者と病家	572
京都の神社佛閣	575
日本國を樂郷として外客を導 き來る可し	577
弄花事件と終身官	580
漫言	

去つた女房こそ恐ろしけれ	582
政界談	584
兼任主義	585
人を知らざるを憂ふ	586
抵當品は擇ぶに及ばず	587
關取シツカリシナセイ	588
助言の方が面白い	589
減多に饒舌るな	590
殖ても損だ	591
他人の犢鼻褌	592
明治二十六年篇	
概說	595
政治外交	
老物淘汰	597
地價修正案に對する政府の意 見何れに在りや	599
人なきを患へず	601
上奏不可	603
解散の結果如何	605
時事新報の官民調和論	608
熟讀速断	618
上奏案に對する伊藤總理の演 説	619
政府と議會との折合	622
元老奮發す可し	624
官宅賣却の好機會	626
元老の技倆は後の始末を見て 知る可し	628
改革豫約の精神は何れに在る や	630
議會閉會して後の始末は如何	633
吾は少壯者に與せん	635
對議會策の失敗	638
勅命を煩はし奉る可らず	640
獻金に就て	643
朝鮮の政情	646
閔族の地位	648
目的は則ち同じ	651
政府の地位護むに足らず	653
防殺事件の談判	655
防殺の談判急にす可し	657
談判の結果如何	659
兩國民相接するの機會を開く	

可し	661
朝鮮の近情	663
國交際の療法	666
元老内閣盡ぞ大に奮はざる	668
後悔先に立たず	670
不人望と不信用	673
政府の更迭自から利益なきに 非ず	675
非内地雜居論に就て	678
近來の弊事	684
彼を知ること肝要なり	686
其責に任ずるものある可し	688
横濱メーブル新聞紙を読む	691
屬僚政治	696
非内地雜居に反對の運動は如 何	698
人心歸一の工風は如何	701
敢て非内地雜居論者に告ぐ	704
議長不信任の決議に就て	708
官紀振肅	710
地價修正案提出の魂膽如何	714
城内の用心肝要なり	717
官紀振肅と地價修正と孰れか 重き	719
官紀振肅に關する勅語に就て	722
解散或は止むを得ざるに至る 可し	724
又もや十四日間の停會	726
軍事國防	
軍艦製造費の否決に對する政 府の覺悟は如何	728
製艦費獻金の許否	731
財政經濟	
輕々金本位を語る勿れ	733
地租論の起源	735
農民喜ばず實業家苦しむ	738
通論は愚論なり	741
地租減額と三稅則の改正	743
産業貿易	
外國品と日本品	746
水力利用	748

漁業法制定の必要	750
運輸交通	
鐵道擴張	753
山陽鐵道の線路	760
文明世界の道路	763
教育學術	
教育の流行亦可なり	765
傳染病研究所に就て	768
傳染病研究所の始末	774
社會交際	
新舊兩主義	781
一覺宿昔青雲夢	783
紳商の生活	785
人間の名譽と言論の自由	787
宗教道德	
宗教と慈善	789
修身處世	
士流の本分を忘る可らず	792
雜說	
築港セメントの龜裂	794
商店と居宅とを別にす可し	797
相場所の利用	799
城郭の保存	801
相馬家の謀殺事件	804
相馬事件の被告人	806
華族の身代	808
技師社會	811
必罰	813
漫言	
免老液アベコピンの廣告	815
事件癡癡	818
南無阿彌陀佛	819
商法の經義解釋	820
調査や調査	821
金儲は大袈裟にす可し	822
家事不取締	824
取て代はるの新妙案	825
會紀振肅	826
手鍋を打轉ばして鼎に及ぶ	827
耳豪傑目臆病	828

第四卷

時事論集

明治二十七年篇

概說	1
政治外交	
當局者の決斷如何に在り	3
開國進取の主義	5
政府の責任いよ々々大なり	8
益ぞ方針を一定せざる	10
理非を論ずるの時に非ず	12
國會の力、以て大臣を動かす 可し	14
寶の持腐れ	16
人心既に倦めり	18
部内の排外論を如何せん	20
目的は好し實行は未だし	22
破鍋に閉蓋	25
條約改正の結果如何	27
支那人の内地雜居	29
功臣大同の機會	31
金玉均氏	34
金玉均暗殺に付き清韓政府の 處置	35
韓人の治安妨害	38
一定の方針なし	40
他を頼みにして自から安心す 可らず	42
議會の排外論	44
守らざれば譲る可し	47
當局者自から悔悟の實を表す 可し	49
朝鮮東學黨の騒動に就て	52
衆議院の解散に就て	54
朝鮮獨立と所屬と	57
朝鮮の文明事業を助長せしむ 可し	59
速に韓廷と相談を遂ぐ可し	63
大使を清國に派遣するの必要 なし	65
改革の著手は猶豫す可らず	67
改革の目的を達すること容易	

ならず	69
朝鮮の改革は支那人と共にす るを得ず	72
朝鮮の改革掛念す可きものあ り	75
外國の勸告を拒絶して更に如 何せんとするか	77
朝鮮改革の手段	79
改革委員の人物如何	81
改革論果して拒絶せられたり	83
大院君出でたり	85
閔族の處分に就て	87
教育の改良最も肝要なり	90
改革の結果は多數の幸福なる 可し	92
條約改正の公布	94
朝鮮の改革に因循す可らず	97
臨時議會の召集	99
朝鮮の獨立	101
井上伯の朝鮮行	103
井上伯の渡韓を送る	106
臨時議會の閉會	108
朝鮮國の革新甚だ疑ふ可し	111
英國人の本色を誤解する勿れ	113
朝鮮政府は何が故に朴徐輩を 疎外するや	117
朝鮮の改革	119
破壊は建築の手始めなり	122
朝鮮の改革その機會に後るゝ 勿れ	124
朝鮮國の弊事	126
好機會を空ふする勿れ	134
軍事國防	
速に出兵す可し	136
計畫の密ならんよりも著手の 迅速を願ふ	137
支那人の大風呂敷	139
京城釜山間の通信を自由なら しむ可し	140
彼等の驚駭想ふ可し	142
支那兵の進退如何	144

日本兵容易に撤去す可らず	146
外國新聞の記事に注意す可し	148
世界の共有物を私せしむ可らず	150
彼に勝算ありや否や	153
支那公使と支那兵の退去	155
牙山の支那兵を一掃す可し	158
居留清國人の保護	161
支那朝鮮兩國に向て直に戦を開く可し	163
我に挟む所なし	165
支那人に勸告す	167
日清の戦争は文野の戦争なり	170
滿清政府の滅亡遠きに非ず	171
宣戦の詔勅	174
直に北京を衝く可し	175
必ずしも北京の占領に限らず	178
取り敢へず滿洲の三省を略す可し	180
人心の變化圖る可らず	182
國民一致の實を表す可し	184
曠日彌久は寧ろ支那人の爲めに患ふ可し	186
外國の仲裁如何	188
義金の醸出に就て	192
英國人の好意	194
半軍人の妨は半醫の害に異ならず	196
平和説發生の機會	199
商賣人は私情を忍ばざる可らず	201
半途にして請和の機會を得せしむ可らず	203
報國會の目的を如何せん	205
平壤陥りたり	208
支那の大なるは恐るゝに足らず	210
出藍の事實	214
李鴻章の出陣	216
時日の遲速を云ふ勿れ	218
若しも英國の仲裁談あらば	220
天皇陛下の御聖徳	223
行在所	224
從軍者の家族扶助法	226

大本營と行在所	227
和議と休戦	229
臺灣割讓を指命するの理由	231
眼中清國なし	233
旅順の殺戮無稽の流言	235
媾和の申出甚だ覺束なし	238
我豈に戦を好まんや	242
我軍隊の舉動に關する外人の批評	244
財政經濟	
東京の地面	246
小投機を制するは大投機を行ふに在り	249
日本銀行の金を賣る可し	252
軍費支辨に付き酒税の増加	255
砂糖に課税の利害	258
酒税増課の程度	260
酒税増額の結果は下等人民に及ばず	262
税源は清酒に在り	264
經濟の不安如何	267
經濟の無事を維持して果して無事なるを得るや否や	269
經濟上の危險	271
兌換制度を破るなからんと欲せば銀券の濫發を慎む可し	274
内債外債共に紙幣濫發の資に供す可らず	277
新公債の利子は人爲を用ひずして時勢に任す可し	279
財政の急要	282
産業貿易	
紡績業の保護	288
養蠶の獎勵	290
商工社會の警戒	293
軍事商事必ず併行す可し	295
運輸交通	
海外航路に就ての注意	298
山陽鐵道の設計門司海峡の架橋	300
日露兩國間の航路	302
朝鮮事件と山陽鐵道	305
社會交際	
新聞紙に對する政府の監督	308

新聞紙記事の手心を忘る可らず	310
公議輿論の名實	311
社會の弊習は根底より絶つ可し	314
宗教道德	
僧侶の兵役免除	316
宗教の效能	319
修身處世	
奢侈の風戒しむ可し	320
雜說	
新年	323
明治二十七年四月二十二日交詢社大會にて	324
ベストの防禦に國力を盡す可し	325
横濱の小新聞	327
漫言	
提灯唐傘の仕入等閑に附す可らず	329
安心しなせい	330
白い齒は見せられぬ	331
疫病神の上陸許す可らず	332
殿様將棋	333
降参の旗章	334
藥用食用都て寸伯老の醫案に適したり	335
支那將軍の存命萬歳を祈る	337
明治二十八年篇	
概說	339
政治外交	
改革の勸告果して效を奏するや否や	342
朝鮮の改革に外國の意向を憚る勿る	344
朝鮮の公債は我政府之を貸附す可し	346
義侠に非ず自利の爲めなり	348
朝鮮の近況	350
大に民論者を用ゆ可し	352
新領地の處分	354
發行停止	356
外交官の苦辛	358

言行不一致	360
日本人の覺悟	362
他日を待つ可し	364
外交の虚實	366
平和條約の發表	368
外交の利不利	370
臺灣割讓の利益	372
臺灣の處分法	374
在野の元老を入れて事を共にす可し	376
同盟國の必要	378
國民の不平	380
遼東半島の人民を救恤す可し	382
日清同盟到底行はる可らず	384
元老内閣は官民調和の手始めなり	386
臨時議會を召集す可し	389
國勢の擴張、増税の必要	391
日本の國力は増税の負擔に餘りあり	393
所謂増税の説取るに足らず	395
大に清酒税を増す可し	398
日本と英國との同盟	400
酒税の納期と收税吏の人選	403
日英同盟論に就て喜ぶ可き一事	405
英國新内閣の外交略如何	407
朝鮮の獨立ます々々扶植す可し	409
明治の一美談を添ふ可し	411
在韓日本人の取締を嚴にす可し	413
朝鮮の處分如何	415
朝鮮人を教育風化す可し	417
増税の決斷	420
外交費を増す可し	422
臺灣永遠の方針	424
氣候と殖産	426
嚴重に處分す可し	428
各地方貯穀の必要	430
臺灣の豪族	432
當局者の進退	434
虚榮の煩惱	436
進取の方針	438

事の真相を明にす可し…………… 440
 新外務大臣の任命を望む…………… 442
 一日も早く實行す可し…………… 443
 朝鮮の獨立…………… 445
 今日に處する國民の心得…………… 447
 遼東半島還附…………… 449
 外交上の八方美人…………… 450
 朝鮮の近事…………… 452
 伊藤總理と自由黨…………… 454
 二十八日の京城事變…………… 456

軍事國防
 媾和使節の渡來に就て…………… 457
 戦勝の大利益…………… 460
 容易に和す可らず…………… 462
 外國干渉の説、聞くに足らず…………… 464
 媾和の談判如何…………… 467
 清廷の意向如何…………… 469
 日本人と西洋人…………… 471
 清朝の覆滅は日本の意に非ず…………… 474
 歐洲諸國の忠告…………… 476
 其責、李鴻章に在り…………… 478
 横字新聞一種の論説は信ずる
 に足らず…………… 479
 武士は相見互…………… 482
 使節渡來の實相…………… 484
 軍備擴張と外交…………… 485
 内戦と外戦と…………… 487
 奉天靈場の安危如何…………… 488
 支那人の骨、硬軟如何…………… 490
 英國軍艦の擧動…………… 493
 平和の機會未だ熟せず…………… 494
 戦勝後の日本人…………… 498
 休戦條約の締結…………… 499
 休戦と平和とは關係なし…………… 502
 非英國感情…………… 504
 外國人の評判…………… 506
 諾否の二字あるのみ…………… 508
 虎列刺病と軍隊…………… 510
 平和談判の結局に就て…………… 512
 凱旋を歓迎す可し…………… 515
 御還幸を迎へ奉る…………… 517
 捕虜兵の處分如何…………… 518
 兵士の恩典…………… 520
 兵士をして親しく恩典を拜せ

しむ可し…………… 522
 軍艦製造の目的…………… 524
 軍備の充實…………… 526
 米國に軍艦を注文す可し…………… 528
 軍備擴張に對する政府の覺悟
 如何…………… 530
 製鋼所並に銑鐵の貯蓄…………… 532
 軍備回復…………… 533
 一國の自衛…………… 536
 製艦費奉還…………… 538
 戦死者の大祭典を舉行す可し…………… 540
 死者に厚くす可し…………… 542

財政經濟
 商界獨立の主義を論じて國立
 銀行の事に及ぶ…………… 543
 外債の外に道あり…………… 546
 紙幣の汎濫は工業に影響する
 こと大なり…………… 549
 日本銀行…………… 552
 戦後の經濟…………… 554
 警戒無用…………… 556
 投機活潑米價騰貴…………… 558

産業貿易
 兵馬の戦に勝つ者は亦商賣の
 戦に勝つ可し…………… 561
 製鋼所設立…………… 563
 今後の酒造業…………… 565
 支那内地の企業を獎勵す可し…………… 567
 商戦の用意急にす可し…………… 569
 日本鑄鐵會社の末路…………… 571

運輸交通
 鐵道事變に就て…………… 573

教育學術
 文部大臣の教育談…………… 575

社會交際
 勤儉説を説く勿れ…………… 577
 勤儉は中人以上の事に非ず…………… 579
 勇を鼓して進む可し…………… 581
 政熱の昇降と世間の景氣…………… 583
 技師の徳義…………… 585
 技師の信用…………… 587

宗教道德
 社寺の保存法等閑にす可らず…………… 588
 僧侶の品行…………… 591

雜說
 他の運を羨む勿れ…………… 593

漫言
 國會議員中々以て盲聾に非ず…………… 595

明治二十九年篇
 概説…………… 597

政治外交
 臺灣の騒動…………… 599
 臺灣善後の方針…………… 600
 増稅法案…………… 602
 朝鮮政府に金を貸す可し…………… 604
 臺灣事業の經營…………… 608
 京城の事變…………… 611
 朝鮮政府の顛覆…………… 612
 朝鮮事變の善後策…………… 614
 朝鮮平和の維持策…………… 616
 對朝鮮の目的…………… 619
 板垣伯の入閣に就て…………… 621
 一國の隆替偶然に非ず…………… 622
 元老保存…………… 625
 外戦と外交…………… 627
 帝室の財産…………… 629
 帝室所有の株券も賣る可し…………… 631
 外務の後任に大隈伯…………… 633
 鐵山拂下に資格は無用なり…………… 635
 再び帝室の株券に就て…………… 637
 臺灣の方針一變…………… 639
 臺灣施政の官吏…………… 641
 他を入れざれば自から當る可
 し…………… 642
 斷じて在野の元老を入れる可し…………… 644
 先づ大方針を定む可し…………… 646
 政令に従はざるものは退去せ
 しむ可し…………… 648
 臺灣島民の處分甚だ容易なり…………… 650
 非内地雜居の夢…………… 653
 歳時の行幸…………… 655
 離宮の經營…………… 656
 果して決斷の勇あるや否や…………… 657
 新内閣の組織…………… 659
 文部大臣の後任…………… 661
 功名大…………… 662
 三日天下の覺悟亦悪しからず…………… 664

國民納稅力の程度…………… 666
 大に清酒稅を増す可し…………… 668
 増稅の結果掛念するに足らず…………… 671
 酒稅増加は貧民を苦しめず…………… 673
 自家用酒を禁す可し…………… 675
 收稅吏に高尚の人物を用ふ可
 し…………… 677
 酒稅の納期を延ばす可し…………… 679
 酒稅増加の決斷如何…………… 682
 歳入の前途甚だ多望なり…………… 684
 地租は容易に増す可らず…………… 686
 今の長老政客は何故に和せざ
 るか…………… 688
 官民茶話會…………… 691

軍事國防
 思切て厚ふす可し…………… 694
 軍備擴張掛念するに足らず…………… 696
 海陸並行…………… 701
 軍備擴張に官民一致…………… 702
 戦死者遺族の扶助…………… 704
 尙武は日本人固有の性質なり…………… 706
 軍備擴張は戦争の用意に非ず…………… 708
 軍備は海軍を主とす可し…………… 710
 海軍擴張の急要…………… 713
 海軍擴張の程度と國力…………… 715
 戦時に於ける海軍の效用…………… 717

財政經濟
 公債證書を外國に賣る可し…………… 720
 公債を外國に賣るの利益…………… 722

産業貿易
 工業の前途…………… 724
 軍備と實業…………… 727
 大阪人…………… 729
 人造絹絲掛念するに足らず…………… 731
 人造絲と天然絲…………… 733

運輸交通
 移民と航海…………… 735
 歐洲線の初航海…………… 737
 航海當業者…………… 739

教育學術
 教育費…………… 742
 血清療法の將來…………… 744
 教育普及の實…………… 748
 女子教育…………… 750

社會交際

人口の繁殖…………… 752

人民の移植…………… 755

日本人は移植に適するや否や… 757

人民の移住と娼婦の出稼…………… 759

移民の保護…………… 761

公共心の濫用…………… 763

貴族の弊害…………… 764

維新第一の勳功…………… 767

海嘯に就て富豪大家の奮發を望む…………… 769

目下の急を救ふ可し…………… 771

紳士の宴會…………… 773

宴會の醜態…………… 775

集會と飲食…………… 776

集會の趣向…………… 778

第五卷

時事論集

明治三十年篇

概 說…………… 1

政治外交

何ぞ大に人權問題を論ぜざる… 3

空威張を止めて實力を奮ふ可し… 5

人心の不平…………… 7

不平破裂の時機…………… 9

政治上の不平を如何す可きや… 10

クリート事件の成行如何…………… 13

政黨員の地方官…………… 14

内務大臣の鑛毒視察…………… 15

臺灣の軍政民政を區別すべし… 17

臺灣行政の改良…………… 19

日露協商…………… 21

臺灣當局者の人選…………… 22

足尾銅山鑛毒事件の處分…………… 24

臺灣施政の革新…………… 26

當局者の抱負如何…………… 28

拓殖務無用…………… 30

米布合併に付き日本の異議…………… 32

腹を切らざれば坊主と爲る可し… 34

老後の思出でに奮發す可し… 36

臺灣を如何せん…………… 38

社會の交際…………… 780

社會の交際に官尊民卑の陋習… 781

百年の長計を破るものは誰ぞ… 783

文明世界に國風の獨立を許さず…………… 785

不徳と云はんより寧ろ無智なり…………… 787

宗教道德

移民と宗教…………… 790

神官無用ならず…………… 791

本願寺の授爵…………… 794

神社佛閣復活の時機…………… 796

雜 說

明治二十九年一月一日…………… 799

横濱外人の奇話…………… 801

速に伊藤を召還す可し…………… 41

形勢更に急なり…………… 42

外患未だ去らず内憂來る…………… 45

議會に弄ばるゝのみ…………… 47

日英同盟の説に就て…………… 49

自から決せざれば自から倒る可し…………… 52

新聞紙の外交論…………… 54

政府の病症如何…………… 56

政府の破壊も止む可らず…………… 58

伊藤板垣を入閣せしむ可し… 60

伊藤の歸朝…………… 63

外交の危機…………… 65

政府果して決斷するか…………… 67

伊藤の入閣を望む…………… 69

選舉干渉の程度…………… 71

元老合同の實を収む可し…………… 74

眼前に事の切迫を如何せん… 77

事實を見る可し…………… 80

人を御する馬を御するが如し… 82

大隈の進退…………… 84

決斷の足らざるを掛念するのみ…………… 88

政界の進歩…………… 90

獨逸の膠州灣占領…………… 91

今の政府に對外の覺悟ありや… 94

對外の進退…………… 96

元老の責任…………… 99

條約實施と法典…………… 100

當局者に誠意誠心ありや… 104

今日は只對外の一事あるのみ… 106

更に當局者の決斷を望む…………… 108

政府の解散…………… 111

速に決す可し…………… 112

日本の政界既に薩長なし… 114

軍事國防

武邊の心得を獎勵す可し… 116

海軍の士氣を奮勵す可し… 119

内國にて軍艦の製造…………… 121

軍備縮小説に就て…………… 123

海軍當局の人物…………… 125

水雷艇員の特待法…………… 127

死者の贈位賜金に付き…………… 129

容易に用兵を談ず可らず… 131

軍備は無用を目的とす可し… 133

財政經濟

銀行家と企業家と自から區別す可し…………… 136

金本位案提出…………… 138

議會は幣制案を如何せん… 141

公債募集と租稅增收…………… 143

民力の發達と租稅の増徴…………… 145

稅法の改正と租稅の增收… 149

財政の始末を如何せん… 152

實業家の軍備縮小運動に就て… 154

産業貿易

資本主と職工…………… 157

職工條例制定の必要ありや… 160

農商務省の大改革…………… 163

果して愚狂の實を見る可し… 166

職工條例は翻譯條例なる可し… 169

翻譯條例は斷じて思ひ止まる可し…………… 172

鐵工事業に著手す可し… 175

教育學術

教科書の編纂檢定…………… 178

女子の本位如何…………… 180

學術進歩の賜として見る可し… 182

教育流毒の結果を如何す可き

や…………… 184

古毒治療の手段如何…………… 186

社會交際

交詢社大會演說 (明治三十年四月十八日)…………… 188

國を開かば大に開く可し… 190

戦勝の虚榮に誇る可らず… 192

西洋書生の共同力…………… 195

西洋書生油斷す可らず… 197

内地雜居の覺悟…………… 199

宗教道德

本願寺騒動の鎮撫策…………… 202

宗教は經世の要具なり… 205

宗教は茶の如し…………… 208

宗教論に付外國人の誤解… 210

修身處世

國民の覺悟…………… 213

雜 說

新年の心得…………… 215

御大葬に就て…………… 217

大赦特赦に就て…………… 218

藝人の救恤…………… 220

演劇改良…………… 222

古物保存の要不要…………… 224

後藤伯…………… 226

時事新報第五千號…………… 228

外國人の内地旅行に付き警察の取締…………… 233

漫 言

大賭け…………… 235

明治三十一年篇

概 說…………… 237

政治外交

十四年前の支那分割論…………… 239

支那分割今更ら驚くに足らず… 242

新内閣の組織…………… 245

支那分割到底免る可らず… 247

支那分割後の腕前は如何… 250

支那償金の延期を許す可し… 254

大院君薨ず…………… 256

内地雜居掛念に堪へず… 259

排外思想の系統…………… 261

排外思想と儒教主義…………… 263

儒教主義の害は其腐敗に在り…	266
儒教復活の責は今の當局者に	
在り……………	268
我輩は寧ろ古主義の主張者な	
り……………	271
支那人親しむ可し……………	274
政變……………	276
今の外交の心得は如何す可き	
や……………	278
支那人失望す可らず……………	281
外交問題に對する政客の舉動…	283
對外の硬軟……………	286
米西兩國の開戦……………	288
支那に對して更に要求す可き	
ものあり……………	290
對韓の方針……………	292
對韓の方略……………	295
對清要求の理由……………	297
止むを得ざれば威力を用ふ可	
し……………	300
亡命人を歸國せしむ可し……………	301
當局者大に奮發す可し……………	303
朝鮮移民に付き僧侶の奮發を	
望む……………	306
威海衛の引揚……………	308
老壯起伏問一髮……………	310
政權の維持は政黨に依るの外	
なし……………	312
政黨内閣の初幕を開く可し……………	315
官民尊卑の考を脱す可し……………	317
政府黨組織の好機會……………	320
平均政略の妄想……………	322
朝野共に決斷す可し……………	325
藩閥征伐の成行如何……………	329
米西戦争及びフキリツピン島	
の始末……………	333
伊藤總理の辭表……………	336
民黨員注意す可し……………	338
飽くまでも伊藤氏の決心を望	
む……………	341
新内閣の新色……………	343
新政府は自から立脚の地を認	
む可し……………	345
伊藤氏の心事……………	348

經世家の事を行ふ可し……………	350
爵位勳章の用不用……………	353
新内閣の内情易からず……………	355
政府の基礎甚だ危険なり……………	358
政黨の輩自から憚る所を知る	
可し……………	360
黨員輩は單に黨内のみを見る	
可らず……………	362
外務大臣問題……………	365
憲政黨員に告ぐ……………	367
自家の臺所より始末す可し……………	369
責任内閣の實を明にす可し……………	372
貴族員議員の本分……………	375
支那の改革に就て……………	378
軍事國防	
海軍擴張の外ある可らず……………	383
二億圓吝しむに足らず……………	385
海軍擴張止む可らず……………	387
空論の時に非ず……………	390
支那兵大に用ふ可し……………	392
澎湖島の防備を嚴にす可し……………	395
財政經濟	
大に外資を入る可し……………	396
増税の程度……………	399
納税力の餘裕……………	401
増税の方略……………	404
専ら酒税に取る可し……………	406
何故に酒税増加を斷ぜざるか…	408
増税と減税……………	411
如何にして二億圓を得べきや…	414
増税の斷行に躊躇す可らず……………	416
所得税は斷じて増す可らず……………	418
増税案の廢棄……………	419
外資輸入の道……………	422
飽くまでも酒税増加……………	424
税源保護……………	427
清酒の保護……………	429
收税吏の人選最も肝要なり……………	431
増税案は死活問題に非ず……………	433
密造防遏の方法……………	435
地價修正……………	439
税源選擇の順序……………	441
一切反對……………	443
賣藥税……………	446

産業貿易	
日本の農業……………	447
日本の米……………	450
豈に菅、米のみならんや……………	453
商工立國の外に道なし……………	456
航海獎勵の必要……………	458
運輸交通	
鐵道國有の理由如何……………	462
世間の鐵道論……………	465
官有とす可きもの豈に管鐵道	
のみならんや……………	467
社會交際	
同盟罷工の真相……………	469
同盟罷工に處するの道如何……………	472
富豪自から慣しむ可し……………	474
東京市長……………	476
宗教道德	
宗教に内外を區別す可らず……………	479
宗教上に統計の必要……………	481
修身處世	
内助の功を没す可らず……………	484
雜 說	
明治三十一年……………	486
老偉人グラッドストーン……………	489
楳田ノブの犯罪に就て……………	490
ノブの控訴に就て……………	496
漫 言	
清廢朝臣の神託……………	499
豐太閤紀念祭……………	500
大聲の相談は止して貰ひませ	
う……………	502
先生病後篇	
概 說……………	504
政治外交	
國法を厲行す可し……………	505
爵位の利用……………	507
政界の動搖其原因何く在る	
や……………	510
元老既に老いたり……………	513
政府に責任あり……………	515
ビヤツリー氏歡迎會に於ける	
演說……………	519
帝室の財産……………	524

軍事國防	
國の爲めに戦死者に謝す……………	527
漫に一兵をも損す可らず……………	529
國民自衛の覺悟……………	531
財政經濟	
税源保護の手段に注意す可し…	533
所謂勤儉貯蓄の説……………	538
勤儉貯蓄の人民……………	541
一種の鎖國論……………	543
姑息の増税斷じて不可なり……………	546
酒税の納期及び酒造家の注意…	549
産業貿易	
地主の覺悟如何……………	553
農業の前途……………	555
商賈人失望す可らず……………	557
教育學術	
女大學の流毒……………	560
女子教育の方法……………	562
婦人の生意氣は鳥なき里の蝙蝠	
のみ……………	564
文明の政と教育の振作……………	566
社會交際	
差當り遊廓の始末を如何……………	570
東西同化……………	572
社會の品位……………	575
宮内大臣の告諭に就て……………	577
盃の獻酬を止めす可し……………	579
今の宴會は封建時代の陋習な	
り……………	580
老論跋扈……………	583
近時の流行……………	585
日本の金満家は多々ます々々	
利すること易し……………	587
西洋富豪の事情は我國に異な	
り……………	590
我國に於ける貧富の衝突は極	
めて激烈なる可し……………	591
今の富豪家に自衛の覺悟あり	
や否や……………	594
宗教道德	
國民の體力……………	596
清僧大に奮發す可し……………	598
各宗の腐敗孰れが最も甚だし	
きや……………	601

僧侶の運動…………… 603
 親鸞主義の復活…………… 605
 寺と檀家との関係…………… 607
 猫の同類たる勿れ…………… 609
 修身道徳の主義…………… 611
 殺人事件と宗教…………… 613

修身處世

先づ表面の醜態を憤む可し…………… 616
 錢の輕重…………… 618
 表面の體裁より始む可し…………… 620
 口を外國に藉る可らず…………… 622
 外交上に警しむる所を知る可し…………… 625
 婦人の懷劍…………… 627
 法典研究の必要…………… 628
 一步を退く可し…………… 630
 日本流か西洋流か…………… 631
 庶子私生兒を厚遇す可し…………… 636
 人の妾たるものも大に考へざる可らず…………… 638
 男子たるものも大に注意す可し…………… 640
 醜行男子に告ぐ…………… 642
 醜行男子尙ほ悟らざるか…………… 643
 日本人の品行…………… 645
 斷じて恕す可らず…………… 648
 地方に於ける元老の舉動…………… 650
 元老に望む…………… 652
 更に元老に望む…………… 655
 徐々に改む可し…………… 658
 梅を見て桃を問はず…………… 660
 親の非行その子に報う…………… 662
 只その不幸を憐れむのみ…………… 665
 婦人も亦その責を免かれず…………… 667
 男女同罪…………… 669

雜 說

幼弱者の保護に注意す可し…………… 671
 墓地の膨脹…………… 673
 花柳界の成行…………… 675
 團菊の後に團菊なきか…………… 679
 婦人と衣服…………… 681

醫風矯正…………… 683
 平素の注意大切なり…………… 686

追加の部

漢學の主義其無效なるを知らざる乎…………… 688
 文明の主義を知らんと欲する者は洋書を讀む可し…………… 691
 洋學の地位高尙なるを要す…………… 693
 過去漫に想ふ勿れ現在未來こそ大切なれ…………… 696
 離婚の弊害…………… 700
 離婚の原因…………… 702
 離婚を防ぐの法は男女の交際にあり…………… 704
 歳末の一言學者後進生に呈す…………… 708
 明治二十年一月一日…………… 710
 志士を處するの法…………… 712
 官立公立學校の利害…………… 714
 教育組織の改革を祈る…………… 716
 明治二十二年大晦日…………… 720
 醫藥分離後の惡弊亦思ふ可し…………… 722
 明治二十五年一月一日…………… 724
 朝鮮變亂…………… 726
 新年と共に商況の繁昌を賀す…………… 729
 國會不成立(漫言)…………… 732
 天道の機轉(漫言)…………… 733
 魂消た魂消た(漫言)…………… 733

附 記

事に原因あり…………… 738
 平民主義の謀反人…………… 740
 衰龍の袖に隠る…………… 742
 政府城の割據…………… 745
 逐風捉影の愚…………… 747
 極端苛烈の氣風…………… 750
 上流の泉源濁る…………… 753
 局外の老政治家…………… 755
 上下親愛…………… 758
 當局者に望む…………… 760

第 六 卷

書翰集

い ゐ ノ 部

1 岩橋謹次郎宛 明治十三年一月十七日…………… 1
 2 同 明治十三年十月七日…………… 1
 3 同 明治十五年十月二十九日…………… 2
 4 同 明治十九年二月十四日…………… 3
 5 同 明治十九年八月二十五日…………… 3
 6 井原市次郎宛 明治二十八年四月十一日…………… 4
 7 岩倉具視宛 明治十二年二月七日…………… 5
 8 同 明治十五年八月六日…………… 5
 9 岩谷彦三郎宛 明治十六年二月五日…………… 7
 10 庵地保宛 明治十三年九月十二日…………… 8
 11 伊藤博文宛 明治十一年五月十六日…………… 8
 12 同 明治十二年二月十日…………… 9
 13 同 明治十二年四月八日…………… 11
 14 伊藤薫藏宛 明治三十一年四月三十日…………… 12
 15 伊東要藏宛 明治三十一年二月二十六日…………… 13
 16 伊東茂右衛門宛 年未詳八月二十一日…………… 14
 17 同 年未詳九月三十日…………… 14
 18 猪飼麻次郎宛 明治十二年五月八日…………… 15
 19 同 明治十二年八月十五日…………… 16
 20 同 明治十二年十二月二十二日…………… 17
 21 同 明治十三年三月十四日…………… 18
 22 同 明治十九年七月三十一日…………… 19
 23 同 明治二十年三月二十八日…………… 20
 24 同 明治二十年七月二十日…………… 21
 25 同 明治二十二年五月十一日…………… 22
 26 同 明治二十二年八月十二日…………… 22
 27 同 明治二十三年三月二十三日…………… 24
 28 同 明治二十三年十一月八日…………… 24
 29 同 明治二十四年八月十八日…………… 25
 30 同 明治二十四年十月二日…………… 26
 31 同 明治二十六年八月二十五日…………… 27
 32 同 明治二十八年一月十七日…………… 28

33 猪飼麻次郎宛 年未詳三月二十七日…………… 29
 渡部久馬八宛……………
 34 井上角五郎宛 明治十六年七月一日…………… 29
 35 同 明治十六年十一月二十一日…………… 31
 36 同 明治十六年十二月十五日…………… 32
 37 同 明治十八年四月十八日…………… 33
 38 同 明治二十七年十一月十五日…………… 34
 39 同 明治二十七年十一月十六日…………… 35
 40 同 明治二十七年十一月二十四日…………… 36
 41 同 明治二十九年一月二十二日…………… 37
 42 同 年未詳五月三十一日…………… 37
 43 井上馨宛 明治十二年二月十日…………… 38
 44 同 明治十三年二月二十二日…………… 40
 45 井上馨宛 明治十四年十月十四日…………… 43
 伊藤博文宛……………
 46 井上馨宛 明治十四年十月十五日…………… 52
 [参照] 福澤先生宛井上馨書翰……………
 47 井上馨宛 明治十四年十月二十九日…………… 53
 伊藤博文宛……………
 [参照] 福澤先生宛井上馨書翰……………
 48 井上馨宛 明治十四年十二月二十五日…………… 55
 49 同 明治十六年五月十三日…………… 57
 50 同 明治二十五年八月二十四日…………… 59
 51 同 明治二十六年十一月十五日…………… 59
 52 同 明治二十八年四月十三日…………… 60
 53 井上從吾右衛門宛 慶應三年十月二十六日…………… 61
 54 今井喜治郎宛 明治二十九年六月八日…………… 62
 55 今泉郡司宛 文久二年五月八日…………… 62
 56 池善平宛 明治六年九月十四日…………… 64
 57 石井謙道宛 明治十年十月二十七日…………… 65
 58 石井甲子五郎宛 明治二十九年二月六日…………… 67
 59 石河幹明宛 明治二十二年一月六日…………… 67
 60 同 明治二十二年三月五日…………… 68
 61 同 明治二十三年十二月四日…………… 68
 62 同 明治二十五年五月十九日…………… 69

63	同	明治二十五年九月二十七日	69
64	同	明治二十七年十月二十九日	70
65	同	明治二十九年二月十八日	70
66	同	明治二十九年二月二十二日	71
67	同	明治二十九年三月六日	71
68	同	明治二十九年四月十四日	72
69	同	明治三十年二月十日	72
70	同	明治三十年三月十一日	72
71	同	明治三十年三月二十五日	74
72	同	明治三十年四月二十五日	74
73	同	明治三十年六月二十四日	75
74	同	明治三十年七月二十一日	75
75	同	明治三十年十一月九日	76
76	同	明治三十年十二月二十五日	77
77	同	明治三十一年一月三日	77
78	石河幹明宛 北川禮彌	明治三十一年三月八日	78
79	石河幹明宛	明治三十一年六月十日	78
80	同	年未詳五月十日	79
81	同	年未詳六月九日	79
82	同	年未詳八月三十日	80
83	同	年未詳九月十九日	80
84	同	年未詳九月十九日	81
85	同	年未詳二十九日	81
86	石川信宛	明治二十五年四月十一日	82
87	石田友吉宛	明治二十八年十二月二十七日	82
88	石黒磐宛	年未詳七月十一日	82
89	石黒重熙遺族宛	明治二十九年四月二十一日	83
90	石坂真之助宛	明治十四年十一月二十三日	83
91	飯田平作宛	明治十四年八月二十九日	84
92	同	明治十四年九月未詳十九日	85
93	同	明治二十七年八月十一日	85
94	同	明治二十九年五月四日	86
95	飯田三治宛	明治十七年四月十七日	86
96	同	明治十七年六月一日	87
97	同	明治十九年三月二十三日	87
98	同	明治二十八年三月三十日	88
99	同	明治二十八年四月二日	90

100	同	明治二十八年四月十一日	90
101	同	明治二十八年七月五日	91
102	同	明治二十八年十月十五日	92
103	同	明治二十九年一月十七日	93
104	同	明治二十九年一月二十九日	93
105	同	明治二十九年五月四日	94
106	同	明治二十九年九月七日	94
107	同	年未詳八月七日	95
108	同	年未詳十二月十日	96
109	飯田廣助宛	明治二十九年一月十六日	97
110	同	明治三十年一月六日	98
111	印東支得宛	明治十六年四月十六日	99
112	同	明治二十一年四月四日	99
113	同	明治二十二年十月二十一日	100
114	同	明治二十四年三月二十六日	100
115	同	明治二十四年四月五日	101
116	同	明治二十四年四月二十七日	102
117	同	明治二十四年五月十八日	103
118	同	明治二十四年五月二十二日	104
119	同	年未詳七月一日	104
120	同	年未詳七月十三日	105
121	同	年未詳七月十八日	106
122	同	年未詳八月三日	106
123	同	年未詳十一月十六日	107
124	同	年未詳十一月十九日	107
はノ部			
125	馬場辰猪宛	明治七年十月十二日	108
126	同	明治十三年六月二十九日	109
127	同	明治十七年五月二十九日	110
128	同	明治十九年七月三十一日	110
129	小田部禮子宛 服部 鐘子	明治二十二年十二月九日	111
130	服部鐘子宛	明治二十五年九月十一日	112
131	同	明治二十五年十二月十二日	114
132	同	明治二十六年四月二十一日	114
133	小田部禮子宛 服部 鐘子	明治三十年一月十日	115
134	服部鐘子宛	明治三十年六月十九日	116
135	同	明治三十一年七月二十日	117
136	同	明治三十二年八月三日	118

137	服部五郎兵衛宛	明治二年八月二十四日	118
138	服部元治宛	明治三十一年四月二十五日	120
139	花房養實宛	明治三十一年三月十二日	121
140	原時行宛	明治十二年一月七日	122
141	同	明治十二年八月二十五日	122
142	同	明治十二年九月二十二日	123
143	同	明治十二年十月八日	124
144	同	明治十九年九月八日	124
145	同	明治二十一年一月十五日	125
146	早川政太郎宛	明治二十五年六月二十四日	125
147	早矢仕有的宛	明治九年六月二十九日	126
148	同	明治十年三月二十二日	126
149	同	明治十年四月二日	127
150	早矢仕有的宛 中村 道太	明治十年八月二十八日	128
151	早矢仕有的宛	明治十一年三月十八日	129
152	同	明治十二年四月九日	129
153	同	明治十七年一月十四日	130
154	同	年未詳十月二十六日	130
155	同	年未詳十五日	131
156	林夙藏宛	明治二十八年十月二十九日	131
157	林董宛	明治二十四年二月十五日	132
158	同	明治二十八年六月三日	133
159	林金兵衛宛	明治十一年十月十五日	133
160	同	明治十二年三月三日	134
161	同	明治十二年九月七日	135
162	同	明治十二年十月十一日	136
163	同	明治十二年十月十五日	137
164	同	明治十二年十一月十日	137
165	同	明治十三年三月六日	138
166	同	明治十三年八月十二日	139
167	濱野定四郎宛	明治十一年二月七日	140
169	同	明治十一年三月十六日	140
169	同	明治十一年四月一日	141
170	同	明治十二年三月三日	142

171	同	明治十二年八月十四日	142
172	同	明治十三年十月二十四日	143
173	同	明治十四年四月二十九日	145
174	同	明治十六年二月八日	145
175	同	明治十六年六月十一日	146
176	同	明治十八年十二月二十八日	146
177	同	明治十九年三月十九日	146
178	同	明治十九年三月二十一日	147
179	同	明治二十年三月三日	148
180	同	明治二十年八月十日	150
181	同	年未詳一月十四日	151
182	濱野定四郎宛 渡部久馬八	年未詳一月十六日	151
183	同	年未詳十月二十五日	152
184	濱野定四郎宛	年未詳二月八日	152
185	同	年未詳二月八日	153
186	同	年未詳四月二日	153
187	同	年未詳六月二十二日	154
188	同	年未詳七月二十九日	154
189	同	年未詳七月三十日	155
190	濱野定四郎宛 益田 英次	年未詳八月十九日	155
191	濱野定四郎宛	年未詳九月二十五日	156
192	同	年未詳十月二十五日	156
193	同	年未詳十月二十六日	157
194	同	年未詳十一月十日	157
195	同	年未詳十二月二十五日	158
196	同	年月未詳五日	158
197	同	年月未詳	159
198	濱口儀兵衛宛	明治二年二月二十日	160
199	同	明治二年四月八日	162
200	同	明治二年七月九日	162
201	長谷川數備宛	明治二十九年八月十六日	163
202	同	明治二十九年八月二十七日	164
にノ部			
203	西原眞月宛	明治二十八年八月四日	164
204	同	明治二十八年十二月二十五日	165
205	同	明治三十年五月二十七日	166
206	西村茂樹宛	明治七年九月四日	166
207	西野惠之助宛	明治三十年十一月	166

二十三日 167

208 西松喬宛 明治十九年八月二十八日 168

209 同 明治二十六年十一月九日 168

210 西周宛 明治十三年二月二十七日 169

211 同 明治十三年頃?十二月二十一日 170

212 日本郵船會社宛 明治二十七年三月二十三日 171

213 同 明治二十七年三月二十四日 171

ほノ部

214 堀井卯之助宛 明治二十九年八月十三日 172

215 堀越角次郎宛 明治二十四年六月二十三日 172

216 同 明治二十四年?七月十五日 173

217 同 明治二十六年七月九日 174

218 同 明治二十七年八月十三日 174

219 同 明治二十七年九月二十五日 175

220 同 年未詳三月十四日 176

221 同 年未詳四月十一日 176

222 同 年未詳四月十三日 177

223 同 年未詳四月二十四日 177

224 同 年未詳四月三十日 178

225 同 年未詳七月三日 178

226 同 年未詳七月二十三日 179

227 同 年未詳八月二十六日 180

228 北海道出身塾生宛 明治二十三年四月十三日 180

229 穂積寅九郎宛 年未詳十月一日 181

230 同 年未詳十月三日 181

231 星野某宛 年未詳七月十三日 182

232 本多孫四郎宛 年未詳三十一日 182

へノ部

逸見蘭腕
鈴木閑雲宛 明治十六年十月三日 183
山口廣江
〔参照〕天保儀社給櫻ニ關スル意見書

とノ部

戸田春三
234 棚橋新策宛 明治二十七年八月二十六日 186
渡邊祝三

東條利八
235 藤本元岱宛 明治二年二月二十二日 187
渡邊彌一

236 東條利八宛 明治四年?一月二十八日 189

237 同 明治十一年一月三日 190

238 東條軍平宛 年未詳七月十九日 190

239 富田鐵之助宛 明治二十四年六月二十一日 191

240 同 明治二十四年六月二十一日 192

まおノ部

241 小幡篤次郎宛 明治五年六月四日 193

242 同 明治十四年九月十三日 195

243 同 明治二十九年四月二十三日 195

244 同 明治三十年頃?三月二十日 198

245 同 年未詳四月十二日 198

246 小幡彌宛 慶應二年?五月九日 199

247 大石勉吉宛 明治十三年十月十二日 200

248 大童信太夫宛 慶應元年?四月十日 200

249 同 慶應元年閏五月十三日 201

250 同 慶應元年閏五月二十七日 202

251 同 慶應元年?十月二十四日 202

252 同 慶應元年?十二月六日 203

253 同 慶應二年?三月十二日 203

254 同 慶應一二年頃?月日未詳 204

255 同 慶應三年六月二十九日 204

256 同 慶應三年九月五日 206

257 同 慶應四年三月六日 207

258 同 慶應四年五月十六日 208

259 同 明治六年八月三十一日 209

260 大塚茂平宛 明治十五年八月二十六日 210

261 大槻磐溪宛 文久三年四月一日 210

262 大槻文彦宛 明治二十四年六月十三日 212

263 大久保一翁宛 明治十一年六月一日 212

264 同 明治十二年四月十二日 213

265 大久保文輔宛 明治二十八年十一月三日 214

266 大隈重信宛 明治十一年二月二十八日 215

267 同 明治十一年三月三日 216

268 同 明治十一年三月十九日 217

269 同 明治十一年五月五日 218

270 同 明治十一年六月二十一日 218

271 同 明治十一年五月六日頃?二十七日 219

272 同 明治十一年七月八日 220

273 同 明治十一年十一月二十九日 220

〔参照〕私塾維持之爲資本拜借之願

274 大隈重信宛 明治十一年十二月二日 226

275 同 明治十一年十二月十二日 227

〔参照〕製茶輸出ニ付資本拜借之願

276 大隈重信宛 明治十一年十二月二十二日 230

277 同 明治十二年十一月二日 230

278 同 明治十二年一月三十一日 231

279 同 明治十二年?月日未詳 233

280 同 明治十二年二月十日 234

281 同 明治十二年二月十六日 235

282 同 明治十二年三月一日 237

283 同 明治十二年三月十五日 237

284 同 明治十二年八月二日 238

285 同 明治十二年九月十二日 240

286 同 明治十二年十月五日 241

287 同 明治十二年十月十三日 242

288 同 明治十二年?月日未詳 242

289 同 明治十二年十月二十四日 243

290 同 明治十三年三月十六日 244

291 同 明治十三年十一月二十四日 245

292 同 明治十四年三月十日 246

293 同 明治十四年三月十九日 247

294 同 明治十四年五月十日 248

295 同 明治十四年十月一日 248

296 同 明治十五年十二月二十六日 251

297 同 明治二十一年三月十六日 251

〔参照〕大隈重信宛矢野文雄書翰

298 大江卓宛 明治十三年六月十七日 253

299 大洲鐵然宛 明治二十五年五月十日 254
小田佛乘

300 小川武平宛 明治八年?九月二十日 255

301 同 明治十四年九月一日 256

302 緒方拙齋宛 明治三十年十二月二十二日 257

303 岡道亮宛 年未詳九月二十七日 258

304 岡本武次宛 明治二十八年九月九日 258

305 岡本貞佳宛 明治十二年一月二十

九日 259

306 同 明治十二年十二月十四日 260

307 同 明治十三年頃?四月二十二日 261

308 同 明治十三年月日未詳 262

309 同 明治十八年頃?二月七日 263

310 同 明治十九年七月十八日 264

311 同 明治二十年?八月十日 264

312 同 明治二十年八月十五日 265

313 同 明治二十七年六月三日 266

314 同 明治二十九年一月十五日 266

315 同 明治三十年十二月五日 268

316 同 年未詳四月十六日 268

317 同 年未詳七月十一日 269

318 岡本七太郎宛 安政六年十一月五日 269

319 小田部武宛 明治二十一年十一月二十日 270

320 同 明治二十七年七月八日 271

321 同 明治二十八年七月二十七日 272

322 小田部禮子宛 明治二十九年九月二十一日 272

323 小田部菊市宛 明治三十年一月十七日 273

324 同 明治三十年六月五日 274

325 小野友二郎宛 明治二十七年五月十三日 274

326 同 明治三十年九月五日 275

327 小野恒剛宛 明治十八年七月二十七日 275

328 小野清宛 明治十三年一月八日 276

329 同 明治十三年一月二十二日 276

330 同 明治十三年四月十二日 277

331 奥田竹松宛 明治三十一年八月二十六日 278

332 同 明治三十一年九月三日 278

333 同 明治三十一年九月十日 279

334 同 明治三十一年九月十日 279

335 同 明治三十一年九月十一日 280

336 奥平每次郎宛 明治十二年八月二十八日 280

337 同 明治十四年?十一月四日 281

338 奥村伊榮門宛 明治十八年二月四日 282

339 小柳津要人宛 年未詳六月二十四

日 283

わ / 部

340 和田義郎宛 年未詳六月三日 284

341 同 年未詳十一月十五日 284

342 同 年未詳十二月七日 285

343 渡邊一郎宛 明治二十九年九月八日 286

344 渡邊修宛 明治二十四年五月二十二日 286

345 同 明治二十九年四月十七日 287

346 渡部久馬八宛 明治十四年五月二十二日 287

347 同 明治十五年九月十六日 288

348 同 明治十七年一月二十二日 289

349 渡邊文三宛 明治二十五年四月十八日 290

350 和田耕月宛 明治三十年九月八日 290

351 和久正辰宛 年未詳一月九日 291

か / 部

352 川勝貞吉宛 明治三十年一月十三日 292

353 川村惇宛 明治十八年二月十一日 292

354 川北元立宛 明治十四年十一月二十日 293

355 川路太郎宛 慶應三年一月七日 294

356 香川真一宛 明治十一年二月八日 295

357 同 明治十一年四月十二日 296

358 同 明治十二年八月十三日 298

359 同 明治十二年頃? 十月九日 298

360 金子彌平宛 明治十一年六月十三日 301

361 同 明治十一年九月十二日 302

362 同 明治十六年五月五日 302

363 同 明治十七年四月二十五日 303

364 金井又二宛 明治十六年頃? 七月五日 304

365 同 明治十八年頃? 三月十二日 304

366 金森吉次郎宛 明治二十四年十二月二十二日 305

367 同 明治二十五年一月十五日 305

368 同 明治二十六年十一月十五日 306

369 金杉大五郎宛 明治二十四年四月二日 307

370 同 明治二十四年四月八日 307

371 同 明治二十四年十一月四日 307

372 同 明治二十四年十一月二十日 308

373 同 明治二十五年二月九日 308

374 同 明治二十五年六月四日 309

375 同 明治二十五年十一月三十日 309

376 同 明治二十六年四月十四日 310

377 同 明治二十六年四月十九日 310

378 同 明治二十六年十月二十日 310

379 同 明治二十七年一月二十三日 311

380 同 明治二十七年三月二十四日 311

381 同 明治二十七年四月十九日 312

382 同 明治二十七年九月八日 312

383 同 明治二十七年九月九日 313

384 鎌田榮吉宛 明治十三年二月二十二日 313

鎌田 榮吉
市來七之助宛 明治十四年九月十九日 314

藤野 近昌

386 鎌田榮吉宛 明治十四年九月二十二日 316

387 同 明治二十八年八月二十二日 317

388 同 明治二十九年三月六日 318

389 同 年未詳三月一日 319

390 鈴木誠宛 明治二十七年十月五日 320

391 笠原惠宛 明治十一年十月三日 321

392 同 明治十六年十二月十五日 321

393 同 明治二十九年十一月十四日 322

394 同 年未詳二月十三日 322

395 笠原文平宛 明治十六年頃? 三月十九日 323

396 柏村信宛 明治二十五年二月十五日 325

397 柏本太門宛 明治十八年十二月十一日 326

398 粕川宗造宛 年未詳四月十三日 326

よ / 部

399 依田繁太宛 明治二十八年二月九日 327

400 養生園會計局宛 明治二十八年十二月二十八日 328

401 横尾東作宛 慶應二年? 六月十六日 328

402 吉岡密乘宛 明治十年六月十二日 329

403 吉川泰次郎宛 明治十八年七月十

八日 330

た / 部

404 第六銀行支店宛 明治二十二年六月二十九日 331

405 田端重辰宛 明治二十三年七月三日 332

406 同 明治二十六年五月十八日 333

407 同 明治二十六年? 十一月十一日 333

408 同 明治二十七年十一月三日 334

409 同 明治二十八年七月十七日 334

410 同 明治二十八年七月二十八日 335

411 同 明治二十九年頃? 八月十五日 336

412 同 明治二十九年十月十五日 336

413 同 明治三十年二月八日 338

414 同 明治三十年十二月二十七日 338

415 同 明治三十年十二月二十八日 339

416 同 明治三十一年九月二十三日 339

417 田端重辰宛 年未詳七月十三日 340

高橋岩路

418 同 年未詳八月十日 340

419 田端重辰宛 年未詳九月二十八日 341

田端重辰宛 年未詳十二月二十七日 341

高橋岩路

420 同 年未詳 341

421 田端重辰宛 年月日未詳 342

422 同 年月日未詳 342

423 高橋岩路宛 明治十五年四月七日 342

424 同 年未詳一月三十日 343

425 同 年未詳五月十六日 343

426 同 年未詳七月七日 344

427 同 明治十七年二月二十二日 344

428 同 明治十八年頃? 三月二十九日 345

429 同 明治二十一年三月一日 345

430 同 明治二十一年三月二十一日 346

431 同 年未詳五月二十日 346

432 高橋達宛 明治二十三年五月十九日 347

433 同 明治二十六年十一月四日 347

434 同 年未詳六月十四日 348

435 高田源次郎宛 明治二十三年一月十五日 348

436 高木喜一郎宛 明治十一年十月十一日 349

437 同 明治二十年頃? 月日未詳 350

438 同 明治二十一年十一月五日 351

439 同 明治二十二年一月二十六日 351

440 渡邊 治宛 明治二十二年十月九日 352

高木喜一郎宛 明治二十五年二月七日 353

442 同 明治二十五年二月二十九日 354

443 同 明治三十年四月十二日 354

444 同 年未詳九月三日 355

445 高見龜宛 明治二十八年一月二十九日 355

446 同 明治二十八年四月十三日 358

447 同 明治二十八年四月十九日 360

448 同 明治二十八年七月五日 360

449 同 明治二十八年十月十八日 362

450 同 明治二十九年八月二十五日 363

451 同 明治二十九年九月二十七日 363

452 田中秀作宛 明治十一年四月二十二日 365

453 同 明治十一年十月三十一日 366

454 田中米作宛 明治十一年十二月二十四日 366

455 同 明治十二年十月十二日 367

456 同 明治十三年二月四日 368

457 同 明治十三年三月十七日 368

458 同 明治十五年五月二十九日 369

459 田中信吾宛 明治十三年八月三十日 370

460 玉江東五郎宛 明治二十七年三月二十日 371

461 武部兵治宛 明治十八年頃? 九月十九日 371

462 武田正規宛 明治十二年十月九日 372

463 瀧口吉良宛 明治十九年? 十一月十八日 373

464 同 明治二十二年一月二十三日 373

465 同 明治二十八年一月二十日 374

466 同 明治三十年九月十二日 374

467 瀧澤直作宛 明治二十三年三月二十九日 375

468 同 年未詳二月二十五日 375

そ / 部

469 草郷清四郎宛 明治十六年七月十九日 376

470 同 年未詳一月三十日 376

471 同 年未詳七月十四日 377

472 曾木圓治宛 明治二十七年四月四日 378
 473 同 明治二十七年八月九日 379
 474 同 明治二十七年九月十三日 379

つ / 部

475 土居準平宛 明治三十一年六月二十八日 380
 476 東原熊次郎宛 明治六年四月十八日 382
 477 塚田七郎二宛 明治十三年十二月二十一日 382
 478 塚本定右衛門宛 明治十二年十一月十一日 383
 479 津田興二宛 明治二十七年十月十九日 384
 480 辻寛宛 明治十七年八月十三日 386
 481 同 明治十九年四月十三日 386

な / 部

482 成瀬岩太郎宛 明治十九年五月二十七日 387
 483 同 明治二十年一月十六日 388
 484 同 明治二十一年十二月十八日 388
 485 同 明治二十三年七月十三日 389
 486 成瀬正恭宛 明治二十七年十月十日 390
 487 同 明治二十九年八月十三日 390
 488 永井好信宛 明治十三年十一月十九日 391
 489 同 明治十六年八月十九日 391
 490 同 明治二十三年五月六日 392
 491 同 年未詳九月二十一日 392
 492 長沼村民宛 明治十年十一月一日 393
 493 同 明治十年十一月十四日 394
 494 同 明治十四年十一月三十日 395
 495 同 明治十五年? 月日未詳 396
 496 中川横太郎宛 明治十一年四月六日 396
 497 同 明治二十三年一月二十二日 397
 498 同 明治二十七年二月五日 398
 499 同 明治二十九年一月二十二日 399
 500 同 明治三十年四月十二日 400
 501 同 明治三十二年二月二十二日 400
 502 同 明治三十二年十二月十五日 401
 503 長與專齋宛 明治二十三年四月一日

日 401
 504 同 明治二十三年四月一日 402
 505 同 年未詳十二月一日 402
 506 永田健助宛 明治三十年五月十三日 403
 507 同 明治三十年七月一日 404
 508 同 明治三十年七月二日 404
 509 中村栗園宛 明治十一年一月二十一日 405
 510 中村英吉宛 明治十八年四月十八日 406
 511 中村貞吉宛 明治二十六年二月二日 406
 512 中村道太宛 明治十五年三月一日 407
 513 同 明治十五年? 三月七日 408
 514 同 明治十五年? 三月三十一日 409
 515 同 明治十九年八月一日 410
 516 同 明治二十四年一月二十四日 411
 517 同 明治二十四年三月十一日 412
 518 中村菱吉宛 年未詳八月二十五日 412
 519 中野松三郎宛 明治十四年二月二日 413
 520 長澤理三郎宛 明治十二年十月十日 414
 521 同 年未詳一月十四日 414
 522 長澤理三郎父宛 年月日未詳 415
 523 中上川彦次郎宛 明治六年七月二十日 415
 524 小泉信吉宛 明治十一年九月十六日 418
 525 中上川彦次郎宛 明治二十年四月二十三日 419
 526 同 明治二十年十月一日 419
 527 同 明治二十二年八月一日 421
 528 同 明治二十四年一月七日 422
 529 同 明治二十四年一月二十七日 423
 530 同 明治二十四年二月二日 424
 531 同 明治二十四年六月二十四日 425
 532 同 明治二十七年十一月十五日 426
 533 中島精一宛 明治九年? 十月二十四日 427
 藤本菅太郎
 534 中島精一宛 明治十四年六月三日 428
 [参照] 慶應義塾出版社活字買入資金借入に關する書翰案文
 535 同 明治十四年? 四月六日 429

536 同 明治十四年? 八月二日 429
 537 同 明治十四年? 九月三日 430
 538 同 明治十四年? 十二月二十七日 430
 539 同 年未詳六月十七日 430
 540 同 年未詳八月三十一日 431
 541 同 年未詳九月五日 431
 542 中島精一宛 年未詳六月六日 432
 飯田平作
 543 夏井潔宛 明治三十年六月二十五日 432
 544 名越時孝宛 明治十八年九月二日 433
 545 南條公健宛 慶應元年頃? 八月十六日 434

む / 部

546 村井保固宛 明治十二年? 五月二十二日 435
 547 同 明治十三年九月三日 436
 548 同 明治十六年五月十七日 437
 549 同 明治十六年六月十九日 438
 550 森村豊宛 明治十六年七月四日 439
 村井保固
 551 村井保固宛 明治十六年八月二十七日 440
 552 森村豊宛 明治十六年十月二十一日 441
 村井保固
 553 村井保固宛 明治十七年五月二十七日 442
 554 同 明治十七年九月十一日 444
 555 同 明治二十年八月二十六日 446
 556 同 明治二十一年五月二十八日 446
 557 森村豊宛 明治二十一年十一月十一日 448
 岩橋謙次郎
 558 村井保固宛 明治二十七年五月二十八日 449
 559 同 明治二十八年十一月四日 450
 560 同 明治二十九年一月十一日 451
 561 同 明治二十九年六月十四日 453
 562 村上守倫宛 明治二十九年一月十三日 454

う / 部

563 上野景範宛 明治十一年十一月十六日 454
 564 内田晋齋宛 明治四年二月十三日 455

565 内田全作宛 年未詳四月二十四日 456
 566 宇都宮三郎宛 明治十一年? 九月十八日 456
 567 同 年未詳十一月二十九日 457
 568 宇佐美祐次宛 明治十九年四月九日 457
 569 梅田才三郎宛 明治二十七年四月十三日 458
 570 同 明治二十七年八月八日 458
 571 梅田又八宛 明治二十八年四月十一日 459
 572 同 明治二十八年五月二十七日 460
 573 牛場卓藏宛 明治十一年一月二十九日 460
 574 同 明治二十年七月二十四日 461
 575 同 明治二十八年四月十一日 462
 576 同 明治二十九年八月十五日 463
 577 同 明治三十年十月二十四日 463
 578 同 明治三十年十一月二日? 464
 579 薄衣光親宛 明治十一年四月二十二日 465

の / 部

580 野田鷹雄宛 明治十二年頃? 八月二十日 466
 581 野村新八郎宛 明治三十年三月三十日 466
 582 野村彦四郎宛 明治七年頃? 六月十三日 467
 583 同 明治七年頃? 七月七日 468
 584 野手一郎宛 明治十二年七月二十日 468

く / 部

585 黒川正宛 明治十九年四月九日 470
 586 同 明治二十一年十二月二十一日 470
 587 黒田清隆宛 明治十二年四月四日 471
 588 久保扶桑宛 明治十四年頃? 四月二十八日 472
 589 同 明治十七年三月七日 472
 590 隈川宗悦宛 文久三年? 月日未詳 473
 南條公健
 591 隈川宗悦宛 慶應元年? 十月十九日 474
 592 同 慶應二年? 十二月七日 475
 593 草間時福宛 明治十三年頃九月二十五日 476
 594 久米弘行宛 明治十七年十月十四日 476

595 同 明治十八年三月十一日 477
596 楠本武俊宛 明治二十八年?六月十日 478
597 楠本正隆宛 明治十二年六月二十日 478
598 同 明治十二年八月二日 480
ヤノ部
599 矢田績宛 明治十七年四月十四日... 481
600 同 明治十九年頃?七月十四日... 482
601 同 明治二十一年十月七日 482
602 谷井保宛 明治十七年三月十二日... 484
603 同 明治十七年十月十四日 484
604 谷井保宛 明治十八年七月十七日... 485
矢田績
605 柳田藤吉宛 明治二十年十二月二十八日 485
606 同 明治二十九年三月二十七日 ... 486
607 柳莊太郎宛 明治二十九年十一月二十二日 487
608 山縣有朋宛 明治十五年十一月八日 488
609 同 明治十七年一月二十九日 488
610 同 明治二十三年七月十八日 490
611 山根文策宛 明治三十年一月三十日 491
612 同 明治三十年八月六日 491
613 山名次郎宛 明治二十三年七月三日 492
614 同 明治二十三年八月一日 493
615 同 明治二十七年五月十六日 494
616 山口良藏宛 慶應三年九月七日... 494
617 同 慶應四年四月?十日 496
618 同 慶應四年六月七日 500
619 同 明治元年十二月八日 502
620 同 明治二年二月二十日 503
621 同 明治二年四月四日 504
622 同 明治二年?五月二十三日 505
623 同 明治二年?十月十四日 506
624 山口寛齋宛 明治三年十一月二日 507
山口良藏
625 山口良藏宛 明治四年?月日未詳 508
626 同 明治五年七月十二日 509
627 同 年未詳二月十六日 509
628 同 年未詳十一月一日 510
629 同 年月日未詳 510

630 山口良藏遺族宛 明治二十年五月二十日 511
631 山口寛齋宛 明治元年九月十一日 511
632 山口喜十郎宛 明治二十七年十二月十五日 512
633 山口廣江宛 明治十三年十一月四日 512
634 同 明治十五年六月二十四日 513
635 同 明治十七年三月四日 514
636 同 明治十九年二月八日 515
637 同 明治十九年五月十四日 516
638 同 明治二十二年四月五日 517
639 同 明治二十二年十月一日 518
640 同 明治二十三年三月二十三日 ... 519
641 同 明治二十三年七月八日 520
642 同 明治二十四年一月二十八日 ... 522
643 同 明治二十四年十月三十日 523
644 同 明治二十五年三月二十五日 ... 524
645 同 明治二十六年十月二十三日 ... 525
646 同 明治二十七年三月十六日 525
647 同 明治二十八年一月十七日 526
648 山崎新太郎宛 明治十九年四月二十三日 528
649 山本拙太郎宛 明治五年八月六日 528
650 同 明治五年八月十一日 529
651 安場保和宛 明治三十一年一月二十七日 530
652 安場末喜宛 明治十一年十二月六日 531
653 同 明治二十三年二月二十日 531
まノ部
654 前田助作宛 明治十六年四月十五日... 532
清水廣博
655 前島密宛 明治十一年十一月十七日 533
656 丸屋善藏宛 明治五年四月十五日 534
657 丸善書店宛 明治十四年十月九日 535
658 俣野景明宛 明治十年頃?十一月二十一日 535
659 同 年未詳十一月二日 536
660 同 年未詳十二月十日 536
661 松岡文吉宛 明治十三年?九月十七日 537
662 同 明治十四年一月十九日 538
663 同 明治十六年八月二十一日 539

664 同 明治十八年八月七日 540
665 同 明治二十一年十一月二十日 ... 540
666 松岡勇記宛 明治二十六年七月二日 541
667 松方正義宛 明治十年十月十日... 542
668 松田道之宛 明治六年十一月六日 543
669 同 明治十二年三月四日 545
670 同 明治十二年七月三十日 546
671 松田道之遺族宛 明治十五年七月七日 547
672 松平忠敬宛 明治十二年九月五日 547
673 松村録次郎宛 明治十七年四月二十三日 548
674 同 明治十七年十一月四日 548
675 松倉恂宛 明治十一年一月十日... 551
676 同 明治十一年頃?一月九日 ... 552
677 松山棟庵宛 明治二年二月二日... 552
678 同 明治二十四年三月二十八日 ... 555
679 同 明治二十四年?四月二日 556
680 同 明治二十四年?四月二十一日... 556
681 同 明治二十六年三月十五日 557
682 同 明治二十七年四月十二日 557
683 同 明治二十八年十二月二十八日... 558
684 同 明治二十九年十月二十日 558
685 同 年未詳二月三日 559
686 同 年未詳五月二十九日 560
687 同 年未詳六月二十六日 560
688 同 年未詳九月三日 561
689 同 年未詳十月三十日 561
690 同 年未詳十一月二日 562
691 同 年未詳十一月十四日 562
692 同 年未詳二月 563
693 松木直己宛 明治十二年五月十日 563
694 同 明治十二年八月六日 564
695 同 明治十四年八月九日 565
696 松本福昌宛 年未詳四月二十三日 566
697 真中直道宛 明治二十九年四月十日 567
698 同 明治三十年六月七日 567
699 同 年未詳八月十四日 568
700 同 年未詳八月十四日 568
701 同 年未詳八月二十日 569
702 同 年未詳九月二十二日 569
703 益田英次宛 明治二十一年十月三

十一月 570
704 同 明治二十二年九月二十六日 ... 570
705 同 明治二十二年頃?四月二十一日 571
706 同 明治二十二年頃?五月二日... 574
707 同 明治二十二年頃?五月七日... 574
708 同 明治二十二年頃?五月三十一日 575
709 同 明治二十二年頃?七月十九日 576
濱野定四郎
710 門野幾之進宛 明治二十四年十一月十六日 576
益田英次
711 益田英次宛 明治二十八年十二月六日 577
712 同 明治二十八年十二月六日 577
713 同 明治二十九年十二月二十七日... 578
714 同 明治三十二年十月二十七日 ... 578
715 同 年未詳三月十三日 579
濱野定四郎
716 門野幾之進宛 年未詳三月十四日 579
益田英次
717 益田英次宛 年未詳五月五日 ... 580
718 同 年未詳五月二十六日 580
719 同 年未詳七月十三日 581
720 同 年未詳八月三日 581
721 同 年未詳十月一日 582
722 門野幾之進宛 年未詳十月二十六日 583
益田英次
けノ部
723 慶應義塾教員宛 年未詳四月二十七日 584
724 慶應義塾監局宛 年未詳五月一日 584
725 同 年未詳十月 585
726 同 年未詳八月十八日 585
727 同 年未詳五月十六日 586
728 慶應義塾出版社宛 明治十四年十二月四日 586
ふノ部
729 藤井清宛 明治十九年七月三十一日 587
730 藤野近昌宛 明治二十二年十月十八日 588
731 同 明治二十二年十二月三十一日... 588
732 同 明治二十三年四月十六日 589

733 同 明治二十四年八月二十二日 ... 590
 734 同 明治二十四年九月二十七日 ... 591
 735 同 明治二十六年十一月九日 ... 591
 736 同 年未詳五月二日 ... 592
 737 藤野善藏宛 明治三年五月七日 ... 592
 738 同 明治十一年七月十六日 ... 593
 739 同 明治十二年二月四日 ... 595
 740 藤山雷太宛 明治二十年?六月十一日 ... 596
 741 同 明治二十年七月二十日 ... 596
 742 同 明治二十年七月二十八日 ... 597
 743 同 明治二十年八月五日 ... 598
 744 同 明治二十年八月二十六日 ... 599
 745 同 明治二十年八月二十七日 ... 599
 746 同 明治二十年八月三十一日 ... 601
 747 同 明治三十一年八月二十五日 ... 601
 748 藤本箭山宛 明治二年四月十七日 ... 602
 749 同 明治二年十一月五日 ... 603
 750 同 明治四年?一月二日 ... 604
 751 藤本菅太郎宛 年未詳五月四日 ... 605
 752 藤本壽吉宛 明治十八年十月七日 ... 605
 753 同 明治十八年十月二十一日 ... 606
 754 同 明治二十二年十二月十二日 ... 607
 755 同 年未詳十二月十七日 ... 609
 756 古田權次郎宛 文久二年五月八日 ... 609
 757 二木政佑宛 明治十一年八月六日 ... 610
 758 同 年未詳二月二十四日 ... 611
 759 福澤英之助宛 慶應二年十一月七日 ... 611
 760 同 慶應三年十二月十六日 ... 612
 761 同 慶應四年八月十三日 ... 614
 762 同 慶應四年月未詳 ... 615
 763 同 明治元年九月二十五日 ... 615
 764 同 明治五年二月二十日 ... 616
 765 同 明治五年四月二十八日 ... 617
 766 同 明治五年五月十一日 ... 618
 767 同 明治五年七月七日 ... 620
 768 同 明治十六年?四月十八日 ... 621
 769 同 明治十六年?五月二十六日 ... 621
 770 同 明治十六年七月二十四日 ... 622
 771 同 明治十六年七月二十五日 ... 622
 772 同 明治十六年七月二十六日 ... 623
 773 同 明治十六年八月二十四日 ... 624
 774 同 明治十六年八月三十日 ... 624

775 同 明治十六年十月五日 ... 625
 776 同 明治十六年十一月八日 ... 625
 777 同 明治十六年十一月十日 ... 626
 778 同 明治十六年十二月十四日 ... 626
 779 同 明治十六年十二月二十五日 ... 627
 780 同 明治十七年一月二十五日 ... 628
 781 同 明治十七年二月一日 ... 628
 782 同 明治十七年二月二日 ... 629
 783 同 明治十六年頃?十月三日 ... 630
 784 同 明治十八年頃?十月十七日 ... 630
 785 同 明治十九年十二月二十五日 ... 631
 786 同 明治二十年頃?二月二十一日 ... 632
 787 同 明治二十年頃?二月二十三日 ... 633
 788 同 明治二十年頃?二月二十四日 ... 634
 789 同 明治二十年三月十五日 ... 634
 790 同 明治二十年六月三日 ... 635
 791 同 明治二十年頃?六月六日 ... 635
 792 同 明治二十年頃?八月十七日 ... 636
 793 同 明治二十年十月一日 ... 636
 794 同 明治二十三年?一月十四日 ... 637
 795 同 明治二十三年四月十九日 ... 637
 796 同 明治二十四年一月二十四日 ... 638
 797 同 明治二十五年十二月二十一日 ... 638
 798 同 明治二十八年五月二十七日 ... 639
 799 福澤捨次郎宛 明治十八年十月一日 ... 639
 800 福澤一太郎宛 明治十九年十月二日 ... 641
 801 福澤捨次郎宛 明治二十年五月二十一日 ... 642
 802 同 明治二十年六月二十九日 ... 645
 803 同 明治二十年七月九日 ... 646
 804 同 明治二十年十月二十八日 ... 647
 805 同 明治二十年十二月十九日 ... 648
 806 福澤一太郎宛 明治二十一年一月一日 ... 649
 807 福澤捨次郎宛 明治二十一年三月二日 ... 650
 808 福澤捨次郎宛 明治二十一年三月二十三日 ... 651
 809 福澤一太郎宛 明治二十一年六月十六日 ... 652

810 福澤捨次郎宛 明治二十二年七月五日 ... 654
 811 同 明治二十二年七月十九日 ... 655
 812 同 明治二十二年八月十日 ... 657
 813 同 明治二十二年九月七日 ... 658
 814 同 明治二十二年十月十五日 ... 659
 815 同 明治二十二年十月二十五日 ... 660
 816 同 明治二十二年十月二十七日 ... 661
 817 同 明治二十二年十月二十八日 ... 661
 818 同 明治二十二年十一月九日 ... 662
 819 同 明治二十三年三月六日 ... 663
 820 同 明治二十三年四月二十日 ... 664
 821 同 明治二十三年六月十九日 ... 664
 822 福澤桃介宛 明治二十三年七月三日 ... 666
 823 福澤捨次郎宛 明治二十三年七月十九日 ... 667
 824 同 明治二十三年八月二十六日 ... 668
 825 同 明治二十三年十月二十四日 ... 670
 826 同 明治二十四年一月七日 ... 671
 827 同 明治二十四年一月十四日 ... 672
 828 同 明治二十四年一月二十一日 ... 674
 829 同 明治二十四年一月二十四日 ... 674
 830 同 明治二十四年二月三日 ... 676
 831 福澤一太郎宛 明治二十四年二月十二日 ... 677
 832 福澤捨次郎宛 明治二十四年四月二十三日 ... 678
 833 同 明治二十四年五月二十二日 ... 679
 834 同 明治二十七年六月二十九日 ... 680
 835 同 明治三十年十一月九日 ... 681
 836 福見常白宛 明治十三年十一月二十日 ... 682
 837 福島作次郎宛 明治二十五年十月十六日 ... 683
 838 同 明治三十年二月十日 ... 684
 二ノ部
 839 小泉信吉宛 明治十四年六月十七日 ... 684
 840 同 明治十四年七月八日 ... 686
 841 小泉信吉宛 明治十六年六月二十九日 ... 688
 842 同 明治二十年十二月十三日 ... 688
 843 同 明治二十一年一月十九日 ... 689

844 同 明治二十一年?二月二日 ... 689
 845 同 明治二十二年頃?一月九日 ... 690
 846 同 明治二十二年三月一日 ... 691
 847 同 明治二十二年四月十二日 ... 692
 848 同 明治二十二年九月三日 ... 693
 849 同 明治二十三年?二月一日 ... 694
 850 同 明治二十四年十一月十六日 ... 695
 851 同 明治二十六年十月三十一日 ... 695
 852 同 明治二十七年六月三日 ... 696
 853 同 年未詳四月八日 ... 696
 854 同 年未詳十二月二十九日 ... 697
 855 小泉おちか宛 明治二十九年九月七日 ... 697
 856 小出收宛 明治二十九年八月十日 ... 698
 857 後藤牧太宛 明治十七年三月六日 ... 698
 858 同 明治十七年三月十二日 ... 699
 859 後藤象二郎宛 明治二十六年三月二十九日 ... 700
 860 同 年未詳九月十九日 ... 700
 861 高力衛門宛 明治五年三月二十三日 ... 700
 862 同 明治八年頃?五月二日 ... 702
 863 甲賀信郎宛 明治十七年一月二十二日 ... 702
 864 神津吉助宛 明治十一年四月二十一日 ... 703
 865 同 明治十四年十二月十二日 ... 704
 866 神津國助宛 明治十五年六月七日 ... 705
 867 同 明治十七年五月十九日 ... 705
 868 同 明治二十一年三月十三日 ... 706
 869 同 明治二十一年十一月二十日 ... 706
 870 同 明治二十三年頃?五月十六日 ... 707
 871 同 明治二十四年七月二十五日 ... 708
 872 同 明治二十六年三月十四日 ... 708
 873 同 明治二十八年四月十四日 ... 710
 874 同 明治二十九年十一月十七日 ... 710
 875 同 明治三十年四月三日 ... 711
 876 同 明治三十年四月六日 ... 712
 877 神津邦太郎宛 明治二十八年十二月十五日 ... 712
 878 同 明治二十九年三月十日 ... 713
 879 同 明治二十九年九月八日 ... 714
 880 木暮武太夫宛 明治三十年三月十八日 ... 715

881	同	年未詳六月二十六日	716
882	同	年未詳八月六日	716
883	同	年未詳八月十二日	717
884	小松屋新助宛	年未詳五月二十八日	717
885	小寺泰藏宛	明治二十二年五月二十二日	718
え / 部			
886	江連堯則宛	明治二年九月二日	719
887	江南哲夫宛	明治二十年八月二十二日	721
888	江口高寛宛	明治十三年六月十八日	722
889	江口高邦宛	明治十三年?四月十二日	723
890	同	年未詳三月八日	724
て / 部			
891	寺田福壽宛	明治十五年十月一日	724
892	同	明治十六年十二月十三日	725
893	同	明治十八年七月十一日	726
894	同	明治十八年七月二十日	727
895	同	明治十九年四月十日	727
896	同	明治十九年五月二日	728
897	同	明治十九年六月十五日	728
898	同	明治十九年十一月十四日	729
899	同	明治十九年十一月十五日	729
900	同	明治二十年六月二日	730
901	同	明治二十三年二月十日	730
902	同	明治二十四年十一月三十日	731
903	同	明治二十六年十一月七日	731
904	同	明治二十六年十一月十九日	732
905	同	明治二十六年十一月二十一日	733
906	同	明治二十七年四月十九日	733
907	同	年未詳四月九日	734
908	同	年未詳六月二十七日	734
909	同	年未詳九月二十五日	735
910	同	年未詳十月一日	736
911	同	年未詳十月二十八日	736
912	同	年未詳十一月一日	737
913	寺崎常五郎宛	明治二十年一月二十五日	738
914	寺島宗則宛	明治十五年三月十四日	738
915	傳染病研究所宛	明治三十一年八月七日	739

あ / 部			
916	阿原左金吾宛	明治十九年七月三十一日	740
917	阿部泰藏宛	明治十五年九月二十八日	740
918	阿部泰藏宛	明治十七年二月七日	741
919	同	明治十七年二月十二日	742
920	同	明治十七年二月十四日	743
921	同	明治十七年二月二十二日	744
922	同	明治十七年二月二十七日	744
923	同	明治十七年三月六日	745
924	同	明治二十一年一月二十五日	745
925	同	明治二十四年一月十二日	746
926	同	明治二十五年三月十九日	747
927	同	明治二十六年十一月三十日	747
928	同	年未詳六月十六日	748
929	同	年未詳十二月十八日	748
930	荒川まさ宛	明治三十年六月二十一日	749
931	淺岡滿俊宛	明治十八年三月三日	749
932	同	明治十八年四月十六日	750
933	同	明治二十二年八月二十一日	751
934	同	年未詳四月二十五日	752
935	同	年未詳六月二十六日	752
936	朝吹英二宛	明治十三年六月三十日	753
937	同	明治十六年十月二十八日	754
938	秋山恒太郎宛	年未詳八月二十三	754
939	葦原雅亮宛	明治三十年八月六日	755
940	安藤正胤宛	明治十二年頃?六月五日	756
さ / 部			
941	西郷從道宛	明治十二年四月三日	757
942	佐藤彌六宛	明治十八年六月二十八日	758
943	同	明治二十六年一月十八日	759
944	同	明治二十九年十月二十一日	760
945	酒井良明宛	明治十二年?十一月十三日	760
946	同	明治十三年五月十八日	762
947	同	明治十三年六月十八日	762

948	同	明治十三年七月十六日	763
949	同	明治十三年十二月二十一日	764
950	同	明治十四年一月二十二日	766
951	同	年未詳十月十日	766
952	同	年未詳十二月十八日	767
953	坂田實宛	年未詳二月二十一日	768
954	同	年未詳六月二十五日	768
955	同	明治二十七年六月四日	769
956	同	年未詳三月三日	769
957	同	年未詳七月十一日	770
958	同	年未詳十月八日	770
959	佐野藤作宛	明治二十八年八月五日	772
960	同	明治二十九年八月十二日	772
961	同	明治三十一年七月三十日	773
962	櫻井郁次郎宛	明治二十七年十二月十九日	773
963	山東直砥宛	明治十四年四月十日	774
き / 部			
964	桐原捨三宛	明治十二年?五月三十一日	775
965	清岡邦之助宛	明治二十八年四月十五日	775
966	北原直次郎宛	年未詳十一月十八日	776
967	北邊田村有志宛	明治十二年頃?三月十八日	777
968	北里柴三郎宛	明治二十六年五月十六日	778
969	木村利右衛門宛	明治二十一年六月八日	779
970	木村攝津守(芥舟)宛	文久二年八月二十一日	780
971	同	年未詳九月五日	780
972	木村芥舟宛	明治二十四年一月六日	781
973	同	明治二十四年十月十六日	782
974	同	明治二十八年三月二十三日	782
975	同	明治三十年七月二日	783
976	同	年未詳一月二十日	784
977	同	年未詳二月十二日	784
978	同	年未詳六月十四日	785
979	同	年未詳九月二十六日	785
980	同	年未詳十一月三十日	786

981	木村浩吉宛	明治十二年七月十七日	786
982	同	明治二十七年十月五日	787
983	同	明治二十九年三月十三日	787
984	牛馬會社宛	明治三年八月	788
ゆ / 部			
985	弓削俊澄宛	明治二十五年十一月二日	788
め / 部			
986	明治生命保險會社宛	明治十八年二月四日	789
み / 部			
987	三輪光五郎宛	年未詳五月五日	790
988	同	年未詳五月六日	790
989	水谷六郎宛	明治廿九年四月八日	791
990	同	明治二十九年?四月二十八日	792
991	箕輪五助宛	明治二十九年十一月十七日	792
992	箕作秋坪宛	明治二年十月二十八日	793
993	三菱爲替店宛	明治十七年十二月二十五日	794
994	同	明治十八年三月三十一日	794
995	同	明治十八年七月二十一日	795
996	同	年未詳一月二十二日	795
997	三宅豹三宛	明治三十年七月七日	796
998	美澤進宛	年未詳六月十六日	797
999	同	年未詳八月二十九日	798
1000	同	年未詳十一月十四日	798
し / 部			
1001	柴原和宛	明治七年十二月、日未詳	799
1002	同	明治八年八月二十六日	800
1003	同	明治十一年二月十日	801
1004	柴林宗太郎宛	明治二十五年四月十八日	803
1005	同	明治二十六年十一月四日	804
1006	海老名晋宛	明治四年二月十日	804
1007	莊田平五郎宛	明治七年一月四日	805
1008	莊田平五郎宛	明治七年二月二十三日	806
1009	同	明治七年四月四日	808
1010	同	明治十二年十月七日	810

宛名不明ノ部

1154 宛名不明 明治五年七月十九日... 923

1155 同 明治十二年三月十九日... 923

1156 同 明治十三年六月二十九日... 926

1157 同 明治十三年十月二十四日... 927

1158 同 明治十五年二月十六日... 928

1159 同 明治二十五年頃?月日未詳... 930

1160 同 明治二十七年?月日未詳... 930

1161 茶話會案内状 明治二十九年九月六日... 931

追加ノ部

1162 大野肅章宛 明治九年十二月二日... 932

1163 武部直松宛 年未詳四月二十一日... 932

1164 同 年未詳四月二十一日... 933

第七卷

諸文集

諸文集例言

維新前

西航記... 1

或云隨筆... 47

兵士懐中便覽... 54

慶應義塾關係

慶應義塾之記... 70

中元祝酒之記... 72

慶應義塾新議... 73

私塾生徒へ公費給與廢止の布達に對する上申書... 76

慶應義塾衣服仕立局... 77

慶應義塾教則變更に關する告示... 78

慶應義塾改革の議案... 80

慶應義塾會議講習會規則... 83

慶應義塾生徒徴兵免役に關する願書... 85

慶應義塾督買法... 88

慶應義塾の小改革學生諸氏に告ぐ... 91

慶應義塾紀事... 94

慶應義塾資本金募集の趣旨... 106

金卷名譽錄... 108

明治二十五年一月二十五日慶應義塾幼稚舎にて... 108

慶應義塾基本金募集の趣旨... 110

偽版取締關係

偽版取締に關する願書... 112

偽版取締を訴ふる文... 116

偽版に關する訴訟書類... 117

「明六雜誌」

征臺和議の演説... 152

内地旅行西先生の説を駁す... 155

男女同數論... 165

明六雜誌の出版を止るの議案... 166

「民間雜誌」

智恵の指南民間雜誌... 170

發端... 171

農に告ぐるの文... 173

舊發明の器械... 175

人の説を咎む可らざるの論... 176

未來平均の論... 179

外國人の内地雜居許す可らざるの論... 181

國權可分の説... 188

「家庭叢談」

緒言... 203

字を知る乞食... 204

家庭習慣の教へを論ず... 206

女子教育の事... 209

力のない有力者の説... 212

人の言行は情慾に制せらるゝこと... 215

商標の事... 218

釣合之事... 221

要知論... 223

賣藥の事... 228

宗教の必要なるを論ず... 231

學校資金の内に藝娼妓の寄附を受く可らざるの論... 234

青物魚類市場の事... 235

宗教論の辨解... 237

新橋横濱間の鐵道を切賣す可きを論ず... 239

「滔々たる天下横著者の遁辭」

を讀みて感あり... 242

故緒方洪庵先生懷舊集の文... 244

因果應報の妨げらるゝ由縁を論ず... 245

進歩と變化との區別を知らざれば大なる間違を生ずるを論ず... 248

系統論... 252

過去現在未來の關係... 254

漫りに森林を伐倒すの害... 258

繁を省くは今の世帯の要事なるを論ず... 261

朝鮮は退歩にあらずして停滯なるの説... 263

雇主と被雇者は利益を一にするの説... 265

三種人民の長短所を論ず... 268

國民三種論二... 270

汝自から之を爲よ... 272

明治十年三月十日開成學校講義室開席の祝辭... 274

再刊「民間雜誌」

私の利を營む可き事... 278

小學維持の事... 280

著述の説... 282

門閥論... 285

上國某氏に贈る... 288

天理人儀生力建白願... 290

明治十一年三月二十七日東京府廳議事堂演説... 294

婦人養生の事... 296

民間雜誌社告... 298

内務卿の凶聞... 298

護衛を設るの説... 300

「交詢雜誌」

交詢社發會の演説... 303

明治十三年二月七日東京築地壽美屋に於て演説... 306

明治十三年二月二十九日愛宕下青松寺に於ける交詢社定期小會演説... 308

明治十三年四月二十五日兩國中村樓に於ける交詢社第一回大會演説... 309

交通論... 310

明治十四年一月二十五日木挽町明治會堂に於ける交詢社第一紀年會演説... 314

明治十五年四月二十二日木挽町明治會堂に於ける交詢社第三回大會演説... 315

明治十六年四月二十一日兩國中村樓に於ける交詢社第四回大會演説... 317

商工社會に所望ある... 318

明治十六年十二月九日熊谷町談話會に於ける演説... 324

坐して窮する勿れ... 327

明治十八年四月二十五日兩國中村樓に於ける交詢社第六回大會演説... 328

人生の壽命の事... 330

交詢社に新年を賀す... 333

明治十九年四月二十四日兩國中村樓に於ける交詢社第七回大會演説... 335

明治二十四年四月二十六日兩國中村樓に於ける交詢社第十二回大會演説... 337

序文

窮理捷徑十二月帖序... 339

豊橋煙火目錄序... 339

開牧五年記事序... 340

道聽途説序... 342

簿記活法序... 343

蘭學事始再版の序... 344

三十年史序... 346

開口笑話序... 347

金子彌平宛書翰集序... 348

碑文弔詞

福澤氏記念之碑... 349

伊藤猛太郎氏墓誌... 350

岡田泰次郎氏墓誌... 350

初代堀越角次郎君墓誌... 351

肥田濱五郎君墓誌... 352

和田義郎君墓誌... 354

小泉信吉君を弔す... 354

中村貞吉略歴... 356

二世堀越角次郎君を弔す……………	356
二世堀越角次郎君墓誌……………	357
馬場長猪君八周年祭追弔詞……………	358
山形縣北村山郡山口村開田記念 神誌……………	359
廣告文	
箱根塔の澤温泉旅館福住の案内 文案……………	361
慶應義塾幼童演說會廣告文案……………	362
南洲西郷隆盛翁銅像石碑建設主 意……………	362
福澤諭吉接客の廣告……………	363
演說豫告の揭示文……………	364
株式仲買店の廣告文案……………	364
「日本國會緣起」掲載社告……………	365
大地震に付義捐金募集廣告……………	365
時事新報の實業論……………	366
表誠義金募集……………	367
救災義金募集……………	370
「福翁自傳」掲載社告……………	371
雜纂 其一	
丸屋商社之記……………	372
肉食之說……………	385
取締の法……………	388
中津留別の書……………	397
士族の世祿處分の議……………	401
日々のをしへ……………	403
京都學校之記……………	411
彗星の辨解……………	414
「子供必用日本地圖草紙」題辭……………	416
商法講習所設立趣意書……………	417
教育の力……………	420
明治八年五月一日三田集會所發 會の祝詞……………	421
西郷隆盛の處分に關する建白書……………	423
通快丸進水祝詞……………	431
華族を武邊に導くの説……………	432
儉約示談……………	437
國會開設の儀に付建言……………	442
教育論……………	446
貿易商會開業の演說……………	452
明治辛巳紀事……………	454
掃除破壊と建置經營……………	462
文學會員に告ぐ……………	474

横濱正金銀行別段規則改定議案 に就て銀行の當事者に與へら れし意見書……………	478
丸家銀行の不始末に就て……………	480
明治十七年朝鮮京城變亂の始末……………	484
明治十八年十二月三國風聲始末……………	505
緒方維準氏の別宴……………	513
フワッシーボールの評……………	515
四方の暗雲波間の春雨……………	516
芝區三田の火事……………	526
「言海」出版の祝辭……………	527
蘭化堂設立の目論見書……………	528
明治二十七年八月軍資醜集相談 會に於ける演說……………	530
明治三十年十一月六日大阪慶應 義塾同窓會に於ける演說筆記……………	533
明治三十年十一月十四日京都懇 親會に於ける演說筆記……………	535
明治三十一年一月二十八日三田 演說會に於ける演說筆記……………	538
明治三十一年三月十二日三田演 說會に於ける演說筆記……………	546
バクテリアの説……………	552
地方の富豪……………	556
法律と時勢……………	563
雜纂 其二	
榎本武揚老母の歎願書案文……………	569
小野友五郎松本壽太夫兩人の中 立に對する辨明書……………	571
明治政府へ舊幕府海軍士官推薦 に關する書類……………	575
長沼事件に關する願書案文……………	577
春日井事件に關する願書案文……………	589
東京府會副議長辭任願……………	590
履歷書……………	591
福澤大四郎養育に關する取極書……………	592
福澤先生演劇を観る……………	593
家族の遠足……………	594
乳母の心得の事……………	594
工學會と福澤先生……………	595
朝鮮人へ貸金の記憶書……………	597
勳章などは御免……………	600
次男捨次郎罹病の際の手控……………	602
詩集 ……………	604

書翰集補遺

早矢仕有的宛 明治十二年頃?十 一月十七日……………	635
堀田瑞松宛 明治十八九年頃?二月十 九日……………	636
東條利八宛 年未詳十二月十三日……………	637
小田部武宛 明治二十三年一月十九日……………	638
鹿島秀磨宛 明治十三年十二月二十四 日……………	638
中村敬字宛 明治十二年一月二十七日……………	639
中野松三郎宛 明治十四五年頃?八 月二十九日……………	639

山口廣江宛 明治二十三年一月十九日……………	640
福井秀吉宛 明治二十七年十二月五日……………	641
水谷六郎宛 明治二十七年一月二十二 日……………	642
同 明治二十七年十二月二十八日……………	642
本山彦一宛 明治二十六年頃?十月五 日……………	643
鈴木梅四郎宛 明治二十二年十二月 三十一日……………	643
同 明治二十三年一月八日……………	644
同 明治二十三年二月十四日……………	644
杉浦福太郎宛 明治二十七年九月二 十五日……………	645

昭和九年七月一日印刷
昭和九年七月五日第一刷發行

續福澤全集第七卷

(大森製本)

版權所有

--	--

編者 慶應義塾

東京市神田區一ツ橋通町三番地
發行者 岩波茂雄

東京市神田區美土代町三丁目一番地
印刷者 島連太郎

三秀舎印刷

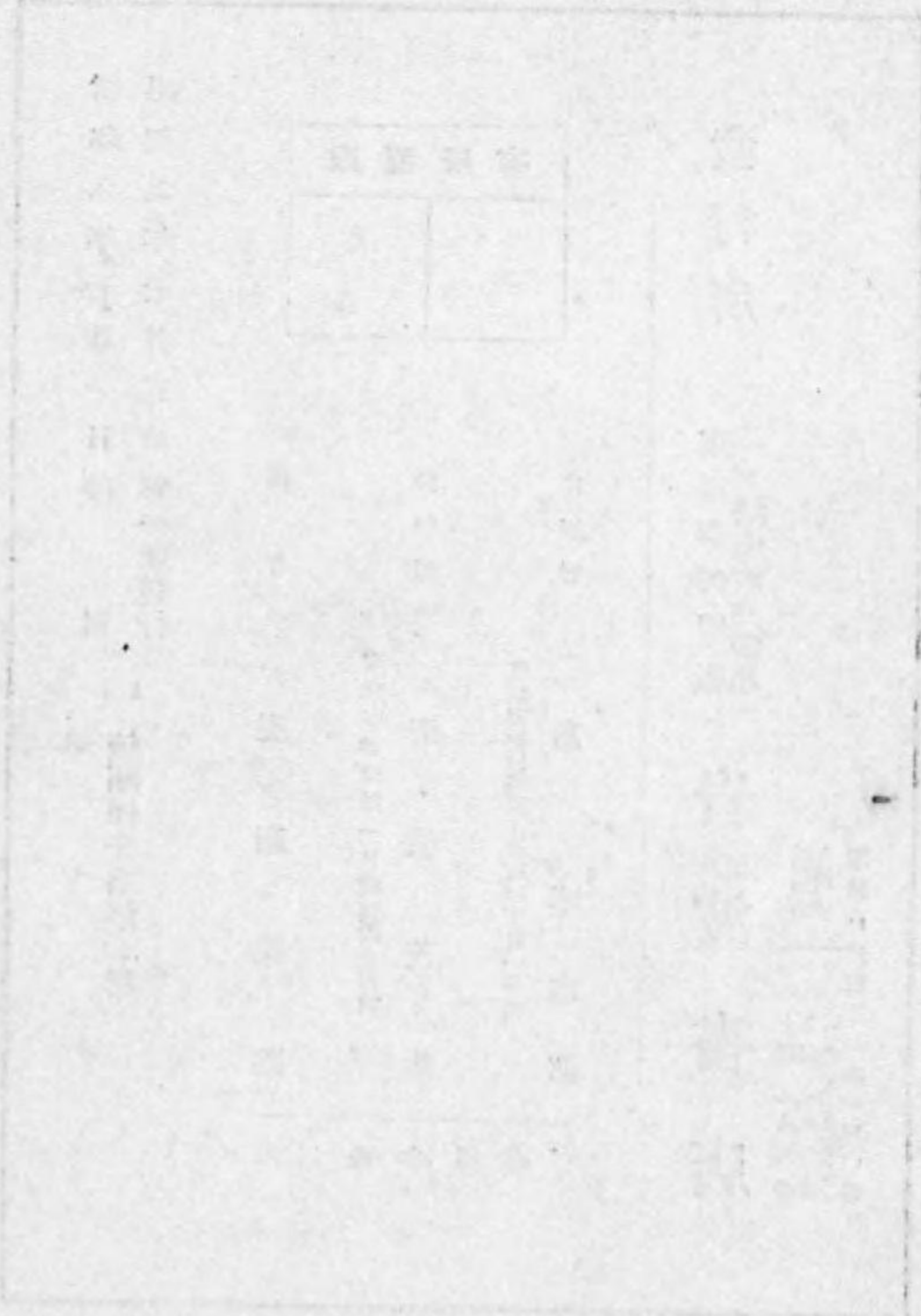
發行所

東京市神田區
一ツ橋通町三番地

岩波書店

電話(35) 一八八七番
九段 〇八八七番
振替口座東京 二六二〇番
小賣部 〇八八四番
四〇番

24R41



終